

平成 29 年度
自己点検評価報告書

埼 玉 学 園 大 学
自己点検評価委員会

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	18
基準 3 経営・管理と財務	65
基準 4 自己点検・評価	80
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A 地域貢献・社会連携	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

本学が大学開学時に掲げた人材養成の目標は、「自立と共生の意識を持った人材の養成」である。その内容は、自らの思考を深める方法を確立して応用力と自立（自律）的行動力を養うとともに、文化の多様性を尊重して共生する意識、並びに環境及び組織・社会の中で他の人々と共生する意識を養成することにある。それによって、高德かつ、社会に貢献する人材を養成することを目指す。このことは、平成12(2000)年6月30日に文部科学省に提出した「埼玉学園大学設置認可申請書」にも記載しているとおりでである。

大学の基本理念として今日まで引き継いでいるのが、この「自立と共生」である。「自立」の精神とは、大学での学修により獲得した知識や技能を通じて、主体的な思考力と判断力を身に付け、自己の確立を目指すものである。また、「共生」の意識は、自立の精神を持った個々人が、自他の関わりの中で多文化の社会を尊重し、協働しながら社会の課題の解決と新しい社会の創造に貢献する「地球市民」として生きることである。

(2) 使命・目的

「自立と共生の意識を持った人材の養成」という大学の基本理念のもとに、「本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、新時代の社会の発展に貢献できる有用かつ高徳な人材の育成を目指すとともに広く社会に開かれた大学として地域文化発展へ貢献することを期する」（埼玉学園大学学則（以下「大学学則」）第1条）ことを大学の使命・目的とし、「学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、我が国の文化の発展へ貢献することを期する」（埼玉学園大学大学院学則（以下「大学院学則」）第1条）ことを大学院の使命・目的としている。この理念を実現するため、学生が「学ぶ楽しさ、知るよろこび」をもって学園生活を送ることを、全教職員が共有し実現すべきコンセプトとしている。

(3) 個性・特色

本学の教育の特色としては、第一に少人数教育があげられる。教員一人当たり学生20人前後という教育体制の下、一方通行ではない授業で、学生個々の隠れた能力を導き出すことを目指している。

また、本学の学生は1年次から必ず1クラス10人前後の演習（ゼミナール）を受講し、基礎的な内容のテーマについて、自分で調べて考え、その内容を意見交換できるような技能の修得から始める。2年次からは自分の興味・関心に合わせた演習（ゼミナール）を選択し、学年の進行に伴って段階的に専門性を深めていく。最終学年で卒業論文又は卒業研究を仕上げるのが目標になる。

各ゼミの担当教員は、同時にそのクラスのチューターとなり、履修登録の方法、大学での学修の特色など、大学生活全般についてきめ細かな指導・助言ができる体制をとつ

ている。授業への出席状況が良くない学生との面談、資格取得や就職についての相談・指導、保育指導や教育実習に際しての巡回指導など、学生一人ひとりに配慮した教育が本学の個性であり、特色である。

さらに、本学は、所在地域を中心に幅広く活躍する職業人の養成を目指しており、キャリア教育とキャリア支援に力を入れている。1年次から教育課程内の演習（ゼミナール）やインターンシップで、職業生活に関する意識付けを強化しているほか、教育課程外でも3名のキャリアコンサルティング技能士の有資格者を含むキャリアセンター職員が、各種キャリア支援行事の企画・実施をはじめ、就職相談・助言、就職情報の提供を行っている。また、エクステンションセンターでは、各種資格取得や公務員・教員採用・就職試験の合格を支援する原則受講料無料の講座を開講している。このようにして、学生が入学後に自らの付加価値を高め、社会で幅広く活躍できるようきめ細かく配慮することとしている。

全体を通じての今後の課題

今後の課題としては、文部科学省令の改正により、「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること＝内部質保証」が評価の重点項目とされることに伴い、本学においても点検・評価項目等を含めた見直しを行い、本学における自己点検・評価をさらに適切に行ってまいりたい。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和47(1972)年2月	学校法人峯徳学園設立認可
昭和47(1972)年4月	川口幼稚園設置
昭和51(1976)年4月	東川口幼稚園設置
昭和62(1987)年4月	川口短期大学経営実務科設置
平成13(2001)年4月	埼玉学園大学設置 人間学部 人間文化学科 経営学部 経営学科 情報メディアセンター開設
平成15(2003)年4月	図書館司書課程設置 博物館学芸員課程設置 放送大学と単位互換協定を締結
平成17(2005)年2月	創合棟(現4号館)完成
平成17(2005)年4月	埼玉学園大学 人間学部 幼児発達学科設置 経営学部 会計学科設置 教育職員免許課程(中学校一種国語・社会、高等学校一種国語・ 地理歴史・商業、幼稚園一種)設置 保育士養成課程設置
平成18(2006)年4月	キャリアセンター開設
平成18(2006)年9月	キャンパス環境整備工事完了(正門、スクールバスロータリー整備)
平成20(2008)年4月	エクステンションセンター開設 教育職員免許課程(中学校一種英語、高等学校一種英語)設置
平成21(2009)年4月	埼玉学園大学の収容定員変更(1,410人→1,700人) 人間学部幼児発達学科を子ども発達学科に名称変更 教育職員免許課程(小学校一種)設置 教員・保育士養成支援センター開設
平成22(2010)年4月	埼玉学園大学大学院経営学研究科(修士課程)設置
平成24(2012)年5月	木曾呂陸上グラウンド完成
平成25(2013)年4月	経営学部 経営学科、会計学科を経済経営学部経済経営学科 に再編 大学院経営学研究科(博士後期課程)設置
平成26(2014)年1月	臨床心理カウンセリングセンター開設
平成26(2014)年4月	大学院心理学研究科(修士課程)設置
平成27(2015)年4月	大学院子ども教育学研究科(修士課程)設置
平成29(2017)年4月	人間学部心理学科設置

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 埼玉学園大学
- ・ **所在地** 埼玉県川口市大字木曾呂 1510 番地
埼玉県羽生市大字弥勒 456 番地 (羽生グラウンド)

・学部の構成

学部・研究科	学科・専攻	入学定員(人)	編入学定員(人)
大学			
人間学部	人間文化学科	80	3
	子ども発達学科	140	3
	心理学科	100	0
経済経営学部	経済経営学科	100	4
大学合計		420	10
大学院			
心理学研究科	臨床心理学専攻	10	—
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	5	—
経営学研究科	経営学専攻	10	—
大学院合計		25	—

・学生数

学部・研究科	学科・専攻	人数(人)
大学		
人間学部	人間文化学科	426
	子ども発達学科	447
	心理学科	65
経済経営学部	経済経営学科	331
経営学部	経営学科	※6
	会計学科	※1
大学合計		1276
大学院		
心理学研究科	臨床心理学専攻	13
子ども教育学研究科	子ども教育学専攻	3
経営学研究科	経営学専攻	17
大学院合計		33

※平成 25(2013)年度より経営学部の経営学科・会計学科を経済経営学部の経済経営学科に改編したため、経営学科及び会計学科は 5 年次生以上の人数

・教員数

学 部	学 科	教 授(人)	准教授(人)	講 師(人)	合 計(人)
人間学部	人間文化学科	9	3	0	12
	子ども発達学科	10	7	2	19
	心理学科	5	2	1	8
経済経営学部	経済経営学科	16	0	2	18
合 計		40	12	5	57

※経済経営学部の経済経営学科は、平成 25(2013)年度より経営学部の経営学科・会計学科から改編

・職員数

雇用形態	人数(人)
専 任	20
パート	33
合 計	53

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- 本学の教育理念は、大学開学時に「人材養成の目標」として掲げた「自立と共生の意識を持った人材の養成」であり、自らの思考を深める方法を確立して応用力と自立（自律）的行動力を養うとともに、文化の多様性を尊重して共生する意識、並びに環境及び組織・社会の中で他の人々と共生する意識の養成である。それによって、これからの時代の高徳かつ、社会に貢献する人材を養成することを目指すものである。これは、平成 12(2000)年 6 月 30 日に文部科学省に提出した「埼玉学園大学設置認可申請書」に記載しているとおりでである。
- こうした教育理念に基づき、本学は、「学校法人峯徳学園寄附行為」第 3 条に、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とすると明記している。この目標の下に、大学学則第 1 条においては「本学は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、新時代の社会の発展に貢献できる有用かつ高徳な人材の育成を目指すとともに、広く社会に開かれた大学として地域文化発展へ貢献することを期する」と規定し、大学院学則第 1 条においては、「埼玉学園大学大学院（以下「大学院」）は、学部教育を基礎とし、より高度な専門性の高い学術理論及び応用を教授研究することにより、我が国の文化の発展へ貢献することを期する」と規定している。
- 設置している学部、学科及び大学院の人材養成目的はそれぞれ以下のとおりである。

1. 大学学部、学科

本学が設置している学部、学科の人材養成の目的は、大学学則第 3 条第 2 項、第 3 項及び第 3-2 項において以下のように規定している。

なお、大学学則上規定が残っている経営学部は、平成 25(2013)年度に経済経営学部に変更し、学生募集は平成 24(2012)年度までとなっている。経営学部については平成 29 年 2 月 21 日付学則第 3 条 4 項の改正に伴う附則により、その施行日（平成 29 年 4 月 1 日）の前日に現に在学する者（以下「施行日前在学学生」とする）が経営学科およ

び会計学科のいずれにも在学しなくなる日まで存続するものとして、改正前の学則を適用する。

(1) 人間学部

人間学部は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、広い分野の知識と人間に係る専門の学術を教授研究し、国際化した共生型社会の要請にこたえられる人材を養成することを目的とする。

- ① 人間文化学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、国際的視野に立って人間と文化・歴史との係りについて理解でき、他者への共感能力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を養成する。
- ② 子ども発達学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、子どもの心身の発達の理解を基本に、乳児・幼児・児童の保育、教育に関する専門知識と技能を備えた人間性豊かな人材を養成する。
- ③ 心理学科は、社会人としての幅広い教養を持つとともに、心理学の専門的知識と心理的援助に関する技能を備え、現代社会の人間関係や組織の中で直面する課題に対し、主体的に取り組む能力を持った人材を養成する。

(2) 経済経営学部

経済経営学部経済経営学科は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、広い分野の知識と経済経営に関する専門の学術を教授研究し、企業等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

2. 大学院

本学が設置している大学院研究科の人材養成の目的は、大学院学則第4条に以下のよう

に規定している。

(1) 心理学研究科修士課程

人間の内面についての深い理解と科学的思考を身に付け臨床的態度と専門的技法をもって、人々に心理的援助のできる人材を養成する。

(2) 子ども教育学研究科修士課程

学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに顕在化する多様な学校教育課題に、教育学的内容知識をもとに課題を正確に捉え分析し、解決方策を構築し、その実践結果を評価・改善し、理論化するという研究能力と実践理論を身に付けた人材を養成する。

(3) 経営学研究科（博士前期課程）

論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性を持ち、専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び、国際的経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材の養成を教育研究上の目的とする。

(4) 経営学研究科（博士後期課程）

博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人の養成を教育研究上の目的とする。

- 以上のように、大学学則及び大学院学則の規定の文言は、高等教育機関として関係法令が求める内容を遵守するとともに、人材養成の方向を本学の「自立と共生」という教育理念に照らしながら具体的に表現しており、意味内容は明確である。

1-1-② 簡潔な文章化

- 本学では平成 20 (2008)年 5 月 21 日開催の教授会において「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を大学コンセプトとして定め、本学の教育目的と教育理念を具現化するために、学生が学ぶ楽しさを通じて知的関心を高め、知るよろこびを通じて自らの可能性を広げることができるよう、教育研究に取り組む方針を宣言している。この大学コンセプトは、高等教育機関での学びの本質を明確かつ端的に表現し、教職員、学生の道標としても具体的である。
- 学生一人ひとりが「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を知り、主体的に自立して学ぶ姿勢を醸成することこそが「自立と共生の意識を持った人材の養成」という大学理念を実現するための基本となる。授業内容や方法、学生サービス、その他学生を取り巻く環境すべてが「学ぶ楽しさ、知るよろこび」への気付きにつながる可能性があることを考慮すると、「自立と共生」の大学理念、「学ぶ楽しさ、知るよろこび」のコンセプトは、学生や教職員が理解し共有するだけでなく、学外者にも理解されることが望ましい。このような趣旨から、大学理念及びコンセプトはともに簡潔な文章表現となっており、これを本学ウェブサイト、学生便覧に掲載している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 「使命・目的」、「教育理念」、「人材養成の目的」「大学コンセプト」について、学生募集（アドミッション）、教育課程（カリキュラム）、学位授与（ディプロマ）等の各プロセスでさらに浸透していくように、「運営会議」「教授会」「FD 委員会」「教務委員会」等の各委員会で引き続き検討していく。
- その際、学生・教職員が理解し、共有しやすいように、「人材養成の目的」「大学コンセプト」等の相互の関係性についてわかりやすく説明できるよう工夫する。
- また、平成 28 (2016) 年の学校教育法施行規則の改正により、入学者受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定が義務付けられたことを踏まえ、これらの方針が大学の「使命・目的」等に依拠したものであるかを明確にするとともに、体系的や表現の整合性に留意していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-3-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

○ 大学の個性・特色としては、少人数教育、1年次からの演習（ゼミナール）、資格取得の推奨、充実した就職支援があげられる。また、きめ細かな学修支援の体制としては、少人数教育、演習（ゼミナール）に加えて、チューター制度、オフィスアワーの導入があげられる。これらについては、本学ウェブサイト、「学生便覧」、「大学案内」で明示されているところであり、その内容の概略は以下の通りである。

(1) 徹底した少人数教育

学生一人ひとりの個性を伸ばすため、きめ細かな指導を実現する。教員一人当たりの学生数は20人前後であり、学生と教員との密接なコミュニケーションを通して「わかる」ことの楽しさが実感できるよう、一方通行ではない授業により学生個々の隠れた能力と自発性を導き出す。

(2) 1年次からの演習（ゼミナール）

入学から卒業まで少人数制による演習（ゼミナール）を行う。1年次の教養演習は、1クラス10人前後で、学び合う仲間の形成、プレゼンテーションやディスカッション力の養成に力を入れ、2年次以降の基礎演習や専門演習では、自分の興味・関心に応じて担当教員による丁寧な指導を受けながら、学年の進行に伴って専門性を深めていく。最終学年で卒業論文又は卒業研究を仕上げることを目標にする。

(3) チューター制

大規模大学とは異なるメリットを最大限に活かし、演習（ゼミナール）担当教員1人がチューターとして原則8人から15人の学生を受け持つ。新入生が大学に早く慣れ、実りある学生生活を送れるよう、時間割の作成から学生生活や将来の進路についても指導し、広く学生の相談に応じる。授業への出席状況が良くない学生との面談、資格取得や就職についての学生や保証人からの相談、保育指導や教育実習に際しての巡回指導なども行う。

(4) オフィスアワー

専任教員全員が、必ず週に1回以上は「オフィスアワー」を設けている。この時間、各教員は各科目の内容についての質問、勉強の仕方、専門分野を学ぶに当たった履修計画等、様々な相談を受けるため研究室に待機している。対話を通して自己認識を深め充実した4年間を送ることができるよう、学生が専任教員の研究室を自由に訪問し、授業でわからなかったことや大学生活の悩みを気軽に相談できる時間である。

(5) 資格取得

教員免許の取得を目的とする「教育職員免許課程」、保育士の資格取得を目的とする「保育士養成課程」、図書館司書教諭の資格取得を目的とする「図書館司書教諭課程」、

図書館司書の資格取得を目的とする「図書館司書課程」、博物館学芸員の資格取得を目的とする「博物館学芸員課程」、日本語教員の資格取得を目的とする「日本語教員養成課程」を有しているほか、課程外で資格取得や就職対策を支援するエクステンションセンターを学内に設置しており、授業終了後に各種講座を受けることができる。エクステンションセンターでは、公務員・教員採用試験対策、簿記検定試験、宅地建物取引士資格、TOEIC 対策等、多様な講座を開設しており、授業料はすべての講座が原則無料で、講師も外部からの専門家を招いて担当させることにより内容の充実を図っている。

(6) 就職支援

1 年次から 4 年次まで継続的に教育課程内では演習（ゼミナール）やインターンシップで、職業生活に関する意識付けを強化しているほか、教育課程外でも 3 人のキャリアコンサルティング技能士の有資格者を含む 5 人のキャリアセンター職員が、各種キャリア支援プログラムを用意し、就職に対する意識付け、就職試験対策、キャリアガイダンス、就職相談・助言、就職情報の提供など、実践的な支援を行っている。

1-2-② 法令への適合

使命・目的及び教育目的については、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 7 条、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条及び第 99 条、並びに大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）及び大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）に従い、大学及び大学院設置の目的並びに学部及び研究科の人材養成目的について、大学学則及び大学院学則を制定し、それぞれに明確に文章化して規定化している。また、時々々の法令の改正に対応して学内関係規程の整備・改正を行っているほか、学部・学科、大学院研究科の設置等に当たって守るべき基準、設置後の履行状況調査にも真摯に対応してきており、高等教育機関として法令に適合している。

1-2-③ 変化への対応

- グローバル化の進展、情報通信技術の飛躍的発展により急激に社会が変化する中であって、「自立と共生の意識を持った人材」の重要性は今後一層高まっていくものと考えられる。一方、大学は、学術研究の成果や人材養成を通じて、社会の発展に寄与することを使命としていることから、その在り方も社会やニーズの変化に対応して変革が求められる。このため、本学では、理事会の下に設置される「学校法人峯徳学園法人経営健全化検討委員会」（以下「経営健全化検討委員会」）及び「埼玉学園大学将来事業計画検討委員会」（以下「将来事業計画検討委員会」）での審議検討を踏まえ、社会や人材養成のニーズの変化に応じて、学科の新設や改組、カリキュラムの改訂などを実施することで改善・改革に努めている。
- 平成 22(2010)年度には、経営学部における経営と会計に関する授業科目の見直しを行い、平成 24(2012)年度からカリキュラムを大幅に変更した。また、経済社会のグローバル化や金融の高度化、地域経済の活性化等に対応するため、大学院経営

学研究科（修士課程）を設置した。

- さらに、平成 23(2011)年 9 月の「経営健全化検討委員会」からの答申を受けて、高度な研究能力をもって地域の企業活動をリードすると同時に、国際的に通用する高度の専門的実務能力を備えた人材養成を目的とする博士後期課程を平成 25(2013)年度に開設し、従来の経営学研究科修士課程は博士前期課程とした。
- 同年 12 月の答申では、経済情勢や企業の経営環境の変化に対応するため、経営学部の経営学科及び会計学科を再編することを求めており、これを受けて、平成 25(2013)年から経済経営学部経済経営学科へ改組することについて理事会の承認を得、届出設置に係る大学院設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会との事前相談を経て、文部科学省に届け出た。
- 平成 23(2011)年 9 月の答申は、社会の急激な変化に伴って増加しているメンタルヘルス上の課題に対応するための臨床心理士の養成を主要な目的とした大学院の設置、複雑・困難化する学校が直面する諸課題に対応しうる中核的教員の養成を目的とした大学院の設置などを含む大学院研究科の設置を求めていた。これに対応し、大学院心理学研究科修士課程臨床心理学専攻の設置認可申請を平成 25(2013)年に、大学院子ども教育学研究科修士課程の設置認可申請を平成 26(2014)年に行い、それぞれ認可を受けて、心理学研究科については平成 26(2014)年度から、子ども教育学研究科については平成 27(2015)年度から学生の受け入れを開始している。
- 「将来事業計画検討委員会」からは、平成 27(2015)年 2 月に、学部収容定員の充足策について、新たな学科の設置を含めた検討、教育指導に関する履修・試験制度対策、就職支援対策について答申があった。これを受けて本学では、運営会議の下に「埼玉学園大学学部収容定員の充足策を検討する委員会」（以下「定員充足策検討委員会」）を設置し検討を行った。その結果、定員割れが続いている経済経営学部経済経営学科の入学定員を削減するとともに、人間学部人間文化学科の心理学領域を基礎として、これを独立させる形で「心理学科」を新たに設置することが適当であるとの結論に達した。急激に変化し不確実性が増す社会で、心理学の専門を基礎とする対人援助力や、コミュニケーション能力等の社会人基礎力の養成が今後極めて重要との認識に基づくものであり、国家資格として法制化された公認心理師の養成も視野に入れている。運営会議の審議等の学内手続きと理事会の承認、届出設置に係る大学院設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会との事前相談を経て、平成 28(2016)年 4 月に設置の届出を行った。平成 29(2017)年 4 月から学生の受け入れを開始している。平成 29 年 4 月には経済経営学部経済経営学科に「スポーツ・健康科目群」を設け、「スポーツマネジメント論」・「スポーツマーケティング論」・「スポーツ企業経営論」・「窓外スポーツ論」・「健康ビジネス論」・「スポーツ心理学」・「スポーツ文化論」・「スポーツ栄養学」・「スポーツ指導論」の 9 科目を設置した。
- 平成 30 年 4 月に経済経営学部経済経営学科の専門科目に「ビジネス科目群」を設け、「旅行ビジネス論」・「観光ホスピタリティ論」・「宿泊業経営論」・「観光マーケティング論」・「旅行業法」・「かしこい旅行実務論」・「世界遺産と観光業」・「エコツーリズム」の 8 科目を配置した。同じく平成 30 年 4 月には、公認心理師法施行および公認心理師法施行細則の施行に伴い、人間学部心理学科のカリキュラムを公認心理師の受験

資格を可能とする内容に改めた。それらに伴い経済経営学部経済経営学科および人間学部心理学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの改正を実施した。日本語教員養成課程については、平成 17 年度の課程設置以来課程登録者数が少なくことに平成 15 年以降登録者が皆無の状態が続いていたため、平成 30 年 2 月に登録募集は平成 30 年度入学生および科目等履修生をもって停止とし、すべての登録者が課程修了または卒業した年度をもって課程を廃止することとした。

- このように、「自立と共生」という本学の基本的な教育理念のもとに、社会・経済の変化に対応した組織の改編や教育課程の改訂を進めている。新しい学部・学科や研究科に対応する人材養成目的や教育課程については、理事会の承認を経て、大学学則及び大学院学則を改正し、文言の追加を行った。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 建学の精神・大学の基本理念の実現のため、引き続き社会の変化に対応した組織の改編や教育課程のあり方について検討し、必要に応じ「経営健全化検討委員会」や「将来事業計画検討委員会」に諮問し、答申を受けて対応する。
- また、大学学則や大学院学則に規定する「人材養成の目的」については、「運営会議」「FD 委員会」「教務委員会」等の各委員会にて、入学者受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との体系性や表現の整合性を検証し、必要に応じてそれぞれの表現を見直す。大学コンセプトについても、平成 20（2008）年中央教育審議会答申の「学士課程教育の構築について」で提言された「学士力」や、平成 18（2006）年に経済産業省「社会人基礎力に関する研究会中間とりまとめ」で示された「社会人基礎力」なども参考に今後のあり方を検討する。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

- 大学の使命・目的及び教育目的を達成するためには、理事会と大学との意思疎通と

情報の共有化が必要である。このため、理事会の構成員に本学の教職員が参画している。また、法人としての大学経営の健全化や大学の将来計画に係る事案は、理事会の下に設置される「経営健全化検討委員会」や「将来事業計画検討委員会」で審議されるが、各委員会構成員には本学教職員が相当数参画する仕組みとなっており、理事と教職員との相互理解・協力のもとで結論を得ることとされている。審議の状況や結果については、教授会に報告され、構成員間で情報の共有ができています。

- なお、教授会の権限の明確化等を趣旨とする平成 26 (2014) 年の学校教育法の改正に対応し、本学でも、埼玉学園大学運営会議規程（以下「運営会議規程」）、埼玉学園大学教授会規則（以下「教授会規則」）を改正し、教授会は、試験及び単位認定に関する事項、学生の入学及び卒業に関する事項、学位の授与に関する事項、学生の懲戒に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べることとされた。また、教育研究に関する重要な事項として、教育課程の編成に関する事項、教育研究組織再編等に関する事項、国内外の大学等との教育研究連携に関する事項についても意見を述べることとされた。

このように、教授会の役割の明確化に伴い、従来、教授会で審議されていた事項が運営会議に移されたものもあるが、運営会議で審議された事項は必ず教授会に報告することとしており、構成員間での情報共有に支障がないよう運営されている。

- なお、大学院についても、大学学部と同様の趣旨から、埼玉学園大学大学院委員会規程（以下「大学院委員会規程」）及び埼玉学園大学研究科委員会規則（以下「研究科委員会規則」）の改正を行っている。
- このように、理事会の構成員と大学の運営会議、教授会、大学院委員会、研究科委員会の構成員とは、相互に連携して重要事項の決定に関わっており、大学の使命・目的及び教育目的について、理解と支持を得られる環境にある。
- また、教員（非常勤講師を含む）が担当する授業名、講義の目的、各回の授業内容等を示すシラバスを作成するに当たっては、本学の教育理念、人材養成の目的、大学コンセプトを示し、これらを理解した上で授業計画を組むよう教務委員会から要請している。

1-3-② 学内外への周知

- 既に述べたとおり、大学、大学院の目的と学部、学科、研究科ごとの人材養成の目的は、大学学則、大学院学則に規定されている。これらの学則は、教職員に配付している「埼玉学園大学規則集」に掲載しているほか、全教職員・学生に配付している「学生便覧」に掲載し、周知を図っている。また、本学の教育理念としての「自立と共生」及び大学コンセプトである「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を「学生便覧」及び「履修のてびき」に明記し、学生・教職員をはじめとする関係者間で意識の共有を図っている。
- 大学学則、大学院学則については、本学ウェブサイトから閲覧できるほか、教育理念、大学コンセプトについても、ウェブサイトや受験広報用の「大学案内」の学長挨拶や項目説明のページを通して学外者にも理解いただけるよう努めている。また、「学

報」を年2回発行し、学生、保証人、高等学校、企業等、その他の本学に関係するあらゆる方面に配付しており、この「学報」には、大学コンセプトを表紙に掲げ、学長、学部長及び学科長のメッセージ、学生の体験談等の記事を通じて、「学ぶ楽しさ、知るよろこび」が伝わるように構成している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

- 理事会の下に設置される「経営健全化検討委員会」や「将来事業計画検討委員会」で審議される中長期的計画は、大学の使命・目的及び教育目的の下に、社会や人材養成のニーズの変化に対応して検討されている。平成25(2013)年度には、「経営健全化検討委員会」の答申で示されたところにより、前述の通り、経営学部を経済経営学部に変更するとともに、大学院経営学研究科博士後期課程を設置したところであり、平成26(2014)年度からの大学院心理学研究科修士課程、平成27(2015)年度からの大学院子ども教育学研究科の設置についても認可を受けた。また、平成29(2017)年度からの心理学科の開設は、「将来事業計画検討委員会」の答申に基づく収容定員を充足する計画の一環として施行された。
- アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、大学や大学院の個性・特色を明確化するためにも重要とされており（平成20年12月24日中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、平成24年8月28日中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて－生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」など）、平成28(2016)年3月には学校教育法施行規則が改正され、大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、これら3つの方針を定めることが義務付けられ、平成29(2017)年4月1日から施行されることになった。
- 本学では、従来から全学的にアドミッション・ポリシーを策定していたところであるが、平成24(2012)年の中央教育審議会答申等の方向性も踏まえ、平成25(2013)年度に、学部・学科ごとに、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定し、本学ウェブサイトに公表した。
- なお、大学院心理学研究科、大学院子ども教育学研究科及び大学院経営学研究科については、アドミッション・ポリシー、育成する人材像、指導方針、専攻の概要等を本学ウェブサイトに公表し、大学院の個性・特色を明らかにしている。
- 各ポリシー等の具体的な内容については後述するが、受け入れる学生に求める資質能力、卒業時に獲得させようとする付加価値、そのために在学中に施す教育研究の方法と内容について、「自立と共生」の教育理念と「学ぶ楽しさ、知るよろこび」のコンセプトを基礎に文章化している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

- 本学は、人間学部及び経済経営学部の2学部と、大学院として心理学研究科修士課

程、子ども教育学研究科修士課程、大学院経営学研究科博士課程の3研究科を設置している。人間学部は人間文化学科及び子ども発達学科、心理学科の3学科、経済経営学部は経済経営学科の1学科で構成しており、心理学研究科修士課程は心理学科、子ども教育学研究科修士課程は子ども発達学科、経営学研究科博士課程は経済経営学科を基礎としている。なお、大学学則上存続している経営学部は、平成25(2013)年度に経済経営学部へ改組転換されたため、当該年度に在学する学生が存在しなくなった時点で廃止となる。

- これらの教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目的を具体的実現するために設置しているものであり、その設置の目的は、学部にあつては前述のとおり、各学部・学科ごとの人材養成目的として大学学則に規定しているほか、学位授与の方針として本学ウェブサイトに掲載しているディプロマ・ポリシーに記載されている。また、大学院にあつては、大学院学則の教育研究上の目的に記載されているほか、本学ウェブサイトに掲載されている。
- 設置している学部、学科及び大学院と教育目的との関係はそれぞれ以下の通りである。

1. 大学学部・学科

本学が設置している学部、学科とその教育目的、ディプロマ・ポリシーについては、本学ウェブサイトにて以下の通り記載している。

(1) 人間学部 (ディプロマ・ポリシー)

人間学部は、「国際感覚に富んだ幅広い教養とコミュニケーション能力、情報活用能力を身に付けるとともに、高度な専門的知識の修得を通じて国際化する社会や事業組織、保育・教育現場等で応用力を発揮し得る能力を備えた」と認められる人材にディプロマを授与する方針である。

(2) 経済経営学部 (ディプロマ・ポリシー)

経営学部を改組して設置した経済経営学部は、「経営や会計に携わる企業人・社会人にとって、経済のグローバル化にともない経済に関する知識が不可欠になったことを踏まえ、経済、経営、会計の3分野を統合した知識・教養を修得して、経済経営に関する基礎的・専門的な知識・能力を有する」人材にディプロマを授与する方針である。

2. 大学院研究科

本学が設置している大学院研究科とその教育研究上の目的等については、本学ウェブサイトにて以下の通り記載している。

(1) 大学院心理学研究科 (教育研究上の目的等)

心理学研究科修士課程では、「人間の内面についての深い理解と科学的思考を身に付け、臨床心理的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材を養成する」ことを教育研究上の目的としている。同専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による第1種指定大学院の認定を受け、修了者は臨床心理士の受験資格を得ることができ、試験に合格し、臨床心理士として活躍することができる。

期待されている。

(2) 大学院子ども教育研究科（教育研究上の目的等）

子ども教育学研究科子ども教育学専攻では、「学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに顕在化する多様な学校教育課題に、教育学的内容知識をもとに課題を正確に捉え分析し、解決方策を構築し、それを実践知力まで高め、その実践結果を評価・改善し、理論化するという研究能力と実践能力を身に付けた人材を養成する」ことを教育研究上の目的としている。幼稚園教諭及び小学校教諭専修免許状取得の課程認定を受けており、教育実践を理論化する研究能力を兼ね備えて、学校現場等で活躍できる教員を育成する。

(3) 大学院経営学研究科（教育研究上の目的等）

博士前期課程は、「論理的思考に基づく研究能力を身に付け、豊かな人間性を持ち、専門性に優れ、新しい問題に対して独創的な道を切り開く人材、地域に貢献できる高度な企業経営能力を持つ人材及び国際経営感覚を身に付けた経営能力を持つ人材を養成する」ことを教育研究上の目的としており、「国際社会が大きな転換期を迎えている中で、新しい経営環境に対応できる高い専門性と豊かな人間性を持つ人材を育成」する。また、博士後期課程では、「博士前期課程の目的に加え、実務と理論を融合し、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身に付けた高度専門職業人を養成する」ことを教育研究上の目的としており、「経営に関して、知識基盤型社会の到来に対応できる高度の専門性・独創性と豊かな人間性を兼ね備え、地域社会でリーダー的な役割を果たすことのできる自立した研究能力を備えた人材を育成」する。

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 大学の使命・目的、教育目的の有効性について、学内外に周知することは不断の努力が必要である。今後もさらなる改善・向上を図るため、「運営会議」「教務委員会」「FD委員会」等で方策を検討していく。
- 平成 28(2016)年 3 月には学校教育法施行規則が改正され、大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）の 3 つの方針を定めることが義務付けられ、平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行された。
本学では、平成 25(2013)年度までに、3 つの方針を整えたが、さらに学校教育法施行規則の改正の趣旨を踏まえた体系性と表現の整合性及び内容の実質化が課題と考えている。
- 平成 28 年 3 月には文部科学省の「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令」が公布され（平成 30 年 4 月 1 日に施行）、教育活動等の改善を継続的に行う仕組み（「内部質保証」）に関することについて重点的に認証評価を行うこと、とされたのに対応し、各委員会・部局にその趣旨の周知徹底を行い体制の整備を進めている。

また、大学院については、アドミッション・ポリシー以外のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーについて、ポリシーという形式で文章化されているものがないため、今後、学校教育法施行規則改正の趣旨に沿って整備していく必要がある。

【基準1の自己評価】

- 「1-1 使命・目的及び教育目的の明確性」に関しては、本学の使命・目的は、高等教育機関として、学校教育法、大学設置基準等の関係法令に適合しており、「自立と共生の意識を持った人材養成」という人材養成目的、及び「学ぶ楽しさ、知るよろこび」という大学コンセプトは、大学での学びの本質を明確かつ端的に表現したものである。表現は簡潔で理解も容易である。
- 「1-2 使命・目的及び教育目的の適切性」に関しては、大学理念、大学コンセプトが示唆するように、本学の使命・目的及び教育目的は、学生一人ひとりの個性を伸ばすことを通じて人格の完成を目指すものである。関係法令に適合していることはもちろん、時々の法令の改正、学部・学科、大学院研究科の設置等に当たって守るべき基準、設置後の履行状況調査にも真摯に対応してきた。また、グローバル化の進展、情報通信技術の飛躍的発展により急激に変化する現代社会の中で、「自立と共生の意識を持った人材養成」の理念は一層重要になっていることから、本学の使命・目的及び教育目的としても適切である。一方、社会の変化や人材需要の高度化にも機動的・柔軟に対応して、組織改編や教育課程の変更を進めている。
- 「1-3 使命・目的及び教育目的の有効性」に関しては、「自立と共生の意識を持った人材養成」という大学の人材養成目的、「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の大学コンセプトが、各学部・学科や大学院研究科等の設置の趣旨・人材養成理念をリードする概念となってきた。また、大学の使命・目的、大学コンセプトに関する周知については、大学のウェブサイト、「学生便覧」、「埼玉学園大学規則集」等において学内外に適切に行われている。

以上のように、「使命・目的等」に関し、本学は高等教育機関として必要な水準を満たしていると考えられる。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

- 本学では、大学全体としてのアドミッション・ポリシーを定めているほか、大学院心理学研究科修士課程、大学院子ども教育学研究科修士課程並びに大学院経営学研究科博士前期課程及び後期課程のアドミッション・ポリシーをそれぞれ定めている。これらについては、学部学科・大学院研究科それぞれの各年度学生募集要項に掲載するとともに、本学ウェブサイトで公表し、受験生、保護者、高等学校教員等に周知している。

1. 大学学部・学科

本学が設置している学部・学科共通の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。

内容としては、学生の選考の基本的なポイントを、他者との関係性を自覚し、知的向上の意欲を強く持っていることに置いており、「埼玉学園大学の目指すもの」「埼玉学園大学の基本姿勢」を明らかにしたうえで、「こんな学生を求めています」として、受験生に求める能力や資質を記述している。以下に、平成 28(2016)年度学生募集要項より本学のアドミッション・ポリシーを引用する。

① 埼玉学園大学の目指すもの

「自立と共生」を教育理念としつつ、自分の力で問題を見出し、しっかりと考え判断して、進むべき方向や解決策を探すことのできる人材の育成を目指します。

② 埼玉学園大学の基本姿勢

学生一人ひとりに即して、その個性や能力を多様に引き出すことができるように工夫されたプログラムに沿って、「読む・書く・聞く・話す」など、言葉を運用するための基礎力を確かにし、資料の扱い方や読解の方法など思考の基礎となる知的体力の修得をはかります。

③ こんな学生を求めています

埼玉学園大学の誇りは、教員が一人ひとりの学生と向かい合い、各人の個性や資質に即した親身の指導をしようと心がけていることです。

基本的な学力と同じくらい大切なのは、大学での勉強を通して自分をレベルアップさせようと願う向上心や、自分を取り巻く状況に広く目を向けていこうとする好奇心、自分と他者との関係性をしっかりと把握できる認識力などです。

学びたいという意欲や、困難を乗り越えて伸びていける意志と努力、積極性や誠実さなど、それぞれが持つ様々な資質は、どれもかけがえのない大切な財産です。本学では、このような素晴らしい資質を持つ学生を求めています。

この方針のもとに、入試形態別（指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、AO入試）に求める能力等を明らかにしている。

2. 大学院研究科

大学院については、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。以下に平成28年度学生募集要項より本学大学院のアドミッション・ポリシーを引用する。

(1) 大学院心理学研究科修士課程

人間の心の発達や健康について科学的に理解し、人の心のケアを担う専門家として必要な臨床的態度と専門的技法を身に付け、人々の心理的援助に貢献できる人材の養成を目的としています。

このため、人間の心の問題に対応する実践的な人材として高い専門性と臨床的立場でのコミュニケーション能力および問題解決能力を重視する教育を目指し、論文作成能力に重点を置いた入試を行います。

また、臨床心理学専攻は、臨床心理士の養成を主たる目的としており、そのために設置している科目の履修に最低限必要な基礎的な知識を量るために、筆記試験を課し、面接試験により、公認心理師や臨床心理士としての資質を確認します。

(2) 大学院子ども教育学研究科修士課程

現在学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに、顕在化する多様な学校教育課題に、教育学的知識をもとに課題を正確に捉え分析し、解決方策を構築し、実践し、実践結果を評価・改善し、理論化する研究能力と実践理論を身に付けた高度専門職業人としての教員の養成を目標としています。

このため、教職に対する責任感と教育的愛情のもとに、自らの実践を省察し、自らの教育実践理論を構築し続けていくことのできる高度な知識・技能、地域や社会と連携・協働して教育実践に取り組むことのできる資質能力を重視する教育を目指し、論文作成能力に重点を置いた入試を行います。

(3) 大学院経営学研究科博士課程

博士前期課程は、グローバル化下での知識基盤型社会の到来に対応する独創性・専門性・人間性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目標としています。このため、知識基盤型社会に対応する人材として高い専門性と独創的な問題解決能力を重視する教育を目指し、論文作成能力に重点を置いた入試を行います。

博士後期課程は、自立した研究能力を持ってグローバル化下での知識基盤型社会の到来に対応する独創性・専門性・人間性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目標としています。このため、原則としてすでに修士号を取得した社会人・一般学生・留学生を対象に、研究計画書、研究業績（修士論文を含む）及び面接により、博

士論文のテーマに対しての問題意識の深さ、研究能力及び博士論文作成のポテンシャルティを重視した入試を行います。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

○ 学生受入れの適切な実施を目的として、本学及び川口短期大学に、学生募集・広報活動協議会（以下「協議会」）を置いている。協議会は、学長、両大学の教員、事務局長、事務職員で構成し、両大学の学生募集及び学生募集に関する広報活動の企画、連絡調整及び事業の実施体制等について検討を行う。また、両大学の学生募集活動等を円滑かつ効率的に処理するため、学生募集・広報センター（以下「センター」）を置いて、協議会、入試委員会及び入試広報課と連携しながら、各種広報活動を企画・実施している。

高校生、保護者その他の関係者に、本学の人材養成目的、アドミッション・ポリシー、教育内容、教育システム、入試内容などの関係情報を理解していただくために、センターが中核となって実施している主な広報活動は、以下のものがある。

- ・ 高校生や保護者等に対しては、「オープンキャンパス」や「進学説明会」を開催している。
- ・ 埼玉県内を中心に県外の高等学校も含め、個別に高等学校訪問を実施し、丁寧に説明を行って各高等学校との緊密な関係構築を心がけている。
- ・ 高等学校からの依頼を受けて「出張講義」を実施し、本学の教育研究内容への関心を喚起している。
- ・ 高等学校や専門の事業者が主催する大学進学説明会（ガイダンス）に参加し、直接高校生等に対し説明を行う機会を活用している。
- ・ 大学案内や本学ウェブサイト、本学の教育内容や入試情報等を詳細に掲載するとともに、専門の事業者が提供する各種広報媒体（ダイレクトメール、進学啓発用雑誌への掲載、インターネット利用による広報など）を利用して、幅広い広報に努めている。

具体的な入学選抜についてはアドミッション・ポリシーに依拠しつつ、有為な人材を求めるという観点から以下のように多彩な入試形態を採用している。

1. 大学学部・学科

大学学部・学科の入試形態は共通に以下のようになっている。このように共通の入試形態のもとに、学部・学科の人材養成目的等に応じて、選考基準に若干の違いを設けている。

① 指定校推薦入試

高等学校との信頼関係に基づいて、高校生活での全教科における総合的な学力を持ち、人物について優れていると学校長が認めた生徒について面接を行い、知的好奇心や大学での勉学意欲、また集団生活への適応性などを有する学生を求める。

② 公募推薦入試

高等学校での活動において、優れた点を持つと学校長または教諭が認めた生徒について面接を行い、自己認識やコミュニケーションなどの言語上の能力や知的な意欲、また積極性や誠実さなどを有する学生を求める。また、経済経営学部においては、商業・情報などの学科・コースを設置する専門高等学校で、商業に関する科目において所定の成績を収めた生徒、又は、所定の資格を有する生徒についても面接を行い、より高度な専門的知識を学ぶ基礎を有する学生を求める。

③ 一般入試（第Ⅰ期）

本学独自の学力試験を実施し、本学の求める日本語能力（国語）と、得意な1教科（外国語、地理歴史・公民、数学、商業のいずれか）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。

④ 一般入試（第Ⅱ期）

本学独自の学力試験を実施し、本学の求める外国語能力（英語）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。

⑤ 一般入試（第Ⅲ・Ⅳ期）

本学独自の学力試験を実施し、基礎的な日本語能力（国語）をもち、大学生にふさわしい表現力と思考力の資質を有する学生を求める。

⑥ 大学入試センター試験利用入試（第Ⅰ・Ⅱ期）

大学入試センター試験の得点により、本学の求める日本語能力（国語）と、得意な1教科（地理歴史、公民、数学、外国語のいずれか）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。（本学での個別学力試験は行わない。）

⑦ 大学入試センター試験利用入試（第Ⅲ・Ⅳ期）

大学入試センター試験の得点により、本学の求める日本語能力（国語）について、本学での学修における基礎学力を有する学生を求める。（本学での個別学力試験は行わない。）

⑧ A0入試（面談1回型）

少人数教育や言語運用能力の向上を目指す本学の基本姿勢を理解し、その方針に沿って自分の能力を伸ばすことのできる生徒を、高等学校の状況と合わせ、1回の面談で選抜する。経験から学び取る力やコミュニケーション能力を有する学生を求める。以上のほか、3年次からの編入学試験（面接形式）を実施している。

入学者の選考に関しては、学長を委員長、各学部長、各学科長等からなる入試委員会を置いて、試験科目、選考方法などの試験実施要領、入試日程、募集人員の決定や問題作成業務を専任教員と事務職員の協力体制の下に、厳正な実施に努めている。

2. 大学院研究科

大学院については、アドミッション・ポリシーに依拠しつつ、有為な人材を求めるという観点から下表のような入試形態を採用している。

[表]大学院研究科の選抜方法

研究科名	課程名	選抜の方法	
		一般選抜	学内選抜
心理学研究科	修士課程	専門科目試験 英語試験 口述試験 書類選考	口述試験 書類選考
子ども教育学研究科	修士課程	専門科目試験 英語試験 口述試験 書類選考	口述試験 書類選考
経営学研究科	博士前期課程	専門科目試験 口述試験 書類選考	口述試験 書類選考
	博士後期課程	口述試験 書類選考	

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

○ 学生の受入れについては、年度により、また学部・学科、大学院研究科により充足率に変動がある。近年は、18歳人口の減少の影響により定員未充足の状況にあり、収容定員充足のために、志願者増加のための取組及び退学者の減少に向けた取組が課題となっている。

1. 大学学部・学科

学部、学科別の入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍者数並びに学部ごとの定員充足率はそれぞれ下表1、表2のとおりである。

[表1] 入学者定員・入学者数と学部充足率（人、年度は平成）

年度	人間学部							経済経営学部			大学全体		
	人間文化学科		子ども発達学科		心理学科		学 部 充足率	経済経営学科		学 部 充足率	定員	入学者	充足率
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者		定員	入学者				
27年	140	136	140	135	—	—	0.97	140	101	0.72	420	372	0.89
28年	140	137	140	112	—	—	0.89	140	78	0.56	420	327	0.78
29年	80	57	140	81	100	65	0.63	100	82	0.82	420	285	0.68

[表 2] 学部・学科別の収容定員と在籍者数（人、年度は平成）

年度	人間学部							経済経営学部		
	人間文化学科		子ども発達学科		心理学科		学 部 充足率	経済経営学科		学 部 充足率
	定員	在籍者	定員	在籍者	定員	在籍者		定員	在籍者	
27年	506	497	506	510	506	510	0.99	504	282	0.56
28年	526	514	526	503	526	503	0.97	648	345	0.53
29年	506	426	566	447	100	65	0.80	528	331	0.63

年度	経営学部					大学全体		
	経営学科		会計学科		学 部 充足率	定員	在籍者	充足率
	定員	在籍者	定員	在籍者				
27年	120	67	45	17	0.51	1681	1373	0.82
28年	—	9	—	2	—	1700	1373	0.81
29年	—	6	—	1	—	1700	1276	0.75

2. 大学院研究科

また、大学院研究科の入学者数の内訳は下表のとおりである。入学定員に対する充足率は年度により、また、研究科により変動があり、入学定員の母数が小さいことにより変動幅も大きい。

[表] 大学院研究科別の入学者定員と入学者数（人、年度は平成）

年度	心理学研究科		子ども教育学研究科		経営学研究科			
	修士課程		修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者	定員	入学者
27年	10	4	5	1	10	10	3	1
28年	10	6	5	2	10	2	3	2
29年	10	6	5	1	10	8	3	0

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

○ 入学定員に沿って適切な学生受入れ数を維持することは、人材養成の社会的使命を果たす観点、また、大学の持続的発展の観点から極めて大きな課題となっている。

このため、「法人経営健全化検討委員会」「将来事業計画検討委員会」での審議検討等を踏まえ、社会のニーズに対応した組織改編や入学定員の学科間移動、教育課程の改訂、大学院の設置等を進めてきた。前述したように平成 29（2017）年から学生を受け入れる心理学科の開設はこうした方向の一環である。今後、組織改編や教育課程改訂の趣旨を徹底し、教育研究内容の充実に努めるとともに、改変等の趣旨が志願者を

はじめ高校教員等、関係者に浸透し定着するよう、丁寧な説明と広報に努めることとしている。

- また、収容定員未充足に関する問題の改善のためには、教育の質を保証しながら、留年者、休学者、退学者の減少対策を講ずることが重要である。このため、前述の「定員充足策検討委員会」では、原因、対応策について、入り口（入学者選抜）・中身（教育内容・方法）・出口（就職）にわたって総合的に調査検討を行っており、さらに検討を進め、着実に具体化していくことが課題である。
- 入試形態の平成 28(2016)年度からの変更点としては、A0 入試について採用していたオープンキャンパス参加型と面談 1 回型の 2 つの形態が受験生にわかりにくいという指摘もあったことから、平成 29（2017）年度入試から 1 本化することとしている。また、社会人入試については、近年、入学実績がないため平成 29(2017)年度入試においては募集しないこととした。
- 入試形態の変更点としては、A0 入試についてオープンキャンパス参加型をやめて面談を 1 回型の形態に 1 本化した。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

- 各学部・学科の教育目的を踏まえ、平成 29(2017)年度に教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を取りまとめ本学ウェブサイトで公表している。各学科の方針は以下の通りである。

1. 大学学科

(1) 人間文化学科

（カリキュラム・ポリシー）

人間文化学科では、人文科学系の専門分野を中心に学修するとともに、21 世紀の国際型・共生型の社会において強く要請される幅広い教養とコミュニケーション能力を身につけることを目的にカリキュラムを組んでいます。

本学科では、外国語科目を含む全般的な教養を学ぶ全学共通科目と、「言語・コミュニケーション科目群」及び「史学・文化・人間理解科目群」の 2 つの科目群から

構成される専門科目を配置しています。科目履修にあたっては、学生が2つの科目群を系統的かつ横断的に学ぶことにより、人文科学を総合的に学修する一方、広い視野に立って様々な問題を考える力を養うために弾力的に科目を履修できるようにします。また、演習に関しては少人数による「教養演習」「基礎演習」「専門演習」「卒業論文又は卒業研究」を学年の進行に応じて配置し、教員と学生間での双方向の授業を展開します。その中では、大学での学びの作法や専門的な文献・資料の収集、調査、分析、発表、討論の方法などをとりあげ、学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の体験と自立的・積極的な学修への取組みを促します。

本学科のカリキュラム編成の主眼は以下のとおりです。

- ① 日本人の思考・価値観の変遷をたどりながらその本質を把握し、日本の文化、思想、文学、歴史を理解する力を養成する。
- ② 欧米やアジアをはじめとする世界各地の言語、文化、思想、文学、歴史への理解を深めるとともに、日本文化との比較・対照を通じて国際的な相互理解の重要性を理解させる。
- ③ 文化や歴史の影響をうける社会的存在としての人間の形成過程を体系的に学ぶことによって、人間及び人間の営みを洞察する力を養う。
- ④ 国際型・共生型社会の構築に不可欠な言語コミュニケーション能力を培うとともに、情報社会の進展に対応できる情報活用能力及びメディアに対する判断能力を身につけさせる。

以上の①～④に対応する科目を系統的・総合的に学ぶことで得る知識や技能を活かし、人間や文化にまつわるさまざまな問題の発見・探究・解決を実践します。これらの実践を通して、批判的・論理的・創造的な思考能力を養います。1・2年次での全学共通科目及び学科専門科目の系統的な学びを基盤として、学生がより専門的な人文科学の問題について発見・探究・解決を実践する場として3年次の専門演習を位置づけます。そして、専門演習で培った能力を発揮するために最終学年において卒業論文ないしは卒業研究を課すこととします。

さらに、中学校教諭一種免許（国語・英語・社会）、高等学校教諭一種免許（国語・英語・地理歴史）取得のための教職課程を設置するほか、図書館司書、博物館学芸員、学校図書館司書教諭、社会調査士の資格取得が可能となるよう、必要な授業科目を配置します。また、これらの免許や資格の取得を奨励するため、学生にわかり易い履修モデルを用意します。

（ディプロマ・ポリシー）

人間文化学科では、「自立と共生」という本学の教育理念のもと、社会人としての幅広い教養を持つとともに、国際的視野にたつて人間と文化・歴史とのかかわりについて理解でき、他者への共感能力と豊かなコミュニケーション能力を備えた人材の養成を目的とします。そのために、人間や社会に関する専門的知識を支える土台となる幅広い教養を備えたゼネラリストの素養を身につけること、情報機器を用いた情報収集能力及び的確な選択と判断に基づいて諸問題を処理する情報活用能力を高めること、さらに、専門的知識を用いて論理的かつ創造的に思考する能力を卒業までに身につけることを学生に求めます。具体的には以下の能力を系統的または

総合的に身につけた学生に学士（文学）の学位を授与します。

卒業までに身につけることを学生に求めます。具体的には以下の能力を系統的または総合的に身につけた学生に学士（文学）の学位を授与します。

- ① 日本と世界の文学、哲学、言語学などに関する専門的知識を修得し、言語コミュニケーション能力を活用して、国際文化理解を促進できる力を備えていること。
- ② 日本と世界の文化、思想、歴史などに関する専門的知識を修得し、それらの知識を生かして国際化する社会に貢献できる力を備えていること。
- ③ 多様化する現代社会における人間の行動に関する専門的知識を修得し、人間尊重の立場から人々が直面する諸問題を解決し得る能力・技能を備えていること。

学士号を取得するには、本学に4年以上在学し、かつ所定の授業科目を履修することにより、外国語科目4単位以上を含む全学共通科目を36単位以上、専門科目を68単位以上、他学科の専門科目又は他学部の開講科目から自由選択できる科目18単位以内、合計124単位以上を修得することが必要です。

(2) 心理学科

(カリキュラム・ポリシー)

心理学科では、心理学の専門的知識や研究法を修得して、心の問題に適切に対応できるカウンセリング力を持った人材や、困難な状況においても自ら解決し主体的に生きる力を身につけた人材を育成するため、次のような方針に基づいて教育課程を編成し、実施します。

- ① 人間の心と行動にかかわる知識・技能を身につける。このため、人間の心と行動のつながりを理解することができるように、心理学概論、心理学実験、心理学研究法などの基礎科目から臨床心理学概論、社会心理学、発達心理学、カウンセリング論、心理療法論といった応用科目を幅広く用意する。
- ② 人とかかわる力やコミュニケーション力と幅広い教養を身につける。このため、少人数演習形式の基礎演習Ⅰ・Ⅱ、コミュニケーション心理学といった人と関わる力の専門的科目に加えて、人文、社会科学、自然科学、外国語など幅広い教養を身につけることができる科目を用意する。
- ③ 心と行動にかかわる現象を科学的方法によって明らかにする。このため、人間を認知、感情、行動の3つの視点から体験的に理解することができるように知覚心理学、認知心理学、欲求・行動心理学、学習心理学、認知行動療法といった科目を用意している。
- ④ 心理学の理論と技法を生かし、キャリア力の一環として自己及び他者、社会と豊かに関わる力を身につける。このため、人と人のつながり、人と社会のつながりについて専門的に理解することができるように、人間関係学、家族心理学、組織心理学、コミュニティ心理学といった専門科目を用意する。
- ⑤ 社会で倫理学の知識と技法を生かして、仕事を円滑に進めるために必要な倫理観や総合的にまとめる力を身につける。このため、生命の尊重、人権擁護、倫理

観を身につけることができるように、生命の倫理、倫理学、憲法といった教養科目を用意する。また、最終学年において、卒業論文または卒業研究に取り組むことにより、専門科目履修の総括とする。

履修の方法としては、学生が学習に積極的に取り組むように、二人一組で自分の意見を発表し、相手の意見を聞く、3、4人の小集団で意見を出し合い議論する、課題を設定しより良い解決方法を求めるなど能動的な学習方法を取り入れます。こうした教育課程の実施を通じて、学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の体験と、自律的・積極的な学修への取り組みを促します。

これらの授業科目の配置については、コース制はとっていませんが大きな分類として、学生の将来の進路に応じて、臨床心理学を深く専門的に学ぶ履修モデル、社会心理学を深く幅広く学ぶ履修モデルを用意します。国家資格として法制化された公認心理師の受験資格には、学部レベルから心理学に関する科目の体系的な履修が必要になりますので、このようなニーズに応える授業科目を用意し、学生にわかり易い履修モデルを用意します。

(ディプロマ・ポリシー)

心理学科では、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、社会人としての幅広い教養を持つとともに、心理学の専門的知識と心理的援助に関する技能を備え、現代社会の人間関係や組織の中で直面する課題に対し、主体的に取り組む能力を持った人材の養成を目的とします。

具体的には、心理統計法、心理学研究法など心理学の基礎的知識・研究法を学び、情報の収集と科学的・実証的な分析力とともに、心理学各分野の専門的知識により他者理解能力や対人援助技術を身につけて、心理専門家として活躍できる人材であり、同時に、心理学の専門性を基礎にコミュニケーション能力、チームワーク力、ストレスコントロール力などを身につけ、課題解決に主体的かつ柔軟に取り組むことにより企業等で活躍し得る人材です。本学科では次のような知識・能力・態度を有するに至った学生に学士（心理学）の学位を授与します。

- ① 心理学の知識・技能の修得により、自己理解及び他者、社会への理解を深めることができる。
- ② 心理学以外の幅広い教養と人とかかわるコミュニケーション力を獲得している。
- ③ 職場や地域、家庭などで起きる心理的事象を科学的に理解する力を身につけている。
- ④ 個人の発達や適応に関する十分な知識を持ち、他者への理解や支援に活用できる力を身につけている。
- ⑤ 人々の福祉のために心理学の知識と技能を活かす倫理観を身につけている。

学士号を取得するためには、全学共通科目（外国語科目、必修科目を含む）より 36 単位以上、学科専門科目より 68 単位以上（必修科目を含む）を必須として、卒業に必要な総単位数である 124 単位より不足する残りの単位数は、全学共通科目又は学科専門科目より必要数を修得する必要があります。

本学科では、資格取得を卒業要件とはしませんが、関連の教育科目を履修することにより、認定心理士（心理調査）、産業カウンセラー、社会調査士、図書館司書、

博物館学芸員の資格または受験資格を得ることができます。

(3) 子ども発達学科

(カリキュラム・ポリシー)

子ども発達学科では、子どもを乳児期（0歳児）から学童期（12歳児）までを主として学術研究の対象とする授業科目を編成しています。これは保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許について、複数の資格・免許の取得を目標として掲げた上で、さらに教育及び福祉の学術的探究を保障するカリキュラムとするためのものです。学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の体験と自立的・積極的な学修への取組みを促しながら、教育や保育の専門性を身につけてもらうため、人間性の育成を重視しています。また、広い視野をもち、実践力を身につけてもらうため、子ども発達学科の専門科目のみならず、全学の共通科目や他学科、他学部からの自由選択科目なども積極的に学ぶよう奨励しています。

① 教育者としての人間性

少人数演習形式の「教養演習」（1年次）、「基礎演習」（2年次）、「専門演習」（3年次）を配置し、保育・教育に関する問題の追究を通して、子どもと関わる意義について学修する。2・3年次の保育実習、3・4年次の教育実習を通じて、子ども理解を深め、一人ひとりを尊重する精神を形成する。また、人文、社会科学、自然科学、外国語などの科目を配置し、教育者としての幅広い教養を学修する。

② 教育・保育における専門的知識と実践力

教職課程に関する科目（小学校教諭免許、幼稚園教諭免許）及び保育士資格に関する科目と「保育実習」（2・3年次）、「教育実習」（3・4年次）より、理論と実践を往還できるように配置する。また、4年次秋期に「保育・教職実践演習」を配置し、これまでの大学での学びをもとに、就業に耐えうる専門的知識と実践力を身につける。

③ 態度、志向性

子ども発達学科専門科目「子どもの教育の歴史」や「多文化保育論」などの科目を通じて、多様な社会とその変化を受け止められるだけの問題意識を深める。さらに、実習に関する「事前・事後指導」や「保育・教職実践演習」を通して、教育や福祉の世界に身を置く自覚とその世界で中心的に活躍していこうとする態度を養う。

(ディプロマ・ポリシー)

子ども発達学科は、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、社会人としての幅広い教養を持つとともに、子どもの心身の発達の理解を基本に、乳児・幼児・児童の保育、教育に関する専門知識と技能を備えた人間性豊かな人材の養成を目的とします。

学士（人間学）の学位は、本学に4年以上在学し、外国語科目4単位以上を含む全学共通科目を36単位以上、保育や初等教育に関する専門科目を68単位以上、他学科の専門科目又は他学部の開講科目から自由選択できる科目18単位以内、合計124単位以上を修得し、次のような知識・能力・態度を身につけた学生に授与します。

① 教育者・保育者としての人間性

- ・ 教育や保育に関する仕事の重要性を理解し、自ら積極的に子どもと関わることができる。
- ・ 子どもの権利を理解し、さらに人間尊重の精神を身につけている。
- ・ 人と人との関係において協調性を持ち、多様な人々と協力し合うことができる。

② 教育・保育における専門的知識と実践力

- ・ 子どもの発達過程におけるつまずきや虐待等に気づき、温かいまなざしで指導、支援できる力が身につけている。
- ・ 教育実践と理論を結び付けて、実践をふり返る力が身につけている。
- ・ 独善的な見方に陥ることのないように、実証的に物事をとらえ、科学的に思考する力が身につけている。

③ 態度、志向性

- ・ 大学における講義や演習並びに実習を通じて学んだ事柄のみならず、自ら新しい価値を創造する努力ができる。
- ・ 自分の所属する社会の固定的な見方に固執することなく、常に世界的視野を持って多文化社会を理解する力がついている。
- ・ 教育や福祉の世界に身を置く自覚を持っている。

本学科では、以上のような学修の成果として、学士号の取得とともに、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状について、複数の資格・免許を取得することが非常に重視されます。

(4) 経済経営学科

(カリキュラム・ポリシー)

経済経営学科は、情報通信技術（ICT）の発展、経済の国際化の進展する知識基盤社会において、専門知識・技能を身につけた社会で自立して活躍できる有為な人材を養成します。

このために、本学科の教育課程は、全学共通科目、学科専門科目及び自由選択科目によって構成されています。

全学共通科目は、日本文学などの人文科学、環境学などの自然科学、経済学入門などの社会科学分野と外国語科目分野で構成され、他学部の科目から自由に選択できる自由選択科目とともに、豊かな人間性を備えた社会人になるための幅広い専門教養を身につけ、他者への理解力、共創する能力を育てることを目指しています。

また、学科専門科目は、経済科目群、経営科目群、会計科目群、スポーツ・健康科目群、そして共通科目群により構成され、経済経営に関する専門的な知識と技能を身につけさせるための科目です。

本学科の教育方法の特質の1つは、経済・経営・会計・スポーツ・健康科目群の学問分野の専門基本科目を1年次に広く学修し、2年次以降には各専門分野のなかから、自己の興味・適性・進路にそった各論科目を学び、自己の適性・進路に合った専門分野の高度な専門知識・技能を学習できるように科目配置しています。入学時に自己の進路に迷っている学生でも、1年次で各専門分野の基本を学べることか

ら、進路決定のために1年次から広く専門を学べるという特質があります。

その特質の2つは、学生の興味・適性・進路を尊重して、自己の持っている個性・適性を早いうちに見極め、2年次以降の専門分野の学問研究を深堀できるよう、1教員5～10名程度の少人数の「演習」授業を1年次から4年次まで継続して行っています。教員による1人ひとりの顔の見える個別指導方法です。1年次「教養演習Ⅰ」（春期）、「教養演習Ⅱ」（秋期）、2年次「基礎演習」（通年）、3年次「専門演習」（通年）、4年次「卒業論文又は卒業研究」（通年）です。演習授業は、学生1人ひとりの人格を尊重した、専門知識・技能を修得し、自己で問題を捉え、問題解決方法を見つけ、論理的に表現し、他者と共存・共創の能力を身につけることを目指しています。こうした教育課程の実施を通じながら、学生の「学ぶ楽しさ、知るよろこび」の体験と、自律的・積極的な学修への取り組みを促します。

その特質の3つは、4年間の学修の集大成として、演習指導の教員の下で「卒業論文又は卒業研究」を作成し、「卒業論文合同発表会」でプレゼンテーションを行います。

演習では、学生がしっかりとした意見を持ち、議論の相手に理解してもらえるように主張できることが求められます。混沌とした現代経済において、企業などは、課題を見つけ、課題を解決する処方箋を作成し、実際に解決する能力を有する人材を求めています。現代社会の要請に応える上できわめて重要な科目が4年間にわたる演習でもあります。

その特質の4つは、学生の勉学支援のための「情報メディアセンター」（図書館）、資格取得支援のための「エクステンションセンター」及び、就職支援のための「キャリアセンター」を学内に併設しています。各センターでは、学習全般、資格取得や就職活動の支援を専門スタッフにより積極的に行い、学生が専門知識・技能を職業人生で活かし続けられる人材の養成に努めます。

（ディプロマ・ポリシー）

経済経営学科では、「自立と共生」という本学の教育理念のもとに、幅広い教養と経済経営に関する専門的な知識・技能を身につけ、社会で自立して活躍できる人材の養成を目的とします。このため、本学科では変化の激しい知識基盤社会に対応するため、経済学、経営学、会計学、スポーツ健康ビジネス分野の幅広い専門知識・技能を学修し、たゆまず学び続ける自己研鑽力、豊かな人間性を兼ね備えた問題解決能力を有する人材の養成に努めています。

本学科の学位は、4年以上在学し、所定の科目履修の合計124単位以上を修得することにより学士（経済経営学）が授与されます。全学共通科目（外国語など必修科目を含む）から36単位以上、学科専門科目から68単位以上（必修科目を含む）、その他、全学共通科目、自由選択科目などから必要単位を修得する必要があります。

本学科の学位授与の要件は、次の通りである。

- ① 豊かな人間性を備えた企業人・社会人になるための幅広い専門教養を身につけ、他者への理解力、共存・共創する能力を修得していること。
- ② 経済のグローバル化と知識基盤社会における地域経済の活性化に対応するため、経済、経営、会計、スポーツ健康の分野の専門知識・技能を修得し、かつ

自己で考え、判断し、論理的に表現できる能力を身につけていること。

- 各研究科の教育目的を踏まえ、平成 29(2017)年度に各研究科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を取りまとめ本学ウェブサイトで公表している。以下のとおり、各研究科の方針に沿った内容になっている。

2. 大学院研究科

(1) 大学院心理学研究科修士課程

（カリキュラム・ポリシー）

心理学研究科では、自立した臨床心理士として、個人及び組織・地域からの援助希求に対して高い共感性とコミュニケーション能力を持ち、十分な心理社会的援助能力を修学することを目標としたカリキュラムを編成します。

具体的には、①心理臨床活動を展開するための実践力を養成する「基幹科目群」、②臨床心理学の知識と方法論をより高度化、深化する「基礎科目群」、③支援対象者の特徴を理解し、それに応じた援助法を修得する「発展科目群」、④修士論文作成のための高度な研究実践能力を学習する「特別課題研究」の4領域によって編成されます。

教育課程編成の目的を効果的に実現するために、教育方法として、通常の講義形式のほか、事例研究方式、課題討論方式、ロールプレイ、グループワークを含む模擬実習など、具体的かつ実践的な体験学習を多く組み入れます。

（ディプロマ・ポリシー）

心理学研究科では、人間の心と行動についての深い理解と科学的思考を身につけ、臨床的態度と専門的技法をもって人々に心理的援助のできる人材の養成を目的としています。このため、学位授与の要件としては、学生に次のような能力の修得を求めます。

① 学生が臨床心理士資格試験に十分臨める水準の臨床心理学的知識と臨床的実践力を修得していること。

② さらに、実践家・研究者モデルに沿って、臨床場面で起こる事象への科学的理解と理論的洞察を支えるための研究スキルが備わっていること。

これらの観点を踏まえて、以下の要件を満たしているときは、修了を認め、修士（臨床心理学）の学位を授与します。

大学院に2年以上在学し、履修要件に定める授業科目を履修し、専門科目22単位（必修16単位を含む）以上、「特別課題研究Ⅰ・Ⅱ」各4単位の合計30単位以上を修得し、かつ修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること。

本研究科は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院となっており、学位の取得により、臨床心理士の受験資格が得られます。

(2) 大学院子ども教育学研究科修士課程

（カリキュラム・ポリシー）

1. カリキュラムの編成

子ども教育学研究科では、教育に関する専門的知識や専門職としての資質・能力

の向上を図り、保育・教育の創造に主体的に取り組むことのできる実践的力量を有する人材を育成するために「理論を学ぶ科目」「理論と実践を往還する科目」「自らの教育実践理論を構築する科目」を構造化し、有機的関連を図ったカリキュラムを編成しています。

2. 教育の実施体制

各授業科目を担う教員が子ども教育学における教育・研究の使命をもち、保育・教育における高度な知識と実践的力量について互いに共有し、協働体制のもと教育を進めます。

3. 教育の評価

各授業科目は本学の理念・目的に沿った目標を定め、到達目標並びに評価の基準・方法を学生に周知し、成績評価を行います。また、FD委員会、研究発表会を定期的で開催し、学生による授業評価の結果をもとにカリキュラムの評価・改善を図り、教育の質保証をします。

(ディプロマ・ポリシー)

子ども教育学研究科では、学校教育において複雑化・多様化する社会背景のもとに顕在化する多様な学校教育課題に教育学的内容知識を基に課題を正確にとらえ分析し、解決方策を構築し、それを実践知力まで高め、その実践結果を評価・改善し、理論化するという研究能力と実践理論を身につけた人材の養成を目的とします。このため、学位授与のためには、次のような条件を満たす必要があります。

1. 本学の教育課程において所定の単位を修得し、以下に示す教育研究及び教育実践力を修得したと判定されること。

- ① 教育実践の省察をもとに、主体的・継続的に学び続け、自らの教育実践理論を構築することができる力量
- ② 教職員と協働して学校組織における教育活動を活性化させる協働力

2. 本学の教育課程において教育課題の解決に関する理論的探究と実践的研究を行い、修士論文としてまとめ口頭試問に合格すること。

(3) 大学院経営学研究科博士前期課程

(カリキュラム・ポリシー)

経営学研究科博士前期課程のカリキュラムは、経営学、会計学・税法学、金融論、信用リスク評価論の各学問分野の基本科目、理論科目・実務科目により編成しています。

高い専門性をもって経営・会計・税務・金融・信用リスク評価の知識を修得し、独創的で人間性豊かな高度専門職業人の育成を目指しています。このため、本研究科における研究指導は次のような特色を持っています。

- ① 研究指導の方針は、研究を重視した質の高い修士論文作成を目指していること、
- ② 教育方法は、大学のアカデミズムと先端的な実務との融合により、自ら独創的な解答を得る自立した研究能力の育成、幅広い視野からの研究活動を行うよう指導していること、
- ③ 自立した研究力を身につけるため2年間にわたり主指導教員1名・副指導教員1名の2名の教員から個別研究指導を継続して受ける体制を整えていること、
- ④

2年次の5月と11月に公開の修士論文の中間報告会を義務付け、幅広い参加者からの議論を通じて修士論文のブラッシュアップの機会を設けていること。

(ディプロマ・ポリシー)

経営学研究科博士前期課程は、高い倫理観と学術的な研究能力を持ち、現実問題を論理的に分析し、独創的で的確な解答を出せる人材育成を目指し、修士論文の作成を通じて研究能力の育成を重視した研究指導をしています。

修士号を取得する要件は、大学院に2年間以上在学し、履修要件に定める授業科目を履修し、専門科目22単位以上、「研究指導Ⅰ」4単位、「研究指導Ⅱ」4単位の合計30単位以上修得して、修士論文の面接試験の最終試験に合格することが必要です。

修士論文の到達目標は、①当該テーマにする学会の水準を踏まえていること、②当該分野に関する先行研究論文、資料等の文献を把握していること、③調査研究に関しては、調査の対象の範囲や分析が当該研究分野の水準に達していること、④問題の解決に際して、研究者の独自の論理、知見、発想が見られること、であり指導教員はこの到達目標を達成できるように論文指導を行うことにしています。

(4) 大学院経営学研究科博士後期課程

(カリキュラム・ポリシー)

経営学研究科博士後期課程の教育課程は、アカデミズムと先端的な実務との融合により、自ら独創的な解答を得る自立した研究能力の育成、幅広い視野からの研究活動の実践という本学の教育理念に照らして、経営分野、会計・税務分野、金融分野、信用リスク評価分野の理論的な科目と実践的な科目をバランスよく設定しています。

教育目標は、博士前期課程の目標に加え、次代の地域企業経営及び我が国が抱えている現実的な経営問題に対応し、新しい企業経営を切り拓く高度な研究能力を持ち、豊かな人間性と独創性を兼ね備えた自立した研究者としての能力を身につけた高度専門職業人の育成です。具体的には、①地域の企業、病院経営等の事業組織の戦略の策定・実行できる高度専門人材、②経営学に関する自立した研究能力を備えた企業経営の海外進出のフロントランナー、③地域企業と共生して、企業の国際化や地場産業の発展のために貢献できる会計・財務・金融・リスク評価・税務のできる高度専門人材、④高度な専門性をもって、先端的な金融問題、信用リスク評価できる高度金融ビジネスマン、⑤幅広い専門性を修得し官民共同の政策立案に関与できる人材です。

このための教育方法の1つは、教育課程における学問分野の実務と理論を融合し、新しい知を創造する研究能力を身につけるため、3年間にわたり、1院生に対して主指導教員1人（専任教員）と副指導教員1人（客員教員含む）の2人の教員が「博士論文作成のための研究指導」を行います。その2つは、2・3年次の5月に論文中間報告会を行い、広い学問分野からの質疑を受け、博士論文のブラッシュアップの機会を設けています。その3つは、2～3年次に学術学会で報告し、所属の学術学会において自己の論文の学問的水準を認識し、その専門分野の学会水準を超えることを目標に研究指導するとともに、査読付き学会誌に投稿するよう指導します。その4つは、3年次の10月末に博士論文の草稿を出し、公開報告会を行い、指導教員の博士論文の予備審査を受け、予備審査を合格した者が、最終修正した博士論文を提出することになります。

(ディプロマ・ポリシー)

経営学研究科博士後期課程において、博士（経営学）の学位は、原則として3年以上在学し、所定の単位12単位を修得し、かつ必要な研究指導6単位を修得の上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者で、豊かな人間性と独創性を兼ね備えた自立した研究者としての研究能力を身につけている者に授与されます。

博士論文の到達目標は、その研究分野の学会の水準に貢献する、オリジナリティを有する学術論文であることです。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

○ 教育課程の体系は、「全学共通科目」「学科専門科目」及び「自由選択科目」に区分されている。学生は1・2年次で「全学共通科目」を中心に履修した後、基礎的な教養科目から段階的に専門性の高い科目の履修に移行していく年次配当体系になっている。

また、4年間の継続したゼミ指導を行い、1年次の「教養演習Ⅰ・Ⅱ」（心理学科は「基礎演習Ⅰ」）において、文章表現やレポート作成についての基礎的な知識・技法を学び、2年次の「基礎演習」（心理学科は「基礎演習Ⅱ」）においては、教員の専門分野ごとのテーマを学ぶことにより、学生各自が学習するテーマの方向性を見つける。3年次の「専門演習」においては、自分の学習するテーマを決定し、4年次の「卒業論文又は卒業研究」で4年間の総まとめを行う。このように学生が年次の移行に沿って、段階的に学習していき、最終的に「卒業論文又は卒業研究」に到達するといった体系的な教育課程が編成されている。

なお、1年次の「教養演習Ⅰ・Ⅱ」（心理学科は「基礎演習Ⅰ」）から2年次の「基礎演習」（心理学科は「基礎演習Ⅱ」）、3年次の「専門演習」に至るまで、学生指導を継続的かつ円滑に行えるようにするため、演習担当教員は「演習担当学生引継ぎ票」を作成し、次期の演習担当教員に引き継ぎを行っている。それにより、次期演習担当教員は担当学生のそれまでの修学状況を把握できるようになっている。

○ 平成29(2017)年度より、人間文化学科の教育課程の改編が行われるとともに、新たに心理学科が発足している。まず人間文化学科は、それまでの「言語・コミュニケーション領域」「史学・文化領域」「心理学領域」の3つの領域を廃止し、新たに「言語・コミュニケーション科目群」「史学・文化・人間理解科目群」の2つの科目群を設けることとなった。その理由は、人間文化学科から心理学科が分離・独立したことにより、「心理学領域」の多くの科目を解消する必要が生じたからである。

「言語・コミュニケーション科目群」は「言語・コミュニケーション領域」の科目を継承しつつ、日本や欧米等の言語・文学を中心にコミュニケーションのあり方を追究することを目的とし、「史学・文化・人間理解科目群」は「心理学領域」のなかの人間心理に関わる基礎的な心理学関係科目を包含した形で「史学・文化領域」の科目を継承し、人間が積み上げてきた多様な歴史や文化を知り、他者への共感能力を養うことを目指すものとなっている。

これまで人間文化学科は、広い視野に立って様々な問題を考える力を養おうとする学生には専門領域を超えて科目を自由に履修することを奨励するとともに、他方で各

専門領域の科目を系統的に学修しようとする学生にはその道筋を示すため年次配当図を作成してきた。平成 29(2017)年度からは、履修科目を分野・区分別に整理しながら全体像を鳥瞰できる体系的な履修モデル図を新たに作成し、各学生が自己のニーズに沿った学修を一層やりやすくするようにしている。

- 次に、平成 29(2017)年度からスタートした心理学科は、全学共通科目 36 単位（外国語科目 4 単位含む）以上修得を卒業要件とし、学科専門科目としては、講義科目 44 科目に加えて「基礎演習Ⅰ」（1 年次）、「基礎演習Ⅱ」（2 年次）、「専門演習」（3 年次）を全員履修科目、「卒業論文又は卒業研究」（4 年次）を必修科目とする教育課程を備えたものとなっている。学科専門科目については、68 単位以上修得することが卒業要件であるが、そのうち必修科目となるのは「卒業論文又は卒業研究」のほか、心理学概論Ⅰ、心理学概論Ⅱ、臨床心理学概論、社会心理学概論、心理学研究法、心理学実験基礎、心理学統計法Ⅰの 8 科目 18 単位である。

心理学科は、人の心と行動を理解するための知識・技能を習得し、人とかかわる力やコミュニケーション力、さらには幅広い教養を身につけるため、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」など少人数によるゼミ形式で学ぶ授業を提供している。また「専門演習」や「卒業論文又は卒業研究」などのゼミでは、心理学の知識を駆使して実践的な調査・研究に取り組み、その成果をまとめていくこととしている。心理学科では、以上の演習科目を軸にしながら、履修モデルを参考に全学共通科目や学科専門科目を幅広く系統的に学修させることにより、専門知識と教養を備え、それらを実践的に活用できる人材を育成するための教育カリキュラムを構築している。

また、心理学科では平成 29(2017)年 9 月 15 日に施行された公認心理師法に対応するために、大学における必要な科目の整備、担当教員の配置、既存の科目の経過措置の検討を行った。公認心理師受験資格については、平成 29(2017)年度に入学した心理学科の学生及び平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度に入学した人間文化学科の学生に対して、公認心理師法附則第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する公認心理師になるための必要な科目の取り扱いに基づき、受験資格が得られるよう対応している。平成 30(2018)年 4 月から公認心理師の養成教育がスタートできるように、文部科学省と厚生労働省に申請書類を提出した。また公認心理師養成カリキュラムと本学学則の整合性を図るため検討を行った。

- 体系的に編成された教育課程のもと、学生にあらかじめ授業の内容や進め方、成績評価方法等を把握させるため、全学共通科目及び各学科の専門科目を担当する全教員により、半期ないしは通年の授業計画（シラバス）が作成されている。シラバスについては、大学設置基準第 25 条の 2 で規定された「授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示」し、かつ「学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示する」という趣旨を踏まえて作成している。

シラバスの内容としては、授業概要、授業計画、到達目標、履修上の注意、予習・復習、評価方法、テキストを明記している。シラバスの作成依頼に当たっては、教務委員会作成の「シラバス作成について（お願い）」を授業担当の全教員（非常勤講師を含む）に配付し、本学の「自立と共生」という教育理念及び人材養成の目標（大学学

則第3条第2項、第3項及び第3-2項)、並びに「学ぶ楽しさ、知るよろこび」を謳った「大学コンセプト」(平成20(2008)年5月21日開催教授会決定)を周知しつつ、これらの本学の基本方針を理解し授業の展開に活かすよう要請している。

なお、平成29(2017)年度からは、授業担当の学科ごとにディプロマ・ポリシーを掲載した文書でシラバスの作成依頼を行っている。作成されたすべての科目のシラバスは、授業の目的・内容や学生の到達目標、成績評価における配点比率等についての記載内容に不備がないか、教務委員によってチェックされ、必要に応じて修正等の指示が行われている。また、シラバスは学生がいつでも閲覧できるよう、本学ウェブサイトに掲載し公開している。

- また、本学では、子ども発達学科において、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成という明確な人材養成目的をもつ教育課程を編成しているほか、他学科でも中学校・高等学校の教育職員免許課程の認定を受けている。これらの免許状や資格取得に向けた教育活動の支援を目的に、教員・保育士養成支援センター(以下基準項目2-2においては「支援センター」)を設置し、学内関係組織の連携・協力と調整を行っている。学外教育・福祉関係施設での実習先確保や実習の円滑な実施に関しては、担当の役割分担と連携が一層重要になっている。

本学の免許状や資格取得に関する課程では、国の基準に準拠するとともに、本学の教育理念の実現を目指した教育を行っている。

- 埼玉学園大学における資格に関する課程の編成・運営についての事務は、「支援センター」において、「埼玉学園大学教育職員免許課程履修規程」及び「埼玉学園大学保育士養成課程履修規程」に基づいて行っている。これは学生にとって卒業に関する専攻科目履修と免許・資格に関する科目履修の区分けができ利便性のあるものである。また、平成24(2012)年の中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」の提言に沿った全学的組織としての教職センター型の運営となっている。なお、人間学部子ども発達学科は、教育職員(幼稚園・小学校)と保育士の養成を目的とする学科であり、免許や資格を取得するために必要な科目は、全て卒業要件単位に含めることができる。「支援センター」では、これら学科の学生に係る実習及び事務手続きに関することについて、関係学科と連携を図りながら業務を行っている。
- また、経済経営学部及び人間学部人間文化学科で履修できる中学校・高等学校の教職科目に関しては、開放制教員養成制度の趣旨に合った科目履修ができるよう、専攻科目と両立できるカリキュラム編成を行っている。
- 「支援センター」では、質の高い教員及び保育士を養成するため充実した実習の提供を目指している。そのため実習に関する履修が始まる前に体験的活動を経験する機会を提供するため学校ボランティアの紹介を行っている。これまでは、「支援センター」学生受付窓口横にボランティア情報のチラシ等を用意し提供してきた。平成27(2015)年度より、さらに積極的なボランティア参加を呼びかけるため、川口市内の小学校から教頭先生を招き、学校ボランティアの説明と参加の呼びかけをお願いしている。
- 大学全体として教員・保育士養成業務を運営していくため、事務組織としての「支援センター」とは別に、大学委員会として、「教員・保育士養成課程委員会」を設置し

ており、委員長は「支援センター」長が務めている。この委員会の審議事項は、各免許・資格に関する業務の企画や調整等であり、関係学部・学科から選出される委員等で月に1回程度の会議を開催している。幼稚園から高等学校の教育職員の免許まで幅広い教育課程について、各学部・学科の運営と齟齬を来さないように意見集約を図っている。また、「支援センター」では、教職に関連する資格として学校図書館司書教諭の資格取得を目的とする課程を「埼玉学園大学学校図書館司書教諭課程履修規程」に基づいて運営している。

- 本学ではこのほか、図書館司書の資格取得を目的とする「図書館司書課程」、博物館学芸員の資格取得を目的とする「博物館学芸員課程」、日本語教員の資格取得を目的とする「日本語教員養成課程」を有している。
- 過去5年間でこれらの課程を履修し、免許または資格を取得した学生の状況は下表のとおりである。小学校教諭一種免許については、平成21(2009)年度に幼児発達学科を子ども発達学科に名称変更して課程認定を受けたところであり、最初の教員免許取得者は平成24(2012)年度である。
- 平成27年度より川口短期大学と合同で教職課程及び保育士養成課程の登録者に向けて交流の場として「実習体験談と合格体験談を聞く会」を実施している。29年度においてはその中で小学校教諭・幼稚園教諭・保育士の課程で上級生から下級生に新年度のガイダンスにて配布している履修チェックシートの活用法について、実体験をもとにした説明の場を設けた。

[表] 教員免許・保育士資格等取得者数(人、年度は平成)

免許・資格名	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼稚園教諭一種	43	54	49	82	101
小学校教諭一種	17	16	21	31	35
中学校教諭一種(国語)	4	3	3	5	3
中学校教諭一種(社会)	2	2	2	4	1
中学校教諭一種(英語)	1	0	1	0	1
高等学校教諭一種(国語)	2	3	2	4	4
高等学校教諭一種(地理歴史)	3	2	2	3	3
高等学校教諭一種(英語)	1	0	1	0	1
高等学校教諭一種(商業)	0	1	0	0	0
学校図書館司書教諭	2	2	0	2	2
保育士	49	75	68	96	107
博物館学芸員	5	8	3	2	5
図書館司書	10	9	2	8	2
日本語教員	1	0	0	1	0

- このように本学では、教員免許、保育士資格、博物館学芸員資格等の資格取得のための課程を多く用意しており、学生がこうした場と機会を十分に活用することを期待している。英語・商業をはじめ中学校・高等学校の教科の免許取得者が極めて少数にとどまっていることについては、検討課題となっている。

- 教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発に関連しては、後述するように、（「基準 4. 自己点検・評価」参照）自己点検評価チェックシートに基づき、取組実績、取組・改善計画のサイクルの活用により教育内容の改善が図られている。平成 29(2017)年度に行われた教育内容の改善と教育成果の向上を目的とする取組として次のようなことが挙げられる。
 - ・ 体系的な学修の促進という点では、平成 29(2017)年度の「履修のてびき」から、人間文化学科では新たに図形式の「履修モデル」を作成し、心理学科においても進路希望別の「履修モデル」を作成した。経済経営学科については、従来どおり「学科専門科目」の年次配当図を提示している。
 - ・ シラバスの作成に当たって、全学共通科目の授業担当教員に人材養成の目標を、それ以外の教員には授業担当学科のディプロマ・ポリシーを文書にて明示するとともに、教務委員によるシラバスのチェックを引き続き行った。
- 本学の教育目的にかなった授業をより充実させていくためには、上記のような教務委員によるシラバスの事前チェックだけでなく、学期の授業終了後において、実際に授業の目標がどの程度達成されたかについて検証することが不可欠である。そうした認識に基づき、教務委員会は平成 29(2017)年度より各学期末に、授業担当の全教員に対して「授業目標の到達度に関する自己点検評価」報告書の作成を要請し、提出された報告書は年度末に 1 冊のファイルにまとめることとした。なお、そのファイルは各授業科目の目標達成度の検証を可能にすべく、1 年間教務課のカウンターに備え付けて閲覧に供した後、教務課にて保管している。
- 平成 27(2015)年度には、各教員の授業外学習に対する取組に関するアンケート調査を専任及び非常勤の教員に対して行った結果、各教員から詳細な報告がなされた。とりわけ、インターネット上に授業外学習の場を設けているという報告と学生との双方向的な文書での意見交換を行っている取組については、FD 委員会が主催した報告会において報告を求めた。この他にも予習ノートの作成などさまざまな取組が行われており、すべての取組みについての報告書「平成 27 年度授業外学習に係る調査」を作成し、教員各自の今後の学生指導の参考資料として全員に配付した。授業外学習は、単位認定の基礎の一つであり、今後とも学生の授業外学習の意欲を高めるための教授法の取組を進める。
- 学士課程科目の体系化をはかるため、平成 29 年度入学生よりナンバリングを導入し、授業の難易度や位置づけを明確化した。なお、このナンバリングは履修登録のコードとしても活用している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 教育課程編成方針は、教育目標に沿ったものであり、容易に変更できるものではない。また、学生や社会の動向に迎合し、教育目的を見失うような方針転換は避けなければならない。そのために、教育課程の変更に係る検討は、「教育課程委員会」や「教務委員会」において時間をかけて十分に議論していくこととなっている。
- しかしながら、教育方法については毎年度変化していく学生のニーズや社会の状況

に対応するスピードが求められることから、「FD 委員会」が主体となって「学生による授業アンケート」を年2回実施し、報告書として取りまとめている。また、教員同士の交流会などを実施して授業における新しい教育方法の工夫などを検討することとしている。例えば、関東地方の複数の大学で、企業が未使用となっている特許の技術について、学生が活用して製品開発し、地域企業に提供するという授業が行われており、平成27(2015)年度の研修会において、その実践例について、この企画に関わったことのある本学の教員から報告を受けている。本学においても参加型授業が地域貢献と繋がる方向での授業のあり方を検討していく。自分の強みを発見するという授業が行われており、平成29(2017)年度の研修会において、その取組を実践している本学の教員から報告を受けている。

- 前述のとおり、平成28(2016)年3月には学校教育法施行規則の改正により、大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、入学者受入れに関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、卒業の認定に関する方針を定めることが義務付けられ、平成29(2017)年4月1日から施行された。

学部に関しては平成29(2017)年2月に、学校教育法施行規則の改正の趣旨を踏まえた体系性と表現の整合性、内容の実質化を反映した3つの方針(ポリシー)を設定した。

- 本学に入学した学生について入学後の付加価値を高め人材養成の目的を達成していくことは、入学者の確保と密接に関連する問題である。教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発をすすめるとともに、これを実質化し「学士力」の育成に向けて取組実績と取組・改善計画のサイクルが円滑に機能するよう努める。
- 「授業外学習時間」の確保については、相対的に人文社会系の学生は少ないとの文部科学省等の調査結果があり、本学についても重要な課題である。「平成27年度授業外学習に係る調査」の事例を参考に、授業外学習時間を奨励する取組を行う。
- また、中学校・高等学校の教員免許が取得できる課程を効果的・効率的に運営することは、学生定員確保の上からも重要である。「定員充足策検討委員会」の検討結果も踏まえ、学生が教職課程を受講しやすくなる科目配置、学生の教職へのモチベーションを高める対策を実施していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

- 教員・学生の教育研究を支援する事務組織として「教務課」、「学生課」、「教員・保育士養成支援課」、「情報サービス課」「キャリア支援課」及び「総務課」を置き対応している。

「教務課」においては、教育課程の編成、シラバスの管理、学生の履修管理、資格課程（図書館司書、博物館学芸員等）の事務管理などを日常的に行い、授業サポートを行っている。また、学生の高いニーズに応えるため、心理学実験室には、3名のTAを配置し、各種の心理学実験や同分野の卒業論文作成の補助に当たっている。

「教員・保育士養成支援課」は、教職課程、保育士養成課程に関する委員会の運営に関するサポートや、資格・免許に関する事務取扱を行っている。また、「教員・保育士養成支援センター」において、保育・教育実習に関しての学生からの相談や、実習に関係する機関との調整に当たっている。

「情報サービス課」においては、一般的な図書館事務としての業務だけでなく、情報教育の拠点としての情報処理教室のハードや必要なソフトの管理、授業サポートや教員個人研究室のPCのサポートを行っている。

「キャリア支援課」においては、「エクステンションセンター」が主宰する学生向けの資格取得講座等の業務をサポートしている。

このように、教員と職員の協働によって、学修支援及び授業支援の充実を図っているところである。

- 本学では、入学予定者に対して課題作文を課し、専任教員が添削することによって、入学以前から文章表現力を養成することとしているほか、入学予定者を対象に入学前の3月下旬に、導入授業や各専門分野の入門授業、免許・資格取得のための授業等の説明を内容とする入学前ガイダンスを行い、併せて学習到達度調査（日本語・英語）を実施している。
- 学習到達度調査は、旺文社の「学習成果到達度システム」のテストを使用し、1科目あたり45分で行っている。調査の目的は、大学の勉学に必要な日本語力の確認と「英語Ⅰ」（1年次必修科目）のレベル別クラス分けに利用することにある。その他、学生の学力状況を把握し、学力不足の学生に対しては補習などのサポートを含めた学習支援を行う場合の参考材料とする一方、学力の良好な学生については「エクステンションセンター」の各種資格講座等の受講や将来の大学院進学を促す際の資料とするなど、学生の勉学意欲の向上に資するように活用することも学習到達度調査実施の目的となっている。上記の目的を果たすために、個々の学生の調査結果を1年次の教養演習クラスごとに担当教員に配付するとともに、学科別の成績一覧表を各学科所属の全教員に配付し、学生の学力状況を把握できるようにしている。
- また、すべての専任教員が週に1コマ以上のオフィスアワーを設定し、学生の学修上の質問や相談に応ずる体制を全学的に整えている。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 学修支援及び授業支援の充実のためには教員との意思疎通が必要不可欠である。そのために、事務職員は社会の要請や学生のニーズを的確に把握し、教員に対し適切な情報提供を行うこととする。また、新たな取組に当たっては、学内の委員会等に教員と事務職員が共に参画して企画するなど教員と事務職員の連携強化を図る。
- 事務組織については、業務内容や業務量の変化に対応して組織編成を行う。
- 教員のオフィスアワーに関しては適切になされており、一層の活用を図る。
- TA の配置に関しては、本学は心理学実験室 3 人のみとなっており、その実験室において学修支援や授業支援が行われているが、他の分野への TA の登用も含め、TA の活用のあり方を今後も検討していく必要がある。各学部・学科からの意見を待ち、必要とされた場合、「教務委員会」で審議することとする。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

- 大学学部の単位の認定については、大学学則第 32 条において「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」と規定している。本学では、学年を 2 学期に分け、4 月 1 日から 9 月 20 日までを春期、9 月 21 日から翌年 3 月 31 日までを秋期としており（大学学則第 8 条）、授業科目は、学期ごとに 15 回にわたって開講される。定期試験は 16 回目に行われる。
- また、成績評価については、大学学則第 33 条において「試験の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする」と定められている。その判定については下表のような基準によっており、この内容については、学生及び教職員に配付する「履修のてびき」、教員に配付する「教員のてびき」に明示されている。

[表] 成績判定の基準

合格			不合格
100～80 点	79～70 点	69～51 点	50 点～0 点
優	良	可	不可

学習成果の評価は、基本的には学期末試験の結果によるが、授業期間中の小テストの結果などの平常点を加味することができる。各担当教員の評価の方法についてはシラバスに明示されている。また、学生から成績評価について照会がある場合は、一定期間を設けて文書による質問等を受け付け、授業担当教員から文書をもって回答することとしており、評価の透明性、客観性を保ち、適切な評価がなされる仕組みとなっている。

- 大学の卒業要件は、全学的に合計 124 単位以上と定めている。内訳は、科目区分である「全学共通科目」として、「日本語・日本事情Ⅰ～Ⅳ」を含む外国語科目については、18 科目 18 単位のうち必修の英語科目 2 単位以上を含め 4 単位以上の修得が必要であり、人文・社会・自然科学科目等については、38 科目 74 単位のうち必修の「情報機器の操作」2 単位を含め 32 単位以上の修得が必要である。また、「学科専門科目」は、学科によって提供されている科目数、単位数、必修科目は異なるが、全体としては必修を含め 68 単位以上を最低履修単位数としている。以上の要件を満たしたうえ、全学共通科目と学科専門科目の修得単位数と卒業要件単位 124 単位との差については、他学部・他学科の開講科目から「自由選択科目」として、18 単位を上限として卒業要件単位に含めることができる(ただし、心理学科は「自由選択科目」を認めていない)。このようにして、幅広い教養と深い専門のバランスを図る構成となっている。
- 学位授与については、例年、3 月に開催される教授会において卒業判定を行い厳格に決定している。とりわけ、4 年次生の必修科目である「卒業論文又は卒業研究」はより厳しく管理されており、各教員が定める「字数」「枚数」「形式」等の作成要領に関して、教務委員会の審議を経て 10 月の教授会に報告される。各学生の卒業論文又は卒業研究の「題目」に関しては、12 月教授会に報告されている。
- GPA (Grade Point Average) の導入については、教務委員会で検討した結果、GPA 制度導入に伴って期待される相対評価を採用した場合、少人数教育を旨とする本学の各授業の受講者数に鑑みた時、その成績実態を十分に反映させることが現時点では困難であると考えられるため、導入しないこととした。そのため、成績優秀者等を選出するための成績指標については、以下の従来どおりの計算式により算出するものとする。

$\frac{\text{優の単位数} \times 1 + \text{良の単位数} \times 0.5 + \text{可の単位数} \times 0.25}{\text{総修得単位数(卒業要件科目で算出、「認定」の評価と記載された科目は除く。)}} \times 100$
--

- 登録単位については、前述の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築について」を踏まえ、単位制度の実質化を図るため、年間の登録単位数の上限を演習(ゼミ)や資格課程等の科目を除き、40 単位に設定している。ただし、卒業年次生の履修登録単位数の上限については設けていない。
- 大学院においても学部同様、学年を 2 学期に分け、4 月 1 日から 9 月 20 日までを春期、9 月 21 日から翌年 3 月 31 日までを秋期としている(大学院学則第 8 条)。大学院においては、春期は前期、秋期は後期と呼ぶ。授業科目は、学期ごとに 15 回開講される。定期試験が実施される場合は 16 回目に行われる。
- 大学院の修了要件については、大学院学則第 31 条に規定されている。心理学研究科修士課程、子ども教育学研究科修士課程、経営学研究科博士前期課程については、標

準修業年限（大学院学則第5条）である2年以上在学し、「30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、当該課程の目的に応じ修士論文審査及び最終試験に合格した者」と規定している。なお、経営学研究科博士前期課程については、研究科委員会が適当と認めた場合は、修士論文に代えて特定の課題研究をもって研究成果とすることができる。

- 30単位の内訳については、研究科ごとに定められている。心理学研究科修士課程では、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会から、臨床心理士の受験資格が取得できる第1種大学院として認定されているため、必修科目として「基幹科目群科目」を16単位及び「研究指導」8単位を含むことが必要である。また、子ども教育学研究科修士課程では、幼稚園教諭専修免許状及び小学校教諭専修免許状の課程認定を受けていることから、必修科目として、「子ども教育学講義科目」「子ども教育学演習科目」の4単位、「研究指導」6単位に加え、「子ども教育学講義科目」「子ども教育学演習科目」の中から選択必修科目として12単位を含むことが必要である。経営学研究科博士前期課程では必修科目である「研究指導」8単位を含むことが必須である。

また、経営学研究科博士後期課程については、標準修業年限である3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで当該課程の目的に応じ、博士論文審査及び最終試験に合格することが必要である。この間に必要な修得単位数は必修科目である「研究指導」6単位を含む12単位以上としている。

- 学位授与については、例年3月に開催される研究科委員会において修了判定を行い厳格に決定している。学位の申請、学位論文審査、最終試験等、学位授与に関する要件や手続きについては、「埼玉学園大学学位規程」（以下「学位規程」）に定めるところによるが、具体的な要件、手続き、申請様式等については、研究科ごとに「埼玉学園大学大学院心理学研究科修士課程学位論文審査及び最終試験実施細則」「埼玉学園大学大学院子ども教育学研究科修士課程学位論文審査及び最終試験実施細則」「埼玉学園大学大学院経営学研究科博士課程の研究指導及び学位に関する細則」（以下「細則」と総称）を定め、適切な運用に務めている。
- 学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨については、「学位規程」（昭和28年4月1日文科省令第9号）「学位規程」「細則」に基づき、平成28（2016）年4月に運用を開始した「埼玉学園大学・川口短期大学機関リポジトリ」で公表した。なお、学位を授与された者は、原則として論文全文の公表を行うこととされており、上記と同様にリポジトリの活用が予定されている。
- 学部においては、成績評価の規則を含め、履修に関わる体系的な規程の整備を行うため、平成30（2018）年1月に「埼玉学園大学履修規程」、同年3月に「埼玉学園大学履修規程に関する細則」を制定した。なお、これらの規程は平成30年度入学者から適用することとしている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

- 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、「埼玉学園大学学則」、「埼玉学園大学大学院学則」、「学位規程」、「埼玉学園大学履修規程」、「埼玉学園大学履修

規程に関する細則」、「履修のてびき」等で明らかにされているが、今後もその厳正な適用を保持するとともに、基準の妥当性について不断の検証を行っていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

○ 本学では、学生の卒業後の職業生活等を支援するため、教育課程に関しては、教務委員会が中心となり、教育課程外については、エクステンションセンターとキャリアセンターが連携を図り、大学設置基準第 42 条の 2 の規定の趣旨に添って取り組む体制を整備している。エクステンションセンターは、学生の各種資格取得、国家試験対策等を支援するための教育事業を展開し学生のキャリア支援に資すること等を目的として設置されており、就職活動全般に必要な知識やスキルを身に付けられるよう、希望する学生は無料で受講できる各種講座を開設している。また、キャリアセンターは、学生の就職及び進学活動の支援を目的としている。

○ 教育課程内の取組としては、1 年次から職業生活に関する意識付けを強化するため、1 年次から全学共通科目として「教養演習 I・II」、1・2 年次に、「インターンシップ I」、3 年次に「職業指導」（経済経営学部）、3 年次に「インターンシップ II」を開講して、4 年間を通じて教育指導ができるようにしている。

「インターンシップ I」はインターンシップ（企業就業体験）のための準備講座で、働くことに関する基礎知識の習得や、先輩・企業人との対話などによる就業意識の醸成を目的とする事前指導、短期間の実習体験後の事後指導からなる。「インターンシップ II」は、自己分析、受入先への応募や実習のための事前指導と一定のインターンシップ実習に行った際の事後指導を行うこととなっている。いずれの授業も、適宜、グループワークを取り入れ、コミュニケーション能力の向上を意識したものとなっている。

○ また、教育課程外の取組としては、エクステンションセンターで開設している各種講座があげられる。このうち、「就職基本講座」や「就職講演会」（業界・仕事研究）では就職活動に活用できる知識やスキルを適宜学べるようにするなど、逐次、内容の改善・充実を図ってきている。

平成 28 年度までエクステンションセンターで開設していた「キャリアデザイン（基礎力）」と「キャリアデザイン（実践力）」の 2 講座は、卒業後を見据えた大学生活のデザインや、働く意味などを学習し、また自己の能力・適性・価値観についての気づきを深めるといった実践的な内容となっていた。また、両講座は一定の条件に基づい

て全学共通科目の単位（それぞれ2単位）を認定することとしていた。そして、平成29年度よりエクステンションセンターでの開設を閉鎖し、内容の充実を図るために経済経営学部の学科専門科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を新たに開講するに至っている。

- エクステンションセンターでは、平成29(2017)年度は、上述の講座を含め、下表の通り各種資格取得、国家試験対策等を支援するための講座を27講座、就職支援の講座を8講座開設した。

[表] 平成29年度エクステンションセンター開講講座

区分	講座名	講座回数・日数
公務員・教員	公務員試験対策教養講座（地方公務員）	66回
	地方初級公務員試験対策講座（公立保育士・行政事務）	56回
	教員採用試験対策講座	37回
	公立小・保育士特別支援講座	小学校教員 3・4年各15回 保育士 3年9回・4年10回
簿記会計	日商簿記検定1・2級講座	28回
	日商簿記検定3級講座（11月試験対策）	15回
	日商簿記検定3級講座（2月試験対策）	15回
不動産	宅地建物取引士資格試験講座【国家試験】	27回
金融	ファイナンシャルプランニング技能検定3級講座【国家試験】	10回
	証券外務員（二種外務員）講座	14回
ビジネス	TOEIC® Listening & Reading 対策講座(500点突破)	24回
	eco（環境社会）検定講座	5回
	秘書技能検定2級講座（6月試験対策）	7回
	秘書技能検定2級講座（11月試験対策）	7回
	ブライダルプランナー検定2級講座	10回
流通	リテールマーケティング（販売士）検定3級講座	11回
情報処理	MOS講座（Word）	2コース各6回
	MOS講座（Excel）	2コース各6回
	MOS講座（PowerPoint）	6回
	ITパスポート試験講座【国家試験】	15回
医療事務	医療事務技能審査試験講座	25回
幼児教育	救急法救急員講座	3日間
	ネイチャーゲームリーダー養成講座	2日間
	おもちゃインストラクター養成講座	2日間
生活・教養	カラーコーディネーター検定3級講座	7回
	アロマセラピー検定2級講座	5回
スキルアップ	教育・保育に活かせる折り紙講座	2日間
	保育のための表現講座（キッズダンス編、手遊び・指遊び編）	2日間
試験対策	SPI 就職試験対策講座	10回
就活支援	就職基本講座（就活スタートアップ・マナー編）	1回
	就職基本講座（自己分析編）	2回
	就職基本講座（仕事・企業選び編）	1回
	就職基本講座（応募書類の書き方編）	1回
	就職基本講座（面接対策編）	1回
	業界・仕事研究（講演）	3回

- また、キャリアセンターでは、センターが実施する1年次から4年次にわたる就職支援のプログラムを整理して学生に周知するとともに、就職に対する学生の意識を向上させることを目的に学生と社会人との交流会を開催した。
就職・進学に対する相談・助言体制に関しては、前述のようにキャリアセンターが中心となって就職・進学の支援等を行っており、キャリアコンサルティング技能士の資格を有するスタッフ3人を含む専任・パート職員の5人体制で、各種キャリア支援行事の企画・実施をはじめ、就職相談・助言、就職情報の提供等を行っている。
- 具体的には、1年次の春期を除く各学期の開始時にキャリアガイダンスを実施し、各年次に沿ったキャリア情報の提供を行っている。また、このようなキャリアセンター機能の紹介、及び就職支援行事の案内を行うため、キャリアセンター職員による演習（ゼミナール）訪問を実施し、キャリア支援行事の周知に関する文書を配付するなど、少人数のゼミナールの機会を捉えて、きめ細かな就職支援を行っている。平成29（2017）年は、11月に3年次生のゼミナールを対象として実施した。更に担当教員に対しては、ゼミ訪問時以外にも随時、キャリアセンターの把握している学生の就職活動状況を伝え、相互の情報交換を行っている。
- なお、就職活動中の学生に対しては、日常的に電話連絡を行い悩み相談や求人情報の提供、活動状況の把握に努め、関係の情報をマイクロソフトのデータベース管理ソフトウェア Access に全て入力し、学生毎の相談履歴として活用している。Accessへ入力された個人相談を含めた学生対応状況は下表の通りである。

[表] 平成29年度学生対応状況（単位：件）

年度（平成）	相談	会話	電話※	メール	教員情報	学生訪問
29年度	3,102	72	1,357	112	331	0

※電話には、コールのみで留守電吹き込みも含まれる。

- また、全学年を対象として、実社会で活躍する企業人や本学卒業生を招いて、「業界・仕事研究（講演）」を開催している。企業内の具体的事例や体験談により、働くことの意義や、やりがいについて考える機会を提供するものであり、実施の状況・参加学生数は下表のとおりである。

[表] 平成29(2017)年度の業界・仕事研究（講演）実施状況

開催日（平成）	内容	協力企業・協力者等	参加（人）
29年6月22日	OB・OG講演	ダンロップタイヤ関東㈱、 ㈱サマンサタバサジャパンリミテッド、 ㈱アップル(アパマンショップ)	35
11月30日	業界研究	埼玉県警察 ㈱東武ホテルマネジメント 日本郵便㈱	38
2月8日	業界研究	東京三菱UFJ銀行	36

- このようにして、本学は下表のとおり、総じて高い就職率を確保している。

[表] 過去5年間の学部別就職率推移

年度（平成）	人間学部	経営学部 （経済経営学部）	全学合計
25年度	99.1%	91.9%	97.4%
26年度	100.0%	94.9%	98.5%
27年度	98.6%	98.2%	98.5%
28年度	99.5%	97.2%	98.8%
29年度	99.5%	95.7%	98.7%

- なお、平成29（2017）年3月卒業者に対する無業者・未定者は、人間学部で15.8%、経営学部及び経済経営学部で合計28.2%となっている。本学では、就職希望の学生に対する就職率は、リーマンショック後の平成不況期に一旦悪化したのが、求人開拓のための企業訪問や学内合同企業説明会の通年実施などを継続的に行い、平成25年度（2013）では全学合計で97.4%まで回復させることができた。一方で、無業者・未定者は、なかなか改善できず、課題となっていた。これに対し、3年秋期からの個人面談全員実施の徹底や、就職活動手帳の内容充実と全員配付に取り組み、下表のような実績となった。

[表] 平成29（2017）年3月卒業者の面談実施と就職活動手帳配付状況

区分	人間学部	経済経営学部 （経営学部）	全学合計
面談実施率	90.5%	73.2%	86.4%
手帳配付率	95.7%	85.9%	97.6%

- また、学内での選考会実施や求人情報の紹介などにより就職活動停滞者への働きかけを強化した結果、就職、進学者以外の無業者・未定者の割合は、下表の通り改善傾向にある。

[表] 学部別無業者・未定者の推移（人）

年度(平成)		人間学部		経営学部		経済経営学部		全学合計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
25年度	就職	114	73.1%	34	47.9%			148	65.2%
	進学	3	1.9%	4	5.6%			7	3.1%
	無業者・未定者	39	25.0%	33	46.5%			72	31.7%
26年度	就職	139	84.2%	56	65.9%			195	78.0%
	進学	2	1.2%	2	2.4%			4	1.6%
	無業者・未定者	24	14.5%	27	31.8%			51	20.4%
27年度	就職	139	76.4%	54	79.4%			193	77.2%
	進学	10	5.5%	3	4.4%			13	5.2%
	無業者・未定者	33	18.1%	11	16.2%			44	17.6%
28年度	就職	183	79.9%	1	50.0%	68	83.9%	252	80.8%
	進学	6	2.0%	0	0.0%	1	1.0%	7	2.2%
	無業者・未定者	40	17.5%	1	50.0%	12	12.3%	53	17.0%
29年度	就職	181	83.0%	1	50.0%	44	74.6%	226	81.0%
	進学	5	2.3%	0	0.0%	1	1.7%	6	2.2%
	無業者・未定者	32	14.7%	1	50.0%	14	23.7%	47	16.8%

- 本学では定員充足率を高める上でも、公立保育所に採用される保育士資格取得者や、教員に採用される教員免許取得者の増加を図ることが重要と考えている。このため、平成27(2015)年度から、正課以外の時間に公立保育所受験のための準備講習会を開催したほか、教員志望者に対する丁寧な指導に務めたところであり、公立小学校、公立保育所へ就職できた学生は、下表のとおり、過去数年に比べて増加している。なお、小学校教員免許の取得は、平成21(2009)年度に幼児発達学科から子ども発達学科に名称変更したことに伴い可能となったもので、本学卒業生の最初の教員就職者は、平成24(2012)年度の卒業生である。

[表] 公立小学校・公立保育所合格・採用状況（人、年度は平成）

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公立小学校	4	7	9	14	13	15
公立保育所	4	1	7	11	8	12

公立小学校は臨時的任用を含む

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- エクステンションセンターでは、各種資格取得や就職の実績が向上するような講座の充実を図る。また、引き続き公立保育所、公立小学校等への就職率が向上するよう特別支援講座を開設する。
- キャリアセンターでは、入学時から4年次までの連続的かつ体系的な就職支援プログラムの充実を図るとともに、学生・教職員間で就職に関するコミュニケーションが密接に取れるような体制を整備する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

- 授業の教育内容、方法の点検・評価、及び工夫・改善に資するために各年度春期と秋期の2回、「学生による授業アンケート」を実施している。授業アンケートは、教員のFD活動の達成状況の点検・評価のために重要な役割を果たしている。平成29(2017)年度の春期は7月10日～24日、秋期は12月11日～22日にそれぞれ実施した。本学の学生による授業評価は、学生自身の学習態度、授業内容、授業方法、授業のシラバスとの適合度に加え、受講生の満足度を測る総合評価の項目と記述式の項目を設けていることが特徴である。本学の学生は総じて本学教員の授業に対しては好意的に評価を行っていることが伺える。
- 大学院においても、学部同様に各年度春期と秋期の2回、授業アンケートを実施している。心理学研究科及び経営学研究科で実施している授業アンケートの項目は、授業の履修理由、学生の研究との関連性、授業への要望について記述式で回答するものであり、集計結果は全般的に満足のできるものとなっている。
子ども教育学研究科においては、大学院生が少数のため、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度の授業アンケートは授業担当教員と大学院生との面談という形式に代えて実施した。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

- 授業アンケートについては、春期と秋期の年2回「『学生による授業アンケート』実施報告書」にまとめ教員の授業改善に活用している。アンケートの項目には、授業に対する総合評価の項目も含んでおり、さらに記述式の欄を設け学生の個々の授業に対する評価を的確に把握できるようにしている。なお、平成29(2017)年度よりアンケート項目の組み換えと補充を行い、学生の授業満足度に関する調査を重視したものにした。
記述式の評価は、教員に対する好意的な評価もあれば、板書に対する苦情など技術的な指摘もある。いずれも具体的な指摘であり、主たるものは担当教員にアンケート結果の中に含めて報告し、教員は指摘を踏まえて今後の授業改善の方策を「授業改善

書」としてまとめ、本学ウェブサイト上に公開している。

- 本学の授業のあり方についての共通理解を得るために、専任教員の研修会を行うだけでなく、新任教員、非常勤講師にも個別に研修会を行っている。
- また、学内の「教員特別研修制度」（後述）を終えた教員を発表者として、研修期間中の研究成果に関する報告会を開催し、本学の教育と研究の改善に役立てている。
- 平成 23(2011)年度から、教員による授業の相互評価(ピアレビュー)を行っている。ピアレビューは、担当教員が該当する授業の概要を事前に提示し、授業を参観した教員は、全員文書によってコメントを書いて担当教員に提出し、今後の授業改善の参考にするものである。また、この期間中に保証人を対象に「授業公開」も行っている。
- 教育目的の達成状況を図る指標の一つとして、学習到達度調査の実施結果と分析、学生の資格取得状況、就職状況については、それぞれ教務委員会、教員・保育士養成支援センター、エクステンションセンター、キャリアセンターから逐次教授会で報告されている。
- 大学院においては、授業アンケートのほか、教員による授業報告、教員と大学院生による意見交換会を実施している。教員による授業報告は、各教員がシラバスと対比しながら実際に授業を進めるに当たって特に留意したことや学生の反応について記述するものであり、報告書（「FD 活動報告書」）に掲載されることにより、教員自身の自己点検と同時に、教員同士の点検評価の機会ともなっている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- 「学生による授業アンケート」の実施、新任教員研修会の開催などの継続実施に加えて、授業外学習時間の確保の方策について審議していく。「学生による授業アンケート」は今後も重要な活動であると認識している。そのため、アンケート項目、実施体制、実施時期、教員の授業改善報告書の内容、『学生による授業アンケート』実施報告書の形式・内容等について、FD 委員会で審議し、見直し・改善を継続していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

- 「学生便覧」にて、学生サービス・厚生補導、経済的支援、課外活動、健康相談、

心的支援、生活相談のためのガイドを掲載して、学生への周知を図り、活用を促している。具体的内容は以下のとおりである。

(1) 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービス、厚生補導の内容としては、スクールバス運行ダイヤの管理、奨学金、健康診断、学生相談、「学友会」との対応、学園祭（「埼玉学祭」と称する）、体育祭等学生のための行事、学生団体（サークル活動）の管理・運営、適切なアルバイトに関する指導、学内施設（体育アリーナ、テニスコート、多目的ルームなど）の使用に関する指導、紛失物や取得物の管理などのほか、私費外国人留学生に関する在籍確認、アルバイトに係る副申書発行、学習奨励費支給のための面談なども含まれる。これらの業務は「学生委員会」が所管し、実際の業務は学生課が実施する。

以上のほか、カフェテリア（学生食堂）については、外部業者に委託しているが、サービスについて業者との連携を密に取りながら、その向上を図っている。また、外部業者と提携し、学内に購買を設置し、学生の福利を図っている。

また、基準項目 2-3 で述べたチューター制、オフィスアワー制度等は、学生サービス厚生補導の機能も果たしている。

(2) 奨学金等

経済的支援として、入学料及び授業料の免除は、「埼玉学園大学入学料及び授業料の免除に関する規程」に基づいて行われている。

入学料は、大学院の場合は大学学部、大学の場合は学校法人峯徳学園（以下、「本法人」）が設置する川口短期大学を卒業または退学した者について全額、風水害の被害その他の事情により入学料の納付が困難な者について半額を免除することとなっている。また、授業料の免除は、学業成績優秀で経済的理由その他の事情により授業料の納付が困難な者について行われることになっており、最近では平成 26 年（2014）に 1 名がこの制度の適用を受けている。

本学独自の奨学金制度として、平成 19 年（2007）に「埼玉学園大学特待生規程」を定め、各学年の成績優秀者の中から 5 名を上限に選考して、授業料相当分、または授業料の半分を免除する「特待制度」を導入した。平成 23 年（2011）には、新たに制定した「埼玉学園大学奨学金規程」に基づいて支給する埼玉学園大学奨学金（通称「さいがくサポート奨学金」）に発展的に改め、運用等の改善を図りながら現在に至っている。さいがくサポート奨学金は、指定校推薦入試 I 期及び公募推薦入試 I 期を受験して特に優秀な成績をもって入学し、在学中勉学に専念する意欲のある学生に対して、経済的な支援を行うことにより、有為な人材を育成することを目的としている。この奨学金は、学部学科を問わず各学年 10 名以内が対象となり、給付額は年間 50 万円とし、在学中の成績優秀な学生は継続して最大 4 年間受給できる。前述の席次の算出方法による成績評価は、継続受給の可否の選考に用いられる。

また、大学院学生については、「埼玉学園大学大学院奨学金規程」に基づき、選抜入試 I 期を受験して特に優秀な成績をもって入学し、在学中勉学に専念する意欲のある学生から選考して年間 70 万円を給付する。この金額は、大学院の年間授業料及び維持管理費に相当し、成績優秀な学生は連続して 2 年まで受給できる。奨学生数は各研究科各学年 5 名の範囲で各研究科の学生定員の規模等に応じて定めている。

以上のほか、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の受給を希望する学生には、ガイダンスを実施し、必要に応じて面接指導を実施している。第一種、第二種奨学金を合わせた受給者は、平成 27(2015)年度 605 名、平成 28(2016)年度 595 名、平成 29(2017)年度 531 名である。

その他地方公共団体、公益法人等の各種諸学金制度の情報収集を積極的に行い、本学ウェブサイトとのリンクを通じて学生への周知を図っている。

(3) 課外活動

平成 29(2017)年度 5 月現在、課外活動の認定団体 (29 団体) が登録されており、積極的に活動を行っている。課外活動の運営については、「学友会」の一機関である「課外活動団体代表者会議」が中心になり、年 6 回程度開催されている。主な活動内容は、サークル勧誘会の企画、施設利用の調整、サークル活動費の手続き及びその配分方法、年間活動計画及び活動報告等である。

サークル管理委員会の相談、援助については、学生委員会を中心として事務局学生課が担当し、課外活動の円滑な運営をサポートしている。

(4) 学生相談

本学では、学生の就学や一身上の問題等について相談に応じ、助言を与えることを目的として「学生相談室」(通称「さいがくルーム」)を設置している。学生相談室には、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが 1 人配置され、原則として週 3 日、相談に当たっている。また、チューターとの情報を共有し、連携が密に図られるよう「学生相談室連絡会」を定期的に開催している。

(5) 健康相談等

本学では、学生生活の向上に資するための健康診断を毎年 4 月に実施している。

また、本学 1 階には医務室が設置されており、体調不良の学生は、学生課に申請することにより、医務室での休息が可能となっている。通学中あるいは学内で怪我をしたり、体調が悪くなったりした場合には、一時的な処置を施すことができ、そのために必要な用具が完備されている。怪我や病状が治療を要する程度である場合は、近接する総合病院(埼玉協同病院)への連絡、搬送を行ったり、受診を勧めたりすることとしている。これらについては、学生課職員の他、養護教員の資格を有する職員が対応に当たっている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

- 本学には、在学するすべての学生を会員とする「学友会」があり、学生が充実した学生生活を送るため、学生の相互親睦を深め、課外活動の振興等を図っている。この学友会活動を一層活発化させることを目的として、学友会執行委員及び実行委員長と教職員(学生委員会委員、学生課職員)との意見交換会を毎年開催している。この意見交換会を通して、学生生活(学園祭、体育祭、サークル活動、ボランティア活動等)における反省点・改善点、次年度の課題等が話し合われ、学生と教職員との情報の共有化が図られている。
- 学生サービスのさらなる向上に資する基礎資料を得るために、本学に入学した目的、

学生生活の実態、大学への満足度を調査する「学生意識調査」を平成 28 年度(2016)に行い、分析を行った。調査の結果から、学生サービスとして不足している点や学生が要望している点について、早急に対応できる課題についての検討を行っている。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

- 経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金の活用はもとより、学内外の支援を積極的に活用する。
- 課外活動の支援については、新入生に対するオリエンテーションを丁寧に行い、授業以外の課外活動においても充実した学生生活が実現できるように、学生の自発性を生かしたサークル活動、学園祭（埼学祭）を支援する。
- 授業時間以外の「学生の居場所づくり」については、ダイニングホールを用意しているが、今後さらにハード・ソフト両面における充実を検討していく。
- 大学食堂サービスについては、学生の要望に対応できるよう、更なる改善を検討していく。
- 心の悩みや問題を抱えている学生に対して、早期に適切な対応を図るため、新入生のみならず、学生全体に「さいがくルーム」の役割について、周知する活動を強化する。また、発達上の問題を抱えた学生に対して教職員や学内各機関の連携に基づく援助も検討する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

- 開学以来、大学設置基準上の専任教員数の維持に努めることはもとより、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に努めている。教員組織の編成は、学科や研究科単位で必要な教員数を配置している。平成 29(2017)年度の専任教員の配置状況は下表の通りである。

[表] 平成 29 (2017) 年度専任教員数 (人)

学部名	学科名	設置基準上の必要専任教員数			配置教員実数	
		学科毎	収容定員対応	合計	学科毎	合計
人間	人間文化	6	19	55	12	56
	子ども発達	10			19	
	心理	6			8	
経済経営	14	17				

- 大学院心理学研究科は人間文化学科、大学院子ども教育学研究科は子ども発達学科、大学院経営学研究科は経済経営学部経済経営学科をそれぞれ基礎として成立しており、それぞれの学科の配置教員数は、当該学科を基礎とする大学院研究科の設置基準をも満たすように配置している。
- また、各学科を基礎とする教育職員免許課程及び保育士養成課程の認定要件も充足している。
- 教員の年齢構成については、近年、大学院研究科の設置を進め、十分な研究指導能力を有する教員の確保に努めてきたことから、全般的に高くなっている。教育研究水準の維持を図りながら、年齢構成のバランスにも配慮した教員の確保と配置が課題となっている。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

- 教員の採用・昇任等、教員の人事に関する事項は、教授会規則及び大学院研究科委員会規則に基づき、教授会又は研究科委員会で審議されてきたが、平成 26 (2014) 年の学校教育法改正に従って、教授会規則及び運営会議規程、研究科委員会規則及び大学院委員会規程を改正し、大学学部については運営会議、大学院については大学院委員会で審議することとした。
- 選考の基準については「埼玉学園大学教育職員の選考基準に関する規則」、選考の手続きについては「埼玉学園大学教育職員の選考に関する規則」に従って行われており、採用に当たっては専任教員、非常勤講師とも公募制を採用している。なお、平成 24(2012)年度には、教育研究上特に必要とする場合に特任教員を任用できる制度を創設した。任用等については、専任教員に準ずる選考基準により、理事会で審議される。
- 教員の評価については、その基準作りが重要であることから、慎重に検討しており未だ成案を得ていないが、教員の資質・能力向上、授業改善その他の教育力向上には積極的に取り組んでいる。
- 組織的な FD 活動として、「埼玉学園大学 FD 委員会規程」に基づき、全学科 8 人の委員からなる FD 委員会において、FD の基本方針の策定、研修会等の企画実施、授業評価の実施、カリキュラムの開発等に取り組んでいる。
具体的には、平成 20(2008)年度策定の「FD 活動の基本方針」に基づいて活動して

おり、課題としては、非常勤講師を含む教員の日常的な授業改善と組織的なFD活動及び情報共有による教育力向上、学生による授業評価の実施とその結果を踏まえた教育改善、授業公開の方法等の改善と参観者増加の検討などがあげられている。

最近の主な活動は以下の通りである。

(1) 専任・非常勤教員対象研修会

平成 29(2017)年度の開催状況は下表のとおりである。

[表] 平成 29(2017)年度専任・非常勤教員対象研修会等開催状況

開催日	内容	
4月7～13日	意見交換等	FD活動について新任教員、非常勤講師への説明
9月27日	研修会	教員の事例発表 「科学研究費採択に向けて」
平成30年 3月8日	研修会	教員による事例発表 『自分の強みを発見する授業の取り組み：「リフレーミングワーク」を中心に』

研修内容の充実に資するため、アンケートの意見を踏まえ、意見交換を行う内容を加えた。

「教員特別研修制度」は、「埼玉学園大学教員特別研修規程」に基づき、教員が専門分野に関する能力向上のため、継続した1年間、研究調査に専念できる制度である。希望する教員の申請に基づき、運営会議において候補者を選定し、教授会の議を経て決定される。平成24(2012)年度は1人、平成25(2013)年度は2人、平成26(2014)年度は1人、平成27(2015)年度は1人の教員が、この「教員特別研修制度」を利用した。

なお、本学では、平成22(2010)年度の大学院経営学研究科の開設以来、逐次大学院の整備を進めてきており、大学院生の研究指導が可能な教員数は必要十分であるが、教育研究の活性化と継続性を図る上で、若手教員の養成は大きな課題となっている。このため、平成26(2014)年に、教員特別研修制度を定めた「埼玉学園大学教員特別研修規程」を全面的に改め、若手教員が専門分野で世界的な視点で研究に専念できるように「埼玉学園大学若手教員長期海外研修規程」を定めた。同規程では、研修制度を利用できる資格は在外研修開始時点で、満50歳未満としている。在外研修を希望する者は、実施年度の前々年の9月末までに申請する必要があるが、平成28(2016)年度については該当者がいなかったが、平成29(2017)年度の9月から1年間の研修が教員1人について認められた。(ただし本人転職により辞退)

(2) 学生による授業評価 (2-6-②参照)

授業を中心とした教育内容・方法の点検・評価及び工夫・改善に資するために毎年度、春期と秋期の2回実施している。アンケートの集計結果を担当教員が見て、授業の問題点や改善方法などを文書にして、「『学生による授業アンケート』実施報告書」

を毎回作成し、授業の改善に役立てている。アンケート結果については、より迅速に公開し授業内容・方法に反映できるようにするため、本学ウェブサイトで公開することとしている。

(3) ピアレビュー及び授業公開 (2-6-②参照)

平成 23(2011)年度から、教員による授業の相互評価(ピアレビュー)を行っている。ピアレビューは、担当教員が該当する授業の概要を事前に提示し、授業を参観した教員は、全員文書によってコメントを書いて担当教員に提出し、今後の授業改善の参考にするものである。平成 27(2015)年度の「ピアレビュー」については、春期は 6 月 29 日から 7 月 3 日、秋期は 11 月 24 日から 12 月 7 日の間に行われた。また、この期間中に保証人を対象に「授業公開」も行っている。

最近の実施状況は下表のとおりであり、現状としては、「ピアレビュー」の参観者、授業公開の保証人の参加者とも減少傾向にある。

[表] 「ピアレビュー」及び「授業公開」の実施状況 (年度は平成)

年度	期	ピアレビュー		授業公開
		対象授業数 (件)	参観者数 (人)	参加者数 (人)
28 年度	春期	73	73	7
	秋期	32	32	1
29 年度	春期	36	36	3
	秋期	20	20	0

- 大学院における組織的な FD 活動として、「埼玉学園大学大学院 FD 委員会規程」に基づき、研究科ごとに FD 委員会を設置し、FD 活動の企画立案、活動に関する情報収集と提供、活動の評価及び報告書の作成等に取り組んでいる。

各年度の活動計画は、年度初めの FD 委員会において決定される。主な活動は以下のとおりである。

(1) 授業アンケート (基準項目 2-6 参照)

大学院生を対象として毎年度、前期の授業については 6 月に、後期の授業については 12 月に実施している。子ども教育学研究科においては、大学院生が少数のため、授業アンケートは授業担当教員と大学院生との面談という形式に代えて実施した。結果については各研究科の「FD 活動報告書」に掲載して、授業内容・方法の改善に役立てている。

(2) 教員による授業報告 (基準項目 2-6 参照)

大学院で授業を担当する教員全体で各自の授業の改善点等を認識して改善を図ることができるよう、前期・後期それぞれについて授業報告の提出を求めた。この結果についても、「FD 活動報告書」に掲載して点検・評価に役立てている。

(3) 大学院専任教員・客員教員、大学院生間の意見交換

教員と学生との意見交換の場を設け、大学院の教育研究活動の活性化に資すること

を目的とし、実施している。意見交換の概要については「FD 活動報告書」に掲載して活用している。

(4) その他

大学院専任教員・客員教員、大学院生、学部生等を対象に、研究会を開催している。内容は、特定のテーマでの講演と質疑応答となっている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

○ 「社会人としての幅広い教養」を養成することは、本学に共通の人材養成の目的であり、大学学則第 3 条にもその趣旨が規定されている。本学の教養教育は、「全学共通科目」を中心としつつも、科目区分にとらわれず大学教育全体で施されるものである。そのため、本学の共通教育科目である「全学共通科目」が様々な分野のディシプリンを提供する科目群となっている一方、「自由選択科目」として、他学部・他学科で設置している科目を履修登録することが認められており、教育課程上、幅広い教養を習得できるよう配慮されている。なお、「自由選択科目」は 18 単位まで卒業要件単位となる（ただし、心理学科は「自由選択科目」を認めていない）ため、履修を奨励する効果を持っている。

○ また、放送大学や川口短期大学とは単位互換協定を締結しており、学生が選択できる科目の幅を広げる措置をとっている。

放送大学との単位互換科目は下表 1、川口短期大学との単位互換科目は下表 2 のとおりである。

[表 1] 平成 29(2017)年度放送大学との単位互換科目一覧

単位互換対象科目名 ()内は使用教材の年度	単位数	本学における認定分野※	年次
市民自治の知識と実践 ('15)	2	全学共通科目	1~4
問題解決の進め方 ('12)			
国際理解のために ('13)			
初歩のスペイン語 ('17)			
初歩のイタリア語 ('17)			
疾病の成立と回復促進 ('17)			
疾病の回復を促進する薬 ('17)			
人体の構造と機能 ('12)			
生活者のための不動産学入門 ('13)			
人口減少社会の構想 ('17)			
感染症と生体防御 ('14)			
地域社会の教育的再編 ('12)			
環境問題のとらえ方と解決方法 ('17)			
市民生活と裁判 ('12)			
行政法 ('12)			
雇用社会と法 ('17)			
地域と都市の防災 ('16)			
産業とデザイン ('12)			
初歩からの物理 ('16)			
初歩からの化学 ('12)			
乳幼児・児童の心理臨床 ('17)	2	人間文化学科「心理」	2~
		子ども発達学科「子ども」	2~
		子ども発達学科専門科目	1
労働経済 ('12)	2	経済経営学科「経済経営」	2~4
健康と社会 ('17)	2	経済経営学科「スポーツ・健康」	1
睡眠と健康 ('17)			
食と健康 ('12)			

※認定分野の略称

「心理」：人間文化学科専門科目心理学領域

「子ども」：子ども発達学科専門共通科目

「経済経営」：経済経営学科専門科目共通科目群

「スポーツ・健康」：経済経営学科専門科目スポーツ・健康科目群

[表 2] 平成 29(2017)年度川口短期大学との単位互換科目

単位互換対象科目名	単位	本学における認定分野	年次
秘書実務Ⅰ	2	全学共通科目	1~4
秘書実務Ⅱ			

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

- FD 委員会を中心として、引き続き FD 活動の充実に努める。
- ピアレビューは、担当教員が該当する授業の概要を事前に提示し、授業を参観した教員は、全員文書によってコメントを書いて担当教員に提出し、今後の授業改善の参考にするようにしている。しかし、参観者が減少している実情にある。理由としては、この運用方式が厳格であり過ぎること、また年 2 回の実施で形式化してきたことなどが考えられる。このため実施方法を工夫して年 1 回の開催とし、運用方式も垣根を低くするなど、参観しやすくする方向で検討する。
- 専任教員の年齢構成については、退職年齢を超える専任教員数の割合が高くなっている。今後、教育研究水準の維持を図りながら、若手中堅教員の養成や採用などにより年齢構成のバランスに配慮していくこととする。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

- 本学キャンパスの校地等面積は、川口短期大学と共用の校舎敷地が 18,619.00 m²、運動場用地は木曾呂陸上グラウンド、羽生市所在の運動場を合わせて 18,942.55 m²であり、全体で 37,561.55 m²である。また、校舎面積は、合計 17,197.70 m²であり、そのうち、本学専用部分が 9,406.09 m²、同一法人が隣接して設置している川口短期大学との共用部分が 4,430.74 m²、川口短期大学の専用部分が 3,360.87 m²となっている。また、区分上のその他の敷地として、川口短期大学との共有で 7,276.70 m²を有する。校地面積、校舎面積のいずれも下表の通り大学設置基準を上回っている。

[表] 校地・校舎面積 (m²)

区分	所有面積	大学設置基準上の必要面積	併設（短期大学）の必要面積	収容定員 1 人当たり面積
校地	37,561.55	17,000.00	5,800.00	22.10
校舎	17,197.70	9,030.26	4,650.00	10.12

- 校舎面積の内訳の主なものは、講義室 21 室（面積合計 1,831.80 m²）、演習室 9 室（面積合計 336.60 m²）、情報ネットワーク室 2 室（面積合計 147.60 m²）である。また、音楽関連の教室として、音楽室 1 室（面積 104.64 m²）、ピアノ個人レッスン室 15 室（面積合計 97.20 m²）、ピアノ個別指導室 4 室（面積合計 34.72 m²）、心理学関連の教室として心理学実験室兼幼児行動観察室 1 室と実験準備室（面積合計 119.30 m²）のほか、図工教室（面積 123.55 m²）、乳児保育実習室（面積 114.99 m²）、AV ホール（面積 73.80 m²）などとなっている。AV ホールには、多様な映像・音響機器が設置されており、各種メディアを活用した授業の実施や学生・教員の利用に供する。教員研究室は、67 室（面積合計 1373.00 m²）となっている。
- 平成 26(2014)年 1 月から臨床心理カウンセリングセンターを開設した。平成 26(2014)年 4 月から受け入れを開始した大学院心理学研究科臨床心理学専攻の学生に対して、学内実習施設としての機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査・研究活動を行う役割を果たしており、相談室 3 室（面積合計 48.70 m²）を有している。
- 運動施設としては、上記の運動場のほか、校舎敷地内に体育アリーナ(面積 1,093.00 m²)、多目的ルーム（面積 130.00 m²）、テニスコート 3 面(面積 2,739.00 m²)があり、学生は、「健康科学 I・II」の授業をはじめ課外でも様々な運動が可能となっている。
- 情報メディアセンター(図書館)（以下「メディアセンター」）は、本学の設置者と同じ法人が設置する川口短期大学との共用施設であり、「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター規則」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター委員会規程」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター図書資料管理規程」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程」「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター学外者利用要項」に則り、管理、運営を行っている。

メディアセンターは、広さ 1,200.29 m²、閲覧座席数 174 席を有し、約 20 万冊収納可能である。車いすでも利用しやすいよう、通路は広めに確保されており、メディアセンター内には車いす用トイレも設置されている。現在、蔵書数約 10 万 8,000 冊を擁しており、平日は 9 時から 21 時まで開館し、授業終了後の夜間においても、利用者に資料の閲覧及び勉学の場を提供している。また、メディアセンターには、映像資料視聴のための視聴覚ブース 8 席、情報検索やレポート作成のための PC20 台のほか個人 PC の接続が可能な情報コンセント（有線 LAN）や無線 LAN も設置されており、図書資料に限らず、データベース等の各種媒体資料の整備と共に、学生の勉学をサポートできる体制をとっている。平成 29(2017)年度には、学科推薦、教員推薦、メディアセンター推薦等により新たに 4,010 冊の図書（視聴覚資料含む）を整備した。また、学外からも利用できるアグリゲータ系電子ジャーナルを導入しており、現在約 7,400 タイトルの外国雑誌が利用可能となっている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務（ILL）等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されているが、平成 26(2014)年に図書館業務システムのリプレイスにより、蔵書検索サイトを通じて、学外からも自身の貸出状況の確認や予約、ILL の申込が可能となり、より利用者の利便性が高まっている。また、埼玉県内の大学、短期大学で構成されている「埼玉県大学・短期大学図書館協議会（SALA）」に

加盟しており、加盟館相互で来館利用手続きの簡素化を行うなど、他大学図書館と連携し利用者の利便性を高めている。

メディアセンターの年間入館者数は、平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度ともに微減した。しかしながら、貸出冊数は、平成 28 (2016) 年度は前年度比で微増、平成 29 (2017) 年度は前年度比で微減であった。年度による利用変動は見られるものの、利用者マナーは向上しており、メディアセンターツアーやデータベース講習会の実施により、利用者教育及び情報リテラシー教育の一翼も担う施設となっている。

- メディアセンターでは、学生の情報処理技術力を高めるための情報教育環境の整備にも力を入れている。本学では、主に、各担当教員の演習時間において、毎年 1 年生を対象に蔵書検索 (OPAC) 実習を兼ねたメディアセンターツアーを実施しており、平成 28 (2016) 年度は約 75%、平成 29 (2017) 年度は約 89% の新入生が参加した。ツアーは、メディアセンターの活用促進と利用マナー等の周知も併せて目的としている。また、メディアセンター職員が講師を務めるほか、外部講師を招いたデータベース講習会を学内で開催し、データベースやインターネット資源の情報収集及び情報活用能力向上を図っている。

さらに、学生の興味や向学心、メディアセンターの利用促進に結びつけるため、メディアセンター独自の企画展示を実施しているほか、メディアセンターウェブサイトにて教員が学生に読ませたい本の紹介を「おすすめ情報」として掲載し、教員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。加えて、平成 29 (2017) 年度には、公式 Twitter の利用を開始し、メディアセンターからの情報発信を積極的に行っている。

なお、平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度に実施した企画展示は以下の通りである。

[表] 平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度実施の企画展示テーマ等

テーマ	期間
70 年ぶりの大改正 <18 歳選挙権時代>	平成 27 年 11 月 16 日～ 平成 28 年 6 月 15 日
SNS との上手なお付き合い ～あなたは大丈夫?～	平成 28 年 6 月 17 日～ 平成 28 年 10 月 23 日
夏目漱石 YEAR ～人間「漱石」を鳥瞰す～	平成 28 年 11 月 9 日～ 平成 29 年 2 月 28 日
新生活応援!! ☆はじめのい～っぼ☆	平成 29 年 4 月 3 日～ 平成 29 年 6 月 10 日
ネット通販との上手なお付き合い ～「ぼちっ」する、その前に～	平成 29 年 6 月 14 日～ 平成 29 年 11 月 7 日
2020 東京五輪 ～参加しよう! 学ぼう! スポーツの祭典～	平成 29 年 11 月 8 日～ 平成 30 年 3 月 31 日

- また、平成 28 (2016) 年 4 月 1 日には、国立情報学研究所提供の JAIRO Cloud をベースとした「埼玉学園大学・川口短期大学機関リポジトリ」(以下「リポジトリ」という)の運用を開始し、本学教員の研究成果を組織的に収集・保存し、学内外に無償で公開する仕組みが整備された。リポジトリの運用開始に伴い、これまで大学ウェブサイトで開催していた埼玉学園大学紀要についても、リポジトリでの公開へ変更し、創刊号から平成 28 (2016) 年発行の第 16 号を掲載している。なお、平成 29 年発行の第 17 号については、順次掲載予定である。また、本学初の博士号授与(平成 28 (2016) 年 3 月)以降、学位論文の公表もリポジトリで行っており、メディアセンターは、本学で作成された知的生産物を広く社会に発信し、貢献する目的を果たす役割も兼ね備えている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

- きめ細やかな授業を行うためには、受講者数の適正な管理が重要である。このため、本学では、特定の曜日・時限において、1つの講義に履修登録が集中しないよう、時間割を組む際に、同一科目区分の科目が同一コマに複数配置されている。また、前年度の履修登録者数が多かった科目に関しては、授業コマ数を増やし、適正な受講者数となるよう努めている。
- 外国語科目においては、初回授業受講者が 30 人を超えた場合、人数制限をすることを認めている。また、演習科目に関しても、適切な担当教員数を確保し、受講者の規模を少人数に出来るよう努めている。平成 28(2016)年度の演習(ゼミナール)では、学年によって異なるが、原則 8 人ないし 15 人までを定員とする履修登録者数となっている。
- なお、前述のとおり、単位制度の実質化に基づき、履修登録単位数の上限を定めており、この上限措置も履修者数の増大を抑える機能を果たしている。そのうえ、本学はカリキュラムにあるほぼ全ての科目を毎年度開講しており、多くの授業から選択できるという意味でも、1 コマあたりの受講者数の適正化を達成している。

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

- 引き続き学生の教育環境に留意して保有施設の良い状態での管理に務める。また、新設する心理学科における教育研究が円滑に遂行できるよう、平成 28(2016)年中に既存施設を改修して、心理学実験実習室と心理学実験準備室を整備する。
- メディアセンターについては、蔵書のより一層の充実に努め、教育研究に必要な資料を体系的に整備するとともに、メディアセンター機能の利活用が促進されるよう、メディアセンターツアー、データベース講習会、企画展示等を引き続き実施する。また、機関リポジトリ運用の定着に引き続き務める。

【基準 2 の自己評価】

- 「2-1 学生の受入れ」に関しては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、大学・大学院それぞれについて学生募集要項で明らかにするとともに、本学ウェブサイトで公表し、これに基づき多彩な入試形態を採用して、意欲ある学生の受入れを目指している。入学者数については、近年、残念ながら募集定員に満たない状況となっている。このため、機動的に、社会のニーズに対応した組織改編や入学定員の学科間移動、教育課程の改訂、大学院の設置等を進めてきた。また、学生募集・広報センターが中心となって各種広報活動を積極的に展開し、適切な学生受入れ数の維持に努力している。
- 「2-2 教育課程及び教授方法」に関しては、平成 25（2013）年度に教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を取りまとめ、本学ウェブサイトで公表している。教育課程はこれらの方針に基づいて体系的に編成されている。また、教育課程とシラバスとの体系性確保、シラバスの自己点検と改善に繋がる取組に着手している。学校教育法施行規則で義務付けられた各ポリシーの策定については、大学院研究科では新たに取まとめが必要であり、既に策定済みの各学部・学科についてもアドミッション・ポリシーとの体系性や表現の整合性等を含め検討を行う。教授方法改善については、学生による授業アンケート、授業外学習の調査結果を活用するとともに、参加型授業のあり方を検討する。
- 「2-3 学修及び授業の支援」に関しては、教員組織と事務組織が連携して業務に当たっている。教務課、学生課、情報サービス課、教員・保育士養成支援センター、キャリアセンター、エクステンションセンターは、学修及び授業支援に関する最前線の役割を果たしている。学習到達度調査は、学修支援等の情報資料となっている。
- 「2-4 単位認定、卒業・修了認定等」に関しては、学則、学位規程等に基づいて厳格に行われている。学生に対しては、本学ウェブサイト上のディプロマ・ポリシー、履修のてびき、オリエンテーション等で周知している。大学院については、論文審査や学位授与に関して手続きや要件の詳細を規定する細則を定めた。大学学部については、「履修規程」の策定が検討されている。
- 「2-5 キャリアガイダンス」に関しては、本学でも重点的に取り組んでおり、教育課程内では、職業生活に関する意識づけを強化するため 1 年次から 4 年間を通じて教育指導を行っている。教育課程外ではエクステンションセンターでキャリアデザイン講座のほか、各種資格取得や国家試験対策等を支援するための講座を開講しており、学生は原則として受講料無料となっている。また、キャリアセンターにはキャリアコンサルティング技能士の資格を有するスタッフも在籍し、各種キャリア支援行事の企画・実施をはじめ、就職相談・助言、就職情報の提供を行うなど、丁寧かつきめ細かく学生に対応している。学生の就職に関する実績も改善してきている。
- 「2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック」に関しては、「学生による授業アンケート」を実施している。アンケートには記述式の欄が含まれており、苦情や技術的な指摘も具体的であるため、教育内容・方法の改善に役立っている。大学院については、全て記述式又はインタビュー形式であるため、具体的な指摘が「FD 活動報

告書」に掲載されて教員間で共有されている。

- 「2-7 学生サービス」に関しては、カフェテリア（学生食堂）、スクールバスなど、学生の生活支援のための体制が整備されている。また、「さいがくサポート奨学金」「大学院奨学金」など独自の奨学金も充実している。
- 「2-8 教員の配置・職能開発等」に関しては、大学設置基準、大学院設置基準を上回る教員配置をしている。大学、大学院のFD活動も学内規程に基づいて実施がルール化されている。学生の授業評価、研修会などが効果的に実施されているが、ピアレビューの参観者が減少しており、開催方法などについて検討課題になっている。また、専任教員の年齢構成については、近年、大学院研究科の新設が続いたため高齢者が多くなっており、今後、若手教員の養成を含め、バランスを取っていく必要がある。
- 「2-9 教育環境の整備」に関しては、校地・校舎とも大学設置基準で定める基準を上回っている。メディアセンターは、図書館機能、情報センター機能を有しており、啓発事業も意欲的に行っている。

以上のように、学生定員の充足が大きな課題になっているが、教員の配置、教育研究環境等については法令に適合している。また、学部レベルでは入学者受入れの方針、教育課程の編成や実施の方針、学位授与の方針を策定し運用しており、今後、大学院研究科での方針の取りまとめなど検討課題はあるが、全体として高等教育機関に求められる必要な水準を満たしている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

- 学校法人峯徳学園（以下「本法人」）は、川口幼稚園、東川口幼稚園及び川口短期大学を設置・運営してきた長年の実績の下に、埼玉学園大学を設置したものであり、学校法人峯徳学園寄附行為（以下「寄附行為」）において、学校等の設置・運営の共通の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成すること」（寄附行為第 3 条）と明確に定めている。また、経営の規律に関しては、役員及び理事会、評議員及び評議員会並びに資産及び会計の在り方について、私立学校法等の関係法令に忠実に従った寄附行為の規定を遵守している。
- また、法人に監査室を設け、業務活動及び会計処理に関して監査を行うとともに、監事及び会計監査人の行う監査とも連携協力して経営の規律の維持を図っている。
- 教職員に関しては、埼玉学園大学就業規則において、守るべき服務規律を明文化しているほか、学校法人峯徳学園教職員行動規範（平成 20 年 3 月 24 日。以下「行動規範」）を策定し、一人ひとりが高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正に諸活動の展開に努める旨を宣言している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 私立学校法及び寄附行為に定めるところにより、理事会及び評議員会を設置し、これらを毎年度定期的に開催して、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。また、理事会の下に、「学校法人峯徳学園法人経営健全化検討委員会規程」に基づき、理事長の諮問に応じて法人経営の健全化に関して審議する「経営健全化検討委員会」を置いているほか、「埼玉学園大学将来事業計画検討委員会規程」に基づき、埼玉学園大学の将来事業計画を審議することを目的として、「将来事業計画検討委員会」

を設置している。近年においては、平成 23 (2011)年 9 月の答申を受けて、大学院経営学研究科、心理学研究科、子ども教育学研究科の設置及び経営学部の経済経営学部への改組を実現してきた。

- また、平成 27 (2015)年 2 月に、経済経営学部・大学院経営学研究科（博士後期課程）の教員組織の編成に関する将来構想と、学部収容定員の充足策に関する答申を受けて、教員組織編成の方向性を定めるとともに、学部収容定員の充足策については、「定員充足策検討委員会」において具体的な検討を開始するなど、使命・目的の実現のために継続的な努力を行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

- 本学の管理・運営の規則や大学の質保証については、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係の法令に基づき、寄附行為、大学学則、大学院学則等の学内規程を整備しており、法令遵守について寄附行為、学則等の規定にも具体的に明記している。関係法令の改正があった場合も迅速に学内諸規程の整備に努めており、最近では、教授会の役割の明確化等を趣旨とする学校教育法改正に対し、教授会規則、運営会議規程等、関連の学内規程の改正を行い、適切な運営に努めている。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

- キャンパス環境については、自然に囲まれ、緑豊かな心和む学習環境にある。体育館・テニスコート等の運動施設、ダイニングホール、メディアセンター（図書館）、カフェテリア（学生食堂）は、学生のアメニティにも配慮している。環境の維持については、必要に応じて適切に専門業者に委託して施設設備の保全、清掃に努めており、教職員一人ひとりについても「行動規範」において、「私たちは、豊かな環境マインドを育み、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します」と定め、常に清潔・清掃を心掛けている。また、環境省が推進する期間に準じてクールビズを実施しているほか、閉館による夏季一斉休業を行い、省エネルギーに努めている。
- 喫煙に関しては、校舎内は全面禁煙とし、喫煙所は屋外吹き抜けのピロティに設けている。幾つかの候補の中から最適な場所として落ち着いたものであり、キャンパス環境は改善されているが、喫煙所と通路は同一空間であることから間接喫煙防止の観点からさらなる工夫が求められる。
- また、バリアフリーに関し、障害者用トイレの設置、校舎出入り口への車いす用のスロープと自動ドアの設置、エレベーターに障害者の利便性を高める設備を施すなど、昨今の一般的な社会水準として求められるものは備えている。
- 人権に関する取組としては、「埼玉学園大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」「埼玉学園大学内部通報者等の保護に関する規程」「学校法人峯徳学園個人情報保護に関する規程」のほか、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）に関

する「学校法人峯徳学園特定個人情報の取扱いに関する規程」を整備し適切な取扱いを図った。

- 安全への配慮としては、消防法に基づく「埼玉学園大学消防計画」により災害に備えていたが、新たに「埼玉学園大学危機管理規則」を定め、地震や火災以外の幅広い危機に備えることとした。また、「埼玉学園大学衛生管理規則」を制定し、衛生委員会の設置と教職員等の安全衛生に関する配慮、健康診断、ストレスチェック等の適切な実施に努めることとした。
- コンピューターのセキュリティ対策として、学内ネットワークの管理体制は情報メディアセンター委員会を中心として、当センターを運営する情報サービス課の専任職員が管理運営にあっている。情報セキュリティポリシーの策定が懸案であったが、これに対応するものとして平成 29 年度に「埼玉学園大学・川口短期大学情報セキュリティ対策基本規程」および「埼玉学園大学・川口短期大学情報資産の運用・管理及び利用に関する規程」を策定し、具体的な運用・管理・利用に関する組織・体制の枠組みを整備したところである。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

- 本学では、ウェブサイト、大学案内、学報等の各媒体を通じて、在学生、保護者、卒業生、人事採用担当者、一般閲覧者等に向けて、本学の諸活動に関する情報の公表に努めている。
- 学校教育法施行規則（以下「施行規則」）第 172 条の 2 第 1 項に規定する情報については、大学紹介、入試情報、情報の公表のバナーに掲載している。
- 掲載の状況は下表のとおりである

[表] 教育情報の公表状況

施行規則第 172 条の 2 の項目（規定）	ウェブサイト上の掲載箇所
大学の教育研究上の目的に関する事（第 1 項第 1 号）	・ 大学紹介 > 学長挨拶、教育理念、特徴・特色
教育研究上の基本組織に関する事（第 1 項第 2 号）	・ 情報の公表 > 教育研究上の基本組織
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事（第 1 項第 3 号）	・ 情報の公表 > 教員情報
入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事（規定第 1 項第 4 号）	・ 入試情報 ・ 情報の公表 > 学生データ ・ 大学紹介 > 学則
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事（規定第 1 項第 5 号）	・ 情報の公表 > 授業に関する事
学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事（第 1 項第 6 号）	・ 情報の公表 > 学習の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事（第 1 項第 7 号）	・ 大学紹介 > 施設設備
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事（第 1 項第 8 号）	・ 情報の公表 > 学納金
大学が行う学生の就学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事（第 1 項第 9 号）	・ 学生生活

- 以上のほか、施行規則第 172 条の 2 第 2 項に係る各学科のディプロマ・ポリシーや、機関別認証評価関係資料、自己点検評価関係資料など、大学情報の積極的な公表に努めている。
- 財務情報の公表について、私立学校法第 47 条で規定する財産目録等の備え付け及び閲覧に関しては、「学校法人峯徳学園財務諸表等の公開に関する規程」に従って実施している。また、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録を事業報告書とともに本学ウェブサイト上で公表している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 埼玉学園大学消防計画に基づいて、避難訓練等を定期的実施する。また、「危機管理規則」に基づいて、本法人、大学、学生、教職員等に被害が及ぶ恐れのある様々な危機を未然に防止し、発生した場合に被害を最小限に抑え、その再発を防止するため、危機管理マニュアルを検討・策定し、関係者に周知する。
- 学校教育法施行規則に基づく教育関係情報の公表については、本学ウェブサイトでの公表箇所の集約化を図る。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

- 理事会は、毎年度、寄附行為に定める予算及び事業計画の策定、並びに決算及び実績の報告の際に開催することを定例とし、使命・目的を達成するために必要がある場合はその都度開催してきている。
- 理事会の運営は、寄附行為に基づいて厳格に行われており、理事は、第6条に従って適切に選考されている。第1号理事は埼玉学園大学の学長、第2号理事は法人が設置する幼稚園の園長のうちから理事会において選任した者1人、第3号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者3人、第4号理事は学識経験者のうちから理事会において選任した者2人となっている。第3号の規定により選任されている理事の中には、現在、弁護士、税理士が含まれており、管理運営や財務・会計についてコンプライアンスに留意した戦略的意思決定ができる構成となっている。
- 理事総数は7人であり、機動的に意思決定が可能であるため、常務理事会、政策調整会議等は置いていない。また、近年の理事会は、理事全員が出席という状況が続いている。

[表] 平成 29(2017)年度理事会開催と理事の出席実績

回	開催日	理事数(人)	出席者数(人)	出席率
1	5月16日	7	7	100%
2	12月17日	7	7	100%
3	2月13日	7	7	100%

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 理事会については、法令を遵守し、意思決定機関として、引き続き機動的かつ適切に機能するよう、現在の体制を維持する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

- 大学の管理運営については、「埼玉学園大学運営会議規程」（以下「運営会議規程」）に基づき、学長、学部長、事務局長、学長が指名した者若干名からなる運営会議が、大学運営における重要事項の企画及び調整に関する事等、意思決定の重要な役割を担い、教授会は、「埼玉学園大学教授会規則」（以下「教授会規則」）に基づき、教育課程、学生の入学・退学・卒業、教育職員の人事に関する事項等を審議することとされてきた。平成 26(2014)年の学校教育法改正により、教授会の役割が法律上明確にされたため、本学においても法改正の趣旨に従って、人事に関する事項は運営会議の審議事項とすること、教授会は教授会規則に列挙する教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする事など、運営会議規程及び教授会規則について必要な改正を行い、平成 27(2015)年度から実施している。
- また、大学院についても、運営会議規程に対応する「埼玉学園大学大学院委員会規程」（以下「大学院委員会規程」）、教授会規則に対応する「埼玉学園大学大学院研究科委員会規則」（以下「研究科委員会規則」）について、同様の趣旨から必要な措置を講じた。
- なお、学校教育法、教授会規則及び研究科委員会規則に規定する学長の定めについては、学長裁定により、教育課程の編成に関する事項、教育研究組織再編等に関する事項、国内外の大学等との教育研究連携に関する事項が定められている。
- いずれも、改正の内容は教職員に周知され、円滑に機能している。
- また、本学では「埼玉学園大学委員長会議規程」に基づいて、学長、学部長、学科長、各種委員会委員長、その他学長が指名した者からなる委員長会議を置き、教育研究に関する意思決定が円滑に行われるよう、教授会の前に議案の整理を行うこととしている。
- いずれの会議も学長が議長となっており、最終的な意思決定の権限と責任は学長にある。副学長については、「埼玉学園大学副学長の選考及び任期に関する規則」に組織上の位置づけと役割が明確になっており、学長が設置を必要と認めた場合に選考を行うこととなっているが、現在は置かれていない。
- なお、本学に置かれている委員会としては、入試委員会、教務委員会、教員保育士養成課程委員会、自己点検評価委員会、FD 委員会、学生委員会、広報委員会、情報メディアセンター委員会、紀要委員会、研究叢書刊行委員会、キャリアセンター委員会、エクステンションセンター委員会、臨床心理カウンセリングセンター委員会があり、委員長は、委員長会議の構成員となっている。このほか、「埼玉学園大学衛生管理規則」に基づいて衛生委員会が置かれている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

- 大学運営における重要事項の企画及び調整に関することは、運営会議規程に基づいて運営会議が、大学院運営における重要事項の企画及び調整に関することは、大学院委員会規程に基づいて大学院委員会が審議することになっている。月1回を原則として、学長が必要と認めた場合に適時開催しており、学長自らが議長を務めている。また、大学運営における学長のリーダーシップ確立等を目的に改正された学校教育法の趣旨に従って、教授会、大学院研究科委員会の審議事項の見直しを行って、適切な運営を図っているところであり、学長のリーダーシップは十分に発揮されている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 大学運営の重要事項に係る審議機関として、運営会議、大学院委員会、教授会、研究科委員会、各種委員会等が設置されている。平成26(2014)年の学校教育法改正により、教授会の役割が法律に明記されたため、本学においても法改正の趣旨に従って、権限と責任の再配分を行った。今後も、新しい体制の定着と円滑な大学運営に努める。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

- 寄附行為には、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、意思決定権が理事会にあることを明らかにするとともに、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」と規定して、理事長の職務を明らかにしている。また、法人が設置する大学及び大学院の運営については、重要事項の企画及び調整に関することを審議するため、運営会議、大学院委員会が置かれるとともに、教授会及び研究科委員会が、教授会規則及び研究科委員会規則に定める教育研究に関する事項を審議することとなっている。いずれの会議も学長が議長となり、最終的な意思決定

権の権限と責任は学長に属する。

- 現在、寄附行為上の理事の1人である埼玉学園大学学長が、理事会の代表である理事長であり、学長を除く理事6人のうちの2人が大学の運営会議及び教授会、又は大学院委員会及び研究科委員会（以下「運営会議等」と総称する）の構成員の立場で参画している。また、理事会の審議事項のうち大学・大学院に係る重要事項については、事前に運営会議等に諮っており、また、理事会の決定事項については、運営会議等に報告することとしている。このように、法人及び大学各管理運営機関等の中でコミュニケーションが図られ、円滑に意思決定がなされている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

- 既述の通り、理事会の構成は、学長を除き、大学の立場を代表する理事と学識経験者等が各2名、その他が2名となっており、法人と大学各管理運営機関の相互の利益調整がバランス良く図られるガバナンスの体制となっている。
- 理事会には、監事が出席することを常例として、やむを得ず欠席の場合は、議題について事前に説明することとしている。会議では、大学の管理・運営をはじめとする学校法人の業務全般、財務の状況、学生の入学動向等について、議長から質問や意見を求めるようにしている。平成29(2017)年度の理事会への監事の出席状況は下表のとおりである。

[表] 平成29(2017)年度理事会開催と監事の出席実績

回	開催日	監事数(人)	出席者数(人)	出席率
1	5月16日	2	2	100%
2	12月27日	2	2	100%
3	2月13日	2	2	100%

- 評議員会については、私立学校法及びこれに忠実に従って定めた寄附行為に基づいて評議員を選考している。また、「学校法人制度の改善方策について（平成15年10月10日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会）」の趣旨を尊重し、法人の役員及び教職員の合計は、評議員総数の2/3以内としている。平成29(2017)年度の評議員会の開催状況等は下表のとおりである。

[表] 平成29(2017)年度評議員会開催と評議員の出席実績

回	開催日	評議員数(人)	出席者数(人)	出席率
1	5月16日	15	14	93.3%
2	2月13日	15	13	86.7%

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

- 本学における学長のリーダーシップを発揮できる体制については基準項目3-3で既述したとおりである。

- 各学科において、月1回、原則として教授会后、必要がある場合には適時、学科会議を開催し、学科を構成する専任教員全員が出席して懸案事項の協議や業務の報告を行っている。また、原則月1回、学長、各学科の教育職員、事務局長等で構成し、事務局各課長が陪席する学長ミーティングを開催し、各委員会における審議事項や各学部・学科、事務局の懸案事項について話し合い、運営の改善に反映している。
- このような場で協議された事項等が入試委員会、教務委員会、学生委員会等の各種委員会で審議・検討され、委員長会議、教授会及び運営会議で審議されるというボトムアップの構造になっており、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営に配慮している。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

- 引き続き、ボトムアップとリーダーシップのバランスの取れた運営に配慮することとし、学長ミーティングの効果的な活用を図る。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

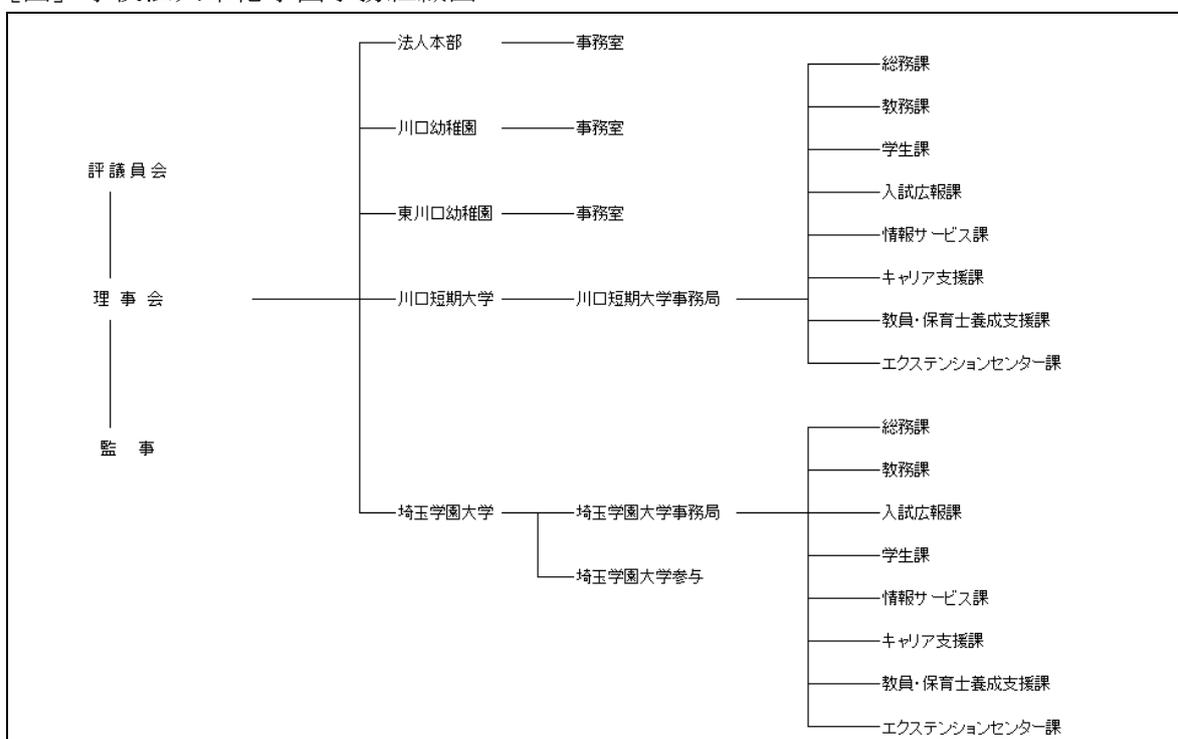
- 理事総数は7人と少数で、機動的に意思決定が可能であるため、明文化された職務分担はないが、下表の通り現状では規則やコンプライアンス関係は弁護士の理事、財務・会計については税理士の理事、大学の管理運営や教学については、大学教員の理事が対応する扱いとしている。

[表] 理事の主な職務分担

寄附行為上の根拠条文	現職	主な職務分担
第6条第1項第1号	理事長	法人を代表、業務を総理
第6条第1項第2号	幼稚園長	幼稚園の園務
第6条第1項第3号	税理士	財務・会計
第6条第1項第3号	弁護士	規則・コンプライアンス
第6条第1項第3号	川口短期大学学科長	川口短期大学管理運営・教学
第6条第1項第4号	埼玉学園大学学部長	埼玉学園大学管理運営・教学
第6条第1項第4号	埼玉学園大学学科長	

- 本法人の事務組織は下図のとおりであり、本法人全体の管理運営を所掌する法人本部と、大学の管理運営を所掌する大学事務局を置いている。本法人は理事長の全体的な指揮監督の下、大学は大学事務局長の下に業務執行の管理体制を構築している。

[図] 学校法人峯徳学園事務組織図



- 大学の事務組織及び事務分掌については、「埼玉学園大学事務組織及び事務分掌規則」

によって定められており、各課・センター等が果たすべき役割と責任が明確になっている。情報サービス課、キャリア支援課、教員・保育士養成支援課、エクステンションセンター課については業務の性格上、また効果的・効率的な執行のため、本法人が設置する川口短期大学の職員と協働で事務処理を行っている

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

- 事務局長・各課長間では事務局連絡会を月1回開催し、各課の業務に関する情報の共有と日程の管理・調整を図っている。また、毎朝の朝礼には、理事長をはじめ、本学及び川口短期大学の事務局職員全員が参集し、当日の業務の確認や業務に関する情報の共有に図っている。このようにして、業務執行の管理体制の構築とその機能性の確保に努めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

- 本学職員には、大学職員としての業務経験が浅い職員も多く、職員の資質・能力向上については、大学職員として必要な基礎的な知識やスキルを付与するための研修に重点を置いている。
- 教育関係機関・団体が開催する研修会等へ参加するほか、学内役職者が講師となって毎年1回以上の実施を原則として学内研修を開催している。平成27(2015)年度に事務担当者が参加した学外研修等としては、大学職指導研究会の第二分科会研究会、私立大学協会主催の私立大学経営・財政基盤強化に関する協議会、日本私立学校振興・共済事業団主催の私学共済事務担当者連絡会、公益財団法人日本高等教育評価機構主催の大学・短期大学評価セミナー及び評価充実協議会、埼玉県発達障害支援センター主催の実践研修等が挙げられる。また、学内研修会の開催状況は下表のとおりである。

[表1] 平成29(2017)年度学内研修の開催状況

研修課題	開催日(平成)	参加者
<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉学園大学学則について ・会場ガイダンスで学んだこと ・仕事についての考え方 ・入試広報課の主な業務と心得 	29年8月24日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉学園大学・川口短期大学の定員充足のために ・キャリアセンターの機能及び特徴 ・教職免許・保育士資格取得における本学の強みについて ・3つのムダ ・仕事の進め方 	29年9月12日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・高大接続改革における大学入学者選抜改革について 	29年9月19日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・時間の使い方について ・目標設定について ・オープンキャンパスの分析について ・エクステンションセンターについて ・第三者評価を経験してみても 	29年12月26日	本学及び川口短期大学事務局職員
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事をするうえで意識していること ・学生対応で意識すること ・メディアセンターの初動教育について 	29年2月20日	本学及び川口短期大学事務局職員

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

- 業務の執行については、教育研究活動の円滑な遂行に資するよう、効率的・効果的な体制の構築と業務改善に努める。
- 職員の資質・能力向上については、平成 28 (2016) 年の大学設置基準の改正により、大学及び大学院は大学等の「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする」こととされ、平成 29 (2017) 年度から実施が義務付けられた。本学では、従来から SD 研修会というタイトルで職員研修会を実施してきたが、内容的に必ずしも十分といえるものではないため、今後、大学設置基準の改正の趣旨に沿って、取組の充実を図る。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

- 経常的経費支出をできるだけ学生生徒等納付金の範囲内に収め、財政の健全性と大学の持続性を確保するという方針の下で、人件費や管理的経費を抑制しつつ、教育研究経費を充実させていくことを目標としている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

- 補助金や寄付金等の大幅な増は見込めない中で、収容定員充足による授業料、入学金等の学生生徒等納付金の確保を課題として、入試広報の充実を図っているほか、「経営健全化検討委員会」「将来事業計画検討委員会」での検討とその結果を踏まえて、学部・学科の改組等総合的な対策を講じている。また、管理的経費の節減と効率的使用に努め、収支バランスの確保を図っている。
- 収支バランスについては、帰属収支差額ないし事業活動収支差額はプラスであり、全体としては安定した推移となっている。
- 帰属収入ないし経常収入については、大部分を学生生徒等納付金が占めている。近年は、退学者減少対策等により、在籍者数及び学生生徒等納付金は安定しているが、収容定員の充足率向上が学校経営上の大きな課題である。最近 3 年間の主な財務比率

の推移は下表のとおりである。なお、平成 26(2014)年度までは「学校法人会計基準(昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号)」(以下「会計基準」)が改正される前の「消費収支計算書関係比率」により、平成 27(2015)年度は、改正後の「会計基準」の「事業活動収支計算書関係比率」によっている。

[表] 最近 3 年間の主な財務比率 (年度は平成)

比率	算式	27 年度	28 年度	29 年度
消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	—	—	—
基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}-\text{基本金組入額}}$	80.93%	80.10%	85.54%
学生生徒納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	—	—	—
	$\frac{\text{学生生徒納付金}}{\text{経常収入}}$	85.64%	84.98%	85.60%
補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	—	—	—
	$\frac{\text{補助金}}{\text{経常収入}}$	8.61%	8.37%	8.58%

- 本学教員の科学研究費補助金の申請・採択状況は下表のとおりである。

[表] 科学研究費補助金の採択状況 (年度は平成)

区分	26 年度	27 年度	28 年度	28 年度	29 年度
申請件数 (件)	6	7	9	7	10
採択件数 (件)	3	6	1	0	1
採択率	50%	86%	11%	0%	10%
採択額 (千円) (含間接経費)	9,880	27,530	3,380	0	6760

採択額は、総額を示す

(3) 3-6 の改善・向上方策 (将来計画)

- 法人経営の健全化については、「法人経営健全化委員会」において審議することとなっており、社会的な人材養成ニーズに適切に対応した教育研究組織の改組転換や運用の改善方策、収支のバランスの取れた財務運営のあり方について引き続き検討を進めていく。今後も、財政の健全性と大学の持続的発展のため、定員充足に向けた取組を通じて学生生徒等納付金収入の確保に努めるとともに、支出面では人件費や管理的経

費の抑制と、教育研究経費の充実に努める。また、科学研究費補助金等、外部の競争的研究資金について、申請件数及び採択率の向上に向けた取組を行う。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

- 「学校法人会計基準」（昭和 46 年 4 月 1 日 文部省令第 18 号）及びこれに基づく「学校法人峯徳学園経理規程」に基づき適正に処理しており、平成 27(2015)年の学校法人会計基準の改正に対しても、「学校法人峯徳学園経理規程施行細則」を改正し、法令に従った会計処理を行っている。
- 私立学校法第 47 条及び「学校法人峯徳学園財務情報等の公開に関する規程」に基づき財務情報の公表を行っている。公表の方法としては、基準項目 3-1 で記述しているとおり本学ウェブサイトでの公表のほか、例年発行している埼玉学園大学学報の 7 月発行分への掲載である。
- 予算と異なる支出が必要になった場合は、適時に理事会を招集して補正予算を編成することとしている。
- 科学研究費補助金に代表される公的研究費を対象とする「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が平成 26(2014)年 2 月に改定され、改定後のガイドラインにそって公的研究費の不正使用防止の体制整備が求められていた。本学では、このための規程の改正手続等が遅れていたが、平成 28(2016)年 5 月までに概ね必要な体制の整備を行い、全体像を本学ウェブサイトに公開した。公的研究費についての採択件数や金額の実績は、現状では多いとはいえないが、今後採択件数の増加に向けての取組が重要であり、このためにも新ガイドライン及びこれに基づく学内規程等に従って公的研究費の適正な運営・管理に努めていく。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

- 監事 2 人により、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 16 条に規定する職務が厳正に処理されている。また、私立学校振興助成法第 14 条で義務付けられている公認会計士の監査の際には、監事が立ち会うとともに、その機会に公認会計士、監事間の意見交換会を設定し、業務の改善に資することとしている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

- 引き続き会計法令を遵守し、適正な会計処理に努める。
- 法人の監査室、監事、公認会計士間の連携強化により、業務の改善に資する。

【基準3の自己評価】

- 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする関係法令を遵守し、高等教育機関を設置する学校法人に求められる管理運営体制や関係諸規程を整備している。
- 会計処理については、「学校法人会計基準」をはじめとする関係法令を遵守し適正な処理を行っている。
- 人件費や管理経費を抑制しつつ、教育研究経費の充実に努めるとともに、財政の健全性と大学の持続性を確保していくため、入試広報の充実等、定員充足に向けた不断の取組を通じて学生生徒等納付金収入の確保に努めている。
- 監事は、理事会に出席し意見を述べることを常例とし、公認会計士の監査に立ち会うとともに、公認会計士・監事間の意見交換会を設定して業務の改善に資している。

以上のことから、法人の経営・管理と財務は適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

- 本学は、平成 13（2001）年度の開学と同時に、「埼玉学園大学自己点検評価委員会規程」（以下「大学評価委員会規程」）を定め、自己点検評価委員会を設置した。

自己点検評価委員会は、自己点検・評価に関する企画・立案・実施、改善状況の点検、その他必要な事項を審議する（大学評価委員会規程第 2 条）。委員は、運営会議で選出された各学科の教育職員概ね 8 人で構成するとされ（大学評価委員会規程第 2 条）、現員は各学部・学科から選出された教員 10 人である。自己点検評価が努力義務から自己点検評価の実施と公表が省令上の義務とされたのが平成 11（1999）年の大学設置基準の改正であり、学校教育法の義務に格上げされたのが平成 14（2002）年であったので、本学の開学は自己点検評価制度について大きな動きのあった時期と重なる。また、自己点検評価の法律上の義務化と合わせて認証評価の受審が平成 16（2004）年度から義務化されたため、本学でも平成 21（2009）年度受審に向けて準備を開始した。機関別認証評価の受審に対応するため、準備の段階から、本学独自の自己点検評価項目についても、機関別認証評価を受審する財団法人（当時）高等教育評価機構（以下「評価機構」）の評価基準項目に沿った形で行うこととしていた。

- 第 I 期の機関別認証評価を受審し、評価機構から「埼玉学園大学は日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。」との評価結果を得たことを契機に、今後の自己点検評価については、評価機構の評価基準項目とは別に大学独自の点検評価項目を設けて行うこととした。平成 21（2009）年度から検討をはじめ、平成 22（2010）年度にその仕組みと評価項目を決定、平成 23（2011）年度から開始した。具体的には、年度毎に「自己点検評価チェックシート」を作成し、評価項目は大学に求められる 3 つの使命、すなわち、「教育」「研究」「社会貢献」の各項目について、それぞれ取り組むべき具体的目標を設定した。

目標や評価項目の設定に当たっては、(a)機関別認証評価の結果において参考意見などが付された事項、(b)先の機関別認証評価に係る自己点検評価取りまとめ時に取組が不十分であった事項、(c)中央教育審議会答申等で大学評価に関して提言されている事項を挙げることとした。なお、新たに点検すべき課題が生じた場合は、その項

目を加えることも可能としている。

- 「自己点検評価報告書」については、大学評価委員会規程第3条に基づき2年に1回作成し、公表することとされており、平成23(2011)年度の報告書では、上記「自己点検評価チェックシート」に基づく大学独自の評価項目に拠りながら、第Ⅱ期大学機関別認証評価受審に備えて、チェックシートの項目では示すことができない評価機構の大学評価基準案の項目についても、記述する仕組みとした。平成25(2013)年度報告書については、平成24(2012)年度及び平成25(2013)年度の取組・改善計画と取組実績を含む「自己点検評価チェックシート」の内容を基礎としつつ、平成28(2016)年度の第Ⅱ期大学機関別認証評価受審に備えて、評価項目を再整理した。

なお、平成27(2015)年度報告書については、第Ⅱ期大学機関別認証評価受審のために公益財団法人高等教育評価機構に提出する自己点検評価書に、その内容が含まれるものと位置づけることについて、自己点検評価委員会です承された。

平成30年度「自己点検評価報告書」は、平成28年度の大学機関別認証評価受審と平成29年4月の認証評価受審の学則への明文化および自己点検認証評価委員会委員長の業務の明確化を踏まえ、必要十分なエビデンスを盛り込んだ透明度の高い自己点検・評価の記述を期している。

- 大学院については、平成22(2010)年度の大学院経営学研究科修士課程(現在は博士前期課程)の設置に合わせて「埼玉学園大学大学院自己点検評価委員会規程」(以下「大学院評価委員会規程」)を定め、同規程に基づいて「自己点検評価委員会」を設置している。自己点検評価委員会は、自己点検・評価に関する企画・立案・実施、自己点検・評価に基づく改善状況の点検、その他必要な事項を審議する(大学院評価委員会規程第2条)。委員は、研究科長、専攻主任、研究科委員会で選出された教員とされており(大学院評価委員会規程第3条)、現在、心理学研究科は2人、子ども教育学研究科は4人、経営学研究科は8人で構成されている。
- 大学院の自己点検評価活動としては、専任教員・客員教授による意見交換会を年2回開催して教育研究内容と管理運営に関する相互の評価を行うこと、大学教員による研究会を年2回開催して学生等を含めた研究交流と評価を行うこと、「教員活動報告書」を作成すること、などがあげられる。
- 大学院の自己点検評価活動は、FD活動と密接に関連するため、その活動状況は大学院各研究科の「FD活動報告書」及び「教員活動報告書」にまとめられている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

- 本学の自己点検評価は、前述のとおり大学評価委員会規程に基づいて「自己点検評価委員会」が主体となって行うが、評価項目、取組計画、実績評価などが適切なものとなっているかを客観的に示すことが必要であることから、平成23(2011)年度より毎年度「自己点検評価チェックシート」による自己点検評価を行うこととした。「自己点検評価チェックシート」は、以下のような大項目と中項目(目標)の構成になっており、中項目(目標)の達成のために、FD活動やカリキュラムの体系化など、細分化された事項に対する各年度の取組・改善計画、これに対する各年度の取組実績及びそ

の評価を記載する様式となっている。

大項目	中項目（目標）
Ⅰ. 教育に関する目標	1. 教育の実施体制等に関する目標
	2. 教育内容及び教育の成果等に関する目標
	3. 学生への支援に関する目標
Ⅱ. 研究に関する項目	1. 研究の実施体制等に関する目標
	2. 研究水準及び研究の成果等に関する目標
Ⅲ. 社会貢献・連携に関する項目	1. 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 各年度の取組・計画は、年度の計画（Plan）、取組実績は実施・実行（Do）、評価は点検評価（Check）に相当する。そして翌年度の計画は処置・改善（Action）に相当し、場合によっては中項目や大項目のあり方に影響を与えるサイクルとなる。（以下「PDCA サイクル」という。）

この方式を導入する利点として、(a) 法令上の認証評価サイクル期間における大学の方向が可視化できること、(b) 個々の「取組・改善計画」が、「小項目」の目標を達成する具体的方策として意識付けされること、(c) 評価項目、取組・改善計画及び評価結果を各委員会が責任を持って自己点検評価を行うことになること、などが挙げられる。

また、「取組・改善計画」は、単年度ごとの目標となり、年度の終了時点で、各委員会から「取組・改善計画」に対する「取組実績」及び「実績評価」を提出することとしている。提出された「取組実績」及び「実績評価」は自己点検評価委員会のチェックを経て、運営会議、委員長会議及び教授会において確認され承認を得るものとされているため、適切な評価が行われる体制になっているといえる。

- 大学院については、「FD 活動報告書」が PDCA サイクルを機能させる役割を担っている。これまで報告書をまとめている心理学研究科、経営学研究科では、いずれも報告書の趣旨について、「大学院教育が当初の教育目標を十分達成されたかどうかを検証し、もし不十分な点があれば早急に改善を図ることにより、同教育をより充実したものにするため」と記している。また、「教員活動報告書」は、教育研究に係る個々の教員の自主的な PDCA サイクルとして機能する。本学の大学院は、学部が基礎となって成立していることから、研究科固有の活動について大学院自己点検評価委員会が扱っているものと整理できる。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

- 大学評価委員会規程によれば、自己点検評価の結果の報告書を2年に1回作成して公表することとなっている。毎年度「自己点検評価チェックシート」に基づいて取組・改善計画の策定と実績評価を行っており、2年間の自己点検評価期間内に毎年度の PDCA サイクルが組み込まれる仕組みである。設定目標の達成度をみる観点としては、一定の期間が必要とされるので、本学では認証評価機構の評価スパン7年を基本とし、必要に応じて柔軟に設定目標を加えることとしている。

このように、本学のチェックシート体制は、7年間のスパンでの大きなPDCAサイクルの中で適切に周期が設定されていると考えている。

- 大学院については、各研究科で毎年度「FD 活動報告書」「教員活動報告書」を作成することとしており、1年毎のPDCAサイクルに活用している。活動の年度計画については、年度初めの各研究科のFD委員会及び自己点検評価委員会で審議される。
- 平成29年2月には、学校教育法上の義務に適切に対応するため、認証評価の受審について学則に明文化した。それに合わせて認証評価機関による認証評価を受けるに際して、大学自己点検評価委員会の委員長が全学的な連絡調整に当たる、また大学自己点検評価委員会委員長は、委員以外の本学構成員に自己点検評価書の記述を要請することができる、とする申し合わせを行い、これは平成29年4月1日に施行された。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

毎年度の「自己点検評価チェックシート」による方式は適切であり維持していくことが適当であるが、項目の設定に当たっては、機関別認証評価の基準項目との対応関係を整理して適時に見直す。

大学や教職員のアクティビティの着実な改善・向上が図られるような点検評価システムとしてなお一層定着させる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

- 本学の自己点検評価報告書は、現在までに本報告書を含めて6回作成している。「自己評価報告書 平成19(2007)年12月」は、財団法人(当時)日本高等教育評価機構の認証評価受審に必要な「データ編」及び「資料編」を参考に、エビデンスを収集し取りまとめた。

また、「自己評価報告書 平成21(2009)年6月」は、財団法人(当時)日本高等教育評価機構による認証評価の受審用にまとめたものであり、要求されるエビデンスとしてのデータ及び資料項目に沿って、より厳密に収集・整理した。

「平成23年度自己点検評価報告書」においては、報告書の作成時にデータ及び資料

の提出を求めるとともに、報告書の記述の中に必要なエビデンスを随時盛り込んだところであり、「平成 25 年度自己点検評価報告書」においても基本的にこの方式を踏襲している。平成 27(2015)年度の自己点検評価は、認証評価の受審用にまとめる報告内容の一部であるため、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準に沿って、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施した。平成 30 年度の「自己点検評価報告書」においては平成 28 年の第Ⅱ期大学機関別認証評価受審を踏まえ、透明性のより高い自己点検・評価の実施のため既述の中に必要十分なエビデンスを盛り込み、また教育活動等を継続的に行う仕組み（「内部質保証」）の構築に向けた動きを記述に反映することとしている。

- 大学院の「FD 活動報告書」は、研究科の教育体制、FD 委員会の活動、教員による授業報告、授業アンケート、研究会及び交流会の状況、修士論文研究計画発表会・修士論文構想発表会の内容がデータに基づいて掲載されており、自己点検・評価のエビデンスとして必要な情報が整理されている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

- 本学の自己点検評価は、各委員会の意向を強く反映する仕組みとなっている。そのため、「自己点検評価チェックシート」の取組実績・実績評価及び報告書のエビデンスは、各委員会が責任を持って提出することとしている。調査及びデータが不十分である場合、改めて所要エビデンスの提出を求める場合もある。本学では、自己点検評価に係るもののみに限らず、調査やその分析が各委員会及び各部署によって常時継続的になされているが、一層の機能強化が課題である。
- 大学院については、毎年度「FD 活動報告書」を作成しており、その内容は前述のとおりであることから、毎年度継続していくことにより必要なデータが蓄積され、分析可能な情報になっている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

- 本学は、平成 23(2011)年度より「自己点検評価チェックシート」に基づく自己点検評価体制としたが、平成 22(2010)年度にチェックシートの項目立てを行うに際し、「小項目」並びに「取組・改善計画」は各委員会が挙げることとし、それらを取りまとめるに当たっては、運営会議、委員長会議及び教授会の承認を受けるものとした。また、「取組実績」「実績評価」並びに「取組・改善計画」に関しても、同様の手続を踏むこととなっており、これらの情報や意識が学内で共有されるようになっている。
同時に、この「自己点検評価チェックシート」に基づき、「自己点検評価報告書」が作成されることとなっているが、「自己点検評価報告書」も上記と同様の手続をもって、各重要会議において承認がなされることから、学内で共有されるものとなっている。
- また、本学の自己点検評価の結果については、ウェブサイトより閲覧できる仕組みとなっており、学外者が容易に閲覧し入手できる。なお、既述の通り、本学は平成 21(2009)年度に評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成 22(2010)年 3 月 24

日付けで、評価基準を満たしていることの認定を受けた。認定期間は平成 28(2016)年 3 月 31 日までとなっている。以上のことについて「認定書」「認証評価報告書」及び基準ごとの「自己評価報告書(本編)」を本学ウェブサイトに掲載しており、学内での共有、社会への公表が適切に行われている。

- 大学院については、毎年度まとめられる「FD 活動報告書」により学内での情報の共有が図られている。社会の公表に関しては、「FD 活動報告書」に含まれる情報を抽出して本学ウェブサイトに掲載することが考えられるが、現在は検討段階である。なお、大学院は、前回の機関別認証評価を受審した平成 21(2009)年には設置されていなかったため、「自己評価報告書 平成 21(2009)年 6 月」に大学院に関する記載はないが、今回の機関別認証評価に係る「自己評価報告書 平成 28(2016)年 6 月」により、関係の情報が公表されることになっている。

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

- さらなる誠実性の向上を図るべく、十分な調査・データの収集と分析に基づいて現状把握を行い、PDCA サイクルが実効ある形で機能するように努める。また、自己点検評価報告書作成の過程でできるだけ多くの関係教職員の意見を徴する体制の導入を検討する。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

- 既述のとおり、毎年度「自己点検評価チェックシート」に基づいて取組・改善計画の策定と実績評価を行っており、2 年間の自己点検評価報告書作成の期間内に毎年度の PDCA サイクルが組み込まれる仕組みである。大きなサイクルとしては、認証評価の評価スパン 7 年を基本とし、必要に応じて柔軟に設定目標を加えることを想定している。このように、PDCA サイクルは確立されており、内容の充実を課題として毎年度の取組を行っている。
- 大学院については、「FD 活動報告書」の取りまとめと、大学院評価委員会における年度初めの自己点検評価活動計画の審議を通じて、PDCA サイクルが機能している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 「自己点検評価チェックシート」のさらなる有効性の向上を図るため、計画が実現されていなかったり取組が遅れている評価の項目については、原因・理由の解明と改善計画について丁寧にフォローアップを行う。
- PDCA サイクル各段階間の時間的間隔を早め、適時適切に改善を図っていく必要がある。当面の具体的対応としては、各年度の自己点検評価について、翌年度のできるだけ早い時期に行うよう改善する。

[基準 4 の自己評価]

- 「4-1 自己点検・評価の適切性」に関しては、大学、大学院各研究科において、それぞれ自己点検評価委員会を設置して、点検評価活動を行っている。大学においては、年度ごとに「自己点検評価チェックシート」により、大項目・中項目の目標に沿って取組・改善計画、これに対する各年度の実績及びその評価を記載して、翌年度に繋がる PDCA サイクルを回すこととしている。2年に1回の自己点検評価書の作成と7年に1回の機関別認証評価の受審という周期になる。大学院については、毎年度作成する「FD 活動報告書」が PDCA サイクルを機能させる役割を担っている。
- 「4-2 自己点検・評価の誠実性」に関しては、大学の「自己点検評価チェックシート」の作成及び大学院の「FD 活動報告書」の作成は、エビデンスに基づいた現状把握に基づいて行われている。また、2年に1回作成し公表することとされている「自己点検評価書」、毎年度の「自己点検評価チェックシート」は、運営会議で審議され教授会に報告されている。「FD 活動報告書」についても教員間で情報の共有が図られている。社会への公表については、「自己点検評価書」及び機関別認証評価に係る「自己評価報告書」「認証評価報告書」を本学ウェブサイト上に掲載して公表している。適時適切に改善を図っていくため、PDCA サイクルの各段階間のスピードを早めることが課題である。
- 「4-3 自己点検・評価の有効性」に関しては、「自己点検評価チェックシート」「FD 活動報告書」の作成により、教育研究内容の改善が見られた取組もあり、自己点検・評価は有効に機能している。

以上のように、本学の自己点検・評価のシステムは適切である。より実効ある取組とするため、適時適切な点検・評価に向けて不断の改善努力を行っていく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献・社会連携

A-1 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 地域との連携による人材養成・地域文化振興への貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由

- 人口 58 万人の川口市唯一の 4 年制大学として、地域の人材養成や地域文化振興に貢献している。具体的には、下表のとおり、平成 29 (2017) 年卒業生の就職者 226 人うち、埼玉県内への就職者は、33.2%となっている。これを川口市及びその近郊市町村について見ると、企業等 20 人、臨時採用を含め小学校教員 5 人、幼稚園教諭 3 人、保育士 11 人の合計 39 人で 17.3%を占めている。

[表] 平成 29(2017)年度卒業生の就職地域の分布状況

地域	就職者合計		一般企業		小学校		幼稚園 こども園		保育所		障害児・者 施設	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	埼玉県	75	33.2	31	22.8	15	93.8	6	50.0	23	40.4	1
※県南4市	39	17.3	20	14.7	5	31.3	3	25.0	11	19.3	0	0
東京都	97	42.9	72	52.9	0	0	1	8.3	22	38.6	2	50.0
神奈川県	4	1.8	2	1.5	0	0	2	16.7	0	0	0	0
千葉県	11	4.9	4	2.9	0	0	1	8.3	6	10.5	0	0
その他	37	16.4	27	19.9	1	6.2	2	16.7	6	10.5	1	25.0
合計	226	100	136	100	16	100	12	100	57	100	4	100

※県南 4 市とは、川口市、さいたま市、戸田市、蕨市の地元 4 市をいう。

- 埼玉県、川口市の各教育委員会からの協力要請を受けて、平成 24(2012)年度より本学が核となる「子ども大学かわぐち」を開設している。子ども大学は、ドイツのチュービンゲン大学で始まった取組をモデルとして、平成 22(2010)年度から埼玉県が推進してきたもので、大学のキャンパス等を会場に、大学教授や地域の専門家等が講師となり、子供の知的好奇心を刺激する講義や体験活動が行われている。平成 27 (2015)年度から埼玉県の助成措置がなくなったが、川口市単独の予算により、引き続き、「はてな学」「生き方学」「ふるさと学」の 3 つのテーマで実施されている。平成 28(2016)

年度は、市内の小学生 53 人が参加して、5 つのプログラムが実施された。本学教員はこれまで各年度 1～3 講義を担当してきており、平成 28 (2016) 年度は 1 講義の担当となった。プログラムの中には、本学学園祭の行事に、子ども達が出店の準備と当日の運営を経験する「模擬店」が含まれる。「ふるさと学」「生き方学」の一環として、模擬店での経験を通して学生や地域住民と交流しながら、大学の施設を体験する機会となっている。また、本学在学学生にとって、サポーターとしてボランティアの経験を積む機会ともなっており、平成 28(2016)年度は 30 人の登録があり、平成 29 (2017) 年度は 26 人の登録があった。

「子ども大学かわぐち」で本学教員の担当した講義テーマは下表のとおりである。

[表] 「子ども大学かわぐち」講義テーマ (年度は平成)

	開催日	講義テーマ
25 年度	10 月 12 日	「ふるさと学」 対話からカタチへ(立ち上がるオブジェ) ～未来の川口～
	11 月 16 日	「生き方学」 運動で仲良くなる方法?! ～体と頭を使うグループワークを楽しもう～
	11 月 16 日	「はてな学・ふるさと学」 駅のホーム、どちらが 1 番線、はどう決める?
26 年度	10 月 4 日	「生き方学」 はじめて会ったその日から、友達何人できるかな?
27 年度	10 月 3 日	「生き方学」 はじめて会ったその日から、友達何人できるかな?
	11 月 14 日	「生き方学」 「ひとりひとりが大切にされる社会」ってどんな社会?
28 年度	8 月 25 日	「はてな学」 身のまわりのものを使って科学しよう!
	10 月 23 日	「学園祭」 埼玉祭にお店を出そう!!
29 年度	9 月 30 日	【生き方学】 アイスブレイク的な講義
	10 月 7 日	はてな学】【生き方学】 根本氏による講義
	10 月 14 日	【はてな学】 ・プラネタリウム鑑賞 ・科学館
	10 月 22 日	「学園祭」 埼玉祭にお店を出そう!!
	11 月 12 日	はてな学】 子供向けプログラミング講座

- また、これまで川口市教育委員会や埼玉県男女共同参画推進センターとの共催で「公開講座」を継続的に実施してきた。平成 25(2013)年度以降の開催状況は下表のとおりであり、「川口市民大学」の冠称のもとに、埼玉学園大学を会場に実施されてきた。

[表] 公開講座開催状況（年度は平成）

	実施日	テーマ
25年度	5月18日、25日 6月1日、8日（全4回）	「科学としての心理学を考える」
	6月15日、22日、29日 7月6日（全4回）	「パソコン、はじめの一步」 ～いじれる方お断りコース～
	6月22日、29日 7月6日、13日（全4回）	「ピーター・パンの秘密」 ～大人のための児童文学講座～
	10月2日、5日、11月30日 2月22日（全4回）	「With You 学園講座」
	2月1日、15日、22日 3月1日（全4回）	「いきもの」から見る日本の文化
	26年度	6月21日、6月28日、 7月5日、7月12日（全4回）
6月21日、6月28日、 7月5日、7月12日（全4回）		「パソコン、はじめの一步」
1月17日（2コマ）、 1月24日、1月31日（全4回）		「人生を豊かにする芸術体験」
2月7日、2月14日、 2月21日、2月28日（全4回）		「武者の世をのぞき見る」
27年度	10月31日、11月14日、 11月21日、11月28日（全4回）	「アベノミクスでデフレは克服できるか」
28年度	11月12日、11月19日、 11月26日、12月3日（全4回）	「日本史・日本文化の新しい常識」
29年度	11月11日、11月18日、 11月25日、12月2日（全4回）	「より豊かな人生を送るために-生命・人間・子ども-」

- なお、基準項目 A-2 で記述しているとおり、平成 27(2015)年度からは、大学で蓄積されてきた知的資源をより主体的・体系的に提供できるよう、大学独自で公開講座を実施している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- 引き続き、教育委員会をはじめ、地域と連携しながら、人材の養成を通じて地域文化や産業の発展に貢献していく。
- また、平成 30(2018)年度においても引き続き川口市教育委員会と協力して「子ども大学かわぐち」を開催する。実施内容については、これまでの講座で実施したアンケート結果による地域のニーズを踏まえながら検討していく。

A-2 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供

《A-2の視点》

A-2-① 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由

- これまで、川口市教育委員会や埼玉県男女共同参画推進センターとの共催で実施してきた公開講座について、やや習慣化し形式化したきらいがあったため、より積極的・主体的に大学の物的・人的・知的資源を提供するという観点から、平成 27(2015)年度から、本学各学科における特色ある研究成果を集約し、独自の企画で実施することとした。本学が主催する「埼玉学園大学公開講座」は、エクステンションセンターが所掌し、講座のテーマは、各学科の持つ専門性を活かすことを原則としながら、必要に応じて学科横断的にすることも予定している。実施の具体的プランは、その年度の公開講座を担当する学科の教員が中心となってプログラム委員会を組織し、委員会で検討したプランの原案をもとに必要な学内手続きを経て決定する。平成 29(2017)年度には下表の通り人間学部子ども発達学科が中心となって、「より豊かな人生を送るために-生命・人間・子ども-」を統一テーマとし、下表のとおり講座を開講した。

[表] 平成 29 (2017) 年度公開講座実施状況：「より豊かな人生を送るために-生命・人間・子ども-」

開講日	講座内容	講師	受講者数(人)
11月11日	「〈生〉をめぐって-歴史からみる生命観・〈自己〉、養生-」	松永幸子教授	27
11月18日	「人間の生活の中の巨樹」	長友大幸教授	20
11月25日	「子育てと家族の変化-〈男性〉の持つ能力を探る-」	尾形和男教授	25
12月2日	「万人が豊かに生きるためのユニバーサルデザイン」	増南太志准教授	28

- 高等学校からの要請等を受けて実施する出張授業も、大学の人的・知的資源の地域への提供事業と位置づけられる。本学教員の最近の実績は下表のとおりである。

[表] 出張授業の状況

施日	実施校	学校所在地	授業実施教員
平成 29 年 005 月 11 日	県立川口青陵高等学校	埼玉県川口市	奥山忠信教授
6 月 01 日	県立流山北高等学校	千葉県流山市	箕輪徳二教授
6 月 07 日	私立青藍泰斗高等学校	栃木県佐野市	長友大幸教授
6 月 21 日	私立武南高等学校	埼玉県蕨市	浦野弘教授
6 月 22 日	県立幸手桜高等学校	埼玉県幸手市	杉山雅宏教授
6 月 29 日	県立羽生高等学校	埼玉県羽生市	相沢幸悦教授
7 月 04 日	私立国際高等学院	埼玉県草加市	相沢幸悦教授
7 月 07 日	県立佐野松桜高等学校	栃木県佐野市	箕輪徳二教授
7 月 08 日	県立杉戸農業高等学校	埼玉県北葛飾郡杉戸町	森本昭宏教授
7 月 13 日	県立新座高等学校	埼玉県新座市	増南太志准教授
7 月 14 日	県立川越初雁高等学校	埼玉県川越市	高橋誠講師
7 月 15 日	私立山村国際高等学校	埼玉県坂戸市	中村文教授
7 月 19 日	県立熊谷西高等学校	埼玉県熊谷市	杉山雅宏教授
7 月 21 日	県立岩瀬高等学校	茨城県桜川市	伊藤栄晃教授
7 月 25 日	県立深谷第一高等学校	埼玉県深谷市	福島良一教授
8 月 30 日	県立深谷高等学校	埼玉県深谷市	福島良一教授
9 月 04 日	県立深谷高等学校	埼玉県深谷市	福島良一教授
9 月 16 日	私立浦和学院高等学校	埼玉県さいたま市緑区	奥山忠信教授
9 月 19 日	私立淑徳与野高等学校	埼玉県さいたま市中央区	杉山雅宏教授
10 月 16 日	県立草加南高等学校	埼玉県草加市	坂田知子准教授
10 月 23 日	私立成女高等学校	東京都新宿区	杉山雅宏教授
10 月 30 日	私立東京成徳大学深谷高等学校	埼玉県深谷市	山部和喜教授
10 月 31 日	県立羽生第一高等学校	埼玉県羽生市	杉山雅宏教授
11 月 08 日	県立吉井高等学校	群馬県高崎市	杉山雅宏教授
11 月 08 日	県立越谷南高等学校	埼玉県越谷市	羽鳥健司准教授
11 月 09 日	県立川口青陵高等学校	埼玉県川口市	増南太志准教授
11 月 16 日	県立前橋西高等学校	群馬県前橋市	中村文教授
11 月 20 日	私立成女高等学校	東京都新宿区	杉山雅宏教授
12 月 06 日	県立小山南高等学校	栃木県小山市	杉山雅宏教授
12 月 12 日	私立駿台学園高等学校	東京都北区	張英莉教授
12 月 15 日	私立浦和麗明高等学校	埼玉県さいたま市浦和区	梅澤実教授
12 月 15 日	県立進修館高等学校	埼玉県行田市	藤原健志講師
12 月 20 日	都立南葛飾高等学校	東京都葛飾区	掛野剛史准教授
12 月 20 日	私立浦和実業学園高等学校	埼玉県さいたま市南区	福島良一教授
12 月 22 日	都立第四商業高等学校	東京都練馬区	吉村日出東教授
1 月 11 日	県立越谷東高等学校	埼玉県越谷市	山部和喜教授
1 月 18 日	県立新田暁高等学校	群馬県太田市	梅澤実教授
1 月 31 日	県立吹上秋桜高等学校	埼玉県鴻巣市	藤枝静暁教授
3 月 02 日	私立大成高等学校	東京都三鷹市	柴田仁夫准教授
3 月 09 日	都立八王子北高等学校	東京都八王子市	吉村日出東教授
3 月 15 日	私立本庄第一高等学校	埼玉県本庄市	佐々木美恵准教
3 月 16 日	県立和光高等学校	埼玉県和光市	堀田正央教授

- また、メディアセンターについては「埼玉学園大学・川口短期大学情報メディアセンター利用規程」により、地域住民をはじめとする学外者の情報メディアセンター利用が認められている。平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度の学外者登録者数、延べ利用者数及び貸出冊数は下表のとおりであり、前年度に比べ、新規登録者数、延べ利用者数の増加が見られた。

[表] 学外登録者数等 (年度は平成)

区分	登録者 (新規登録者) (人)	延べ利用者 (人)	貸出数 (冊)
28 年度	54(41)	527	255
29 年度	60(47)	541	257

- なお、学外者開放については、「子ども大学かわぐち」等の開催時に、学外者利用のリーフレットを配付するほか、大学及びメディアセンターのウェブサイトにおいて、学外者の利用が可能であることを明示するバナーを配置し、周知を図っている。また、平成 29 (2017) 年度には、利用者の利便性を図ることを目的とした公式 Twitter の利用を開始し、メディアセンターからの情報発信を積極的に行っている。
- 本学では、平成 26 年 (2014) 年度に大学院心理学研究科修士課程臨床心理専攻を設置するとともに、それに先立って臨床心理カウンセリングセンターを整備した。同センターは、大学院生に対して臨床心理士を養成するための教育・訓練を行う学内実習施設としての機能を有するとともに、外来者に対する心理相談サービスの提供と調査研究活動を行うことを目的としている。運営については「埼玉学園大学臨床心理カウンセリングセンター運営規定」【資料】に基づいて行われている。相談者はこの規定に定める心理相談料が必要である。開所 1 年目の相談件数は 306 件であったが、その後、平成 27 (2015) 年は 433 件、平成 28 (2016) 年は 419 件、平成 29 (2017) 年度は 375 件となっている。相談件数の推移から、地域のメンタルヘルス・サービスの拠点として、認知されつつあるといえる。尚、平成 28 (2016) 年、平成 29 (2017) 年の月別利用件数は下表のとおりであった。

[表]平成 28 年 (2016) 年、平成 29 (2017) 年の臨床心理カウンセリングセンター相談件数 (件)

28 年 (2016) 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
件数	40	37	39	49	32	38	33	22	30	40	27	32
29 年 (2017) 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
件数	31	32	28	33	24	28	30	20	30	47	36	36

- 平成 24(2012)年 8 月に改正認定こども園法が施行され、新たに幼保連携型こども園が制度化された。その職員である「保育教諭」については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則とされているが、5 年間の経過措置期間中に、幼稚園教諭免許状または保育士資格を有し、一定の実務経験を持つ者には、

もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する特例が設けられた。本学では、この特例に対応するため平成 27(2015)年 8 月に「保育士資格・幼稚園教諭免許取得特例講座」を開講し、保育教諭を目指す幼稚園教諭免許状または保育士資格を有する者の免許・資格の併有を支援することとした。保育士資格取得のための特例講座は、応募者が著しく少なかったため開講できなかったが、幼稚園教諭免許取得のための特例講座には 9 名が応募・受講し、全員が必要な単位の認定を受けた。

- 地域文化の振興に役立つ大学情報の提供としては、教員の研究活動や研究業績について、学報や本学ウェブサイトで公表している。また、本学教員が埼玉新聞の論説に不定期ではあるが寄稿して、経済経営に関する内外の情勢や地域文化についての理解促進に資するよう、簡潔な解説に努めている。
- 学友会では、埼玉県赤十字血液センターに協力する形で、毎年春と秋に献血への協力活動を行っている。平成 29(2017)年度は 5 月 18 日と 11 月 16 日に行い、それぞれ約 40 人の学生・教職員が献血を行った。【資料 A-2-10】
- 学生の課外活動団体の中にも、地域交流活動等、地域貢献に繋がる活動を行っている団体がある。こうした団体の活動や予定については、本学ウェブサイトや学報で紹介することにより地域への情報提供を行っている。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- 公開講座については、新しい方式の定着を図るとともに、内容の工夫・充実と積極的な広報により、できるだけ多くの参加者が得られるように努める。
- メディアセンターの学外利用については、新規登録者の多くがウェブサイトと友人の紹介において、学外者開放が行われていることを知り得ていることが明らかになった。ウェブサイトによる告知が有効であったと考えられるほか、利用者満足度が高いことも伺い知ることができた。引き続き、新規利用者の動向把握に努め、効果的な告知方法等について検討する。

【基準 A の自己評価】

- 「A-1 地域との連携により人材養成・地域文化振興への貢献」に関しては、地域の学校、保育所、一般企業へ多くの卒業生を送り出すことによって、地域の振興に貢献している。また、川口市と協力して「子ども大学かわぐち」を開催し、地域の子どもの育成に大学の施設や人的資源を提供している。
- 「A-2 大学が有する物的・人的・知的資源の地域への提供」に関しては、大学が主体的に企画し、シリーズで行う公開講座を平成 27(2015)年度から開始した。また、大学の持つ知的情報の地域への提供のほか、臨床心理カウンセリングセンターでの心理相談サービス、保育教諭養成に係る特例講座の実施など、大学資源の地域への提供に努めている。

以上のように、本学は人口 58 万人の川口市内唯一の 4 年制大学として、人材の養成や、大学の施設、教職員及びその知的資源の活用によって、地域の振興に貢献している。